

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦()・干支	日	標 題	○差出人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原コ写 本ビ真	形態	数量	撮影	箱 番号
1743 1819	F 2	嘉永4年7月2日 (1851年)・亥		借用申金子之事	○借主塩町:佐右衛門・喜右衛門 ●上湯日村:瀧 三郎左衛門	金10両、これは抛所なき入用に差支え借用、返済は元利共に、当暮れ迄とする	蔵分	原本	状	1	○	85
1744 188	F 2	嘉永4年7月 (1851年)・亥		拾年季ニ質入申田地證文之事	○上湯日村借主:三郎左衛門、證人親類:三太夫、組頭:久兵衛・八郎一 ●金谷宿本町:文右衛門	中田1反1畝20歩(本田)、下田6反4畝19歩、以上2口分米合7石8斗6升1合、これは抛所なく10年季に売渡し、金200両を受取る。		原本	状	1	○	85
1745 1229	F 2	嘉永4年7月 (1851年)・亥		拾年季ニ質入申田地證文之事	○上湯日村田地質入主:三郎左衛門、同村親類證人:三太夫、組頭:久兵衛・八郎一 ●金谷宿:文右衛門	質入田地の中田・下田共に分米合7石8斗6升1合、これを10年季に売渡し、代金200両を受取る。	蔵分 虫喰いあり	原本	状	1		
1746 1837	F 2	嘉永4年9月 (1851年)・亥		差出申置候書付之事	○預り主:忠左衛門、請人:忠吉 ●三郎左衛門	字鎌塚に存する下田2口(分米合9斗1升7合で散田17俵納め)、これを貴方より預かり、その代金70両を渡す。10ヶ年季で請け返しの決まり。	蔵分	原本	状	1	○	85
1747 518	F 2	嘉永4年9月 (1851年)・亥		借用申金子證文之事	○上湯日村借主:庄屋:六兵衛、請人百姓代:忠助 ●同村:三郎左衛門	金50両、これ要用に付き借用、質物は名田畑山林全部(これは先年貴方からその借用金の質地とした、その残りの畑山林)、返済は亥の2月10日とする。		原本	状	1	○	85
1748 785	F 2	嘉永4年11月 (1851年)・亥		借用申金子之事	○金子借主:谷口村:六郎左衛門、村役人證人同村組頭:新八 ●上湯日村:瀧 三郎左衛門、外、村役人中	金20両、これは金子入用に付き、村方助成金の中から借用、質物は散田10俵納めの地、ご入用の節はいつでも返済するというのが条件。		原本	状	1	○	85
1749 753	F 2	嘉永4年11月 (1851年)・亥		金子證文之事	○西深谷村:六左衛門・民吉 ●地方御用達:瀧 三郎左衛門	金20両、これ村方入用から借用する。利息1割、返済は元利共に、来る子11月20日とする。		原本	状	1	○	85
1750 475	F 2	嘉永4年12月 (1851年)・亥		質流ニ相渡田山證文之事	○上湯日村渡主:長太、證人:市左衛門、百姓代:三太夫、組頭:久兵衛・八郎一 ●同村:瀧 三郎左衛門	土山1ヶ所、下田4畝23歩、この代金計6両、これは当亥年の年貢に困り質流れにし金子を受取ったもの。		原本	状	1		
1751 1260	F 2	嘉永5年5月 (1852年)・子		丁子講懸金請取帳 金主:川村惣右衛門	○なし ●なし	掛金請取の覚、子(5月)、丑(5月)、寅(5月)、卯(11月)に掛金7両~10両を受取る。	蔵分	原本	横半	1		
1752 720	F 2	嘉永5年11月 (1852年)・子		金子證文之事	○沢田村借主:又六、同村組頭證人:藤八 ●地方御用達兼中、取次:三郎左衛門	金10両、これは抛所なき入用に付き借用、利息は年1割、返済は元利共に11月20日とする。		原本	状	1	○	85
1753 737	F 2	嘉永5年11年 (1852年)・子		借用申金子證文之事	○上湯日村借主:三郎左衛門・八郎市・久兵衛、子持坂村・引受證人:市右衛門 ●子持坂村:一元	金100両、これはこの度入用に付き借用、利息は1割3分、質物は、散田20俵納めの土地、子持坂村の市右衛門講落札金にて返済、その返済は来る日11月とし、利息は丑年より巳年迄5ヶ年の間、11月20日限り納めるものとする。	分類は「D-3」に通ずる。	原本	状	1	○	85
1754 727	F 2	嘉永5年11月 (1852年)・壬子		借用申金子之事	○沢田村借主:又六、組頭證人:藤八 ●瀧 三郎左衛門	金10両、これは抛所なき入用に差支え借用、利息は年1割、返済は元利共に、来る丑11月限りとする。		原本	状	1	○	85
1755 726	F 2	嘉永5年12月14日 (1852年)・子		借用申金子證文之事	○上湯日村金子借主:六兵衛、同村證人:百姓代:半右衛門、組頭:忠助 ●同村庄屋:瀧 三郎左衛門	金8両、これは抛所なき急入用に付き借用、利息は1割2分5厘、質物は散田4俵納めの田地、返済期日は来る丑年正月とする。		原本	状	1	○	85
1756 489	F 2	嘉永5年12月晦日 (1852年)・子		借用申金子證文之事	○切山村借主:弥左衛門、百姓代證人:重治郎 ●上湯日村:瀧 三郎左衛門	金3両(通用金)、これは年貢諸入用に困り借用、質物は田の坪3俵の田地、返済は11月20日とする。		原本	状	1		
1757 185	F 2	嘉永5年12月 (1852年)・子		質流ニ相渡畑證文之事	○上湯日村畑渡主:孫右衛門、證人:久右衛門、組頭:久兵衛・八郎一 ●瀧 三郎左衛門	当子の年貢入用金に困り、次の荒地を売渡し、代金15両を受取る。すなわち字下原の荒地畑3枚、字大道ばたの荒地原2枚(但し茶木付き)、このように渡した限りは貴方の名式に相違なし		原本	状	1	○	85
1758 732	F 2	嘉永6年2月 (1853年)・丑		借用申金子證文之事	○上湯日村借主:三郎左衛門、證人:八郎一 ●文右衛門	金20両、これは抛所なき入用に付き借用、返済は元利共に来る8月晦日。利息の記載はない。		原本	状	1	○	85
1759 1822	F 2	嘉永6年3月 (1853年)・丑		借用申金子證文之事	○上湯日村金子借主:(欠)、同村證人・組頭:忠助 ●瀧 三郎左衛門	金7両、これは年貢金に差支え借用、質物は、字元蔵田の散田3俵の土地、返済期日は当丑の11月20日、利息は貸主の言うとおりに従う。	蔵分	原本	状	1		

1760 738	F 2	嘉永6年4月 (1853年)・丑	借用申金子證文之事	○借用主:東屋清藏、證人:為平 ●上湯日村:瀧 三郎左衛門	金503兩・銭700文、これは普請金に差支え借用、返済は当丑年12月25日限りとする。		原本	状	1	○	85
1761 1842	F 2	嘉永6年4月 (1853年)・丑	借用申金子之事	○林彦兵衛、庄田言太夫、石川與四郎 ●瀧 三郎左衛門	金3兩、これは拠所なき要用に付き借用、返済は当年暮れ迄とする。	蔵分 虫喰い著しく、紙破損	原本	状	1		
1762 1817	F 2	嘉永6年7月 (1853年)・丑	借用申金子之事	○上湯日村:八郎一、證人:佐右衛門 ●掛川町:米屋万蔵	金2兩借用、返済は元利共に丑年10月30日とする。	蔵分	原本	状	1		
1763 750	F 2	嘉永6年8月 (1853年)・丑	證文之事	○地方御用達:瀧 三郎左衛門 ●松本市右衛門	金5兩、これは差し掛り入用に付き借用、返済は元利共に来る9月限りとする。		原本	状	1	○	85
1764 1190	F 2	嘉永6年9月 (1853年)・丑	長寿講連印名前	○世話人:大塚太左衛門、水野市右衛門、会主:瀧 三郎左衛門 ●なし	全部で11名の名前があり、掛金口数は全て1口ずつとなっている。なお1口の金額の記載はない。	蔵分	原本	縦	1		
1765 461	F 2	嘉永6年10月 (1853年)・丑	質流ニ相渡荒地山證文之事	○上湯日村山渡主:田蔵・平兵衛、證人:久助、外3名、組頭: 久兵衛・八郎一 ●瀧 三郎左衛門	田蔵分の荒地2ヶ所(この代金1兩)、平兵衛分の荒地1ヶ所(代金1分2朱)、代金合1兩1分2朱、これは、我ら持山であるが、この度丑の年貢に差支え貴方に質流に渡し代金受取る。かくなる上はこの荒れ山は貴方の持ち山。		原本	状	1	○	85
1766 303	F 2	嘉永6年11月 (1853年)・丑	講事金證文之事	○倉沢村下組・預り主:平兵衛、組頭:嘉七・六太夫 ●地方御用達中	金100兩、これは私事勝手不如意に付き講金を都合してもらったもの、返済は来る寅年より講の終会まで1割の利息をもって掛金して返す。万一の場合は質物として高15石の田畑をあげる。		原本	状	1	○	85
1767 350	F 2	嘉永6年12月 (1853年)・丑	蔵預り置添書之事	○太田探津守領分・上湯日村庄屋:三郎左衛門、組頭:八郎一・久兵衛 ●大草太郎左衛門御代官所金谷河原町:源一郎	御蔵米75俵(郷蔵預り分の)、これは殿様預りの分であるが、貴方に一旦売渡し、その代金を受取った。代金は殿様に上納する。この米については切手を持参し次第渡すことになる。	分類(D-3)に相当	原本	状	1	○	85
1768 1268	F 2	嘉永6年12月 (1853年)・丑	田畑證文扣	○略 ●略	「請次第に売渡す田地證文」(一紙文書)を綴じ込む。その年代は、文政8年(1)、天保6年(1)、7年(1)、14年(1)、弘化3年(1)、嘉永6年(14)、7年(5)で、合計24枚を綴る。	蔵分	原本	状の綴り	1		
1769 1852	F 2	嘉永7年3月 (1854年)・寅	請次第質入申田地證文之事	○上湯日村田地渡主:三郎左衛門、親類證人:六郎兵衛、組頭: 久兵衛・八郎一、口入方證人:嶋村:儀八、牛尾村:三郎二 ●なし	字仲田坪の反別合1町3反5畝16歩、分米合14石7斗8升5合7勺、これは我らの名田であるが、この度據所なき要用に付きこれを請け次第に質入れし、その地代金148兩を受取る。10年以上請け返しをしなければ貴方の持地となる。	蔵分 扣文書カ	原本	状	1	○	85
1770 442	F 2	嘉永7年3月 (1854年)・寅	請次第質入申田地證文之事	○上記通し番号1769に同じ ●金谷宿:文右衛門	上記、通し番号1769に同じ。		原本	状	1		
1771 736	F 2	嘉永7年4月 (1854年)・寅	借用申金子證文之事	○上湯日村借主:三郎左衛門、組頭證人:久兵衛・八郎一 ●嶋田宿:孫兵衛	金50兩、これは拠所なき要用に付き借用、年利1割2分、質物は掛川御切手2通、田地證文散田21俵の売渡證文1通、返済は来る8月20日限りとする。	分類(D-3)に通ずる	原本	状	1	○	85
1772 478	F 2	嘉永7年5月 (1854年)・寅	請次第ニ質入申田地證文之事	○上湯日村畑質入主:三郎左衛門、親類證人:六兵衛、組頭:久兵衛・八郎一 ●金谷河原町:源一郎	字鎌塚天神前の下畑1反4畝10歩(この分米7斗1升6合7勺・散田6俵1斗納め・小作:惣右衛門・藤右衛門)。これは拠所なく金子入用に差支え請け次第に質入れし、代金25兩を受取る。請け返しの節、この土地は返却される。		原本	状	1	○	85
1773 1225	F 2	嘉永7年5月 (1854年)・寅	覚	○上湯日村庄屋預主:瀧三郎左衛門、同村證人:六兵衛、同村組頭證人:八郎一 ●欠(紙破損)	金22兩、これ貴方に名目を頼み借用したもの。質物は、掛川様倉沢村御米25俵、村方御米25俵、但し御触出し手形2通。返済は8月15日。	蔵分	原本	状	1		
1774 783	F 2	嘉永7年閏7月 (1854年)・寅	借用申金子證文之事	○上湯日村:伝六・六兵衛・八郎一 ●同村:三郎左衛門	伝六:金1兩2分・銀7匁8分7厘5毛借用、この質物は散田3俵納めの地、八郎一:金2兩2分と銀13匁1分2厘5毛借用、この質物記載なし、六兵衛:金2兩2分銀7匁5分借用。利息は1兩に付き米1斗、返済は当寅11月30日。	八郎一の借用金は、見せ消してある。	原本	状	1	○	85
1775 1838	F 2	嘉永7年7月 (1854年)・寅	借用申金子證文之事	○上湯日借主:伝六、證人:六兵衛、組頭:久兵衛・八郎一、庄屋:瀧 三郎左衛門 ●秋葉講御連中御世話人:文左衛門	金36兩、これは拠所なき要用に付き借用、質物は散田11俵納めの證文、利息は金1兩に付き米1斗ずつ、都合3石6斗・俵にして8俵2斗4升、徳米にて12月20日迄に納める。違作の場合も同じ。	蔵分	原本	状	1	○	85

1776 1857	F 2	嘉永7年7月 (1854年)・寅	田地證文為差替之事	○金谷河原町:源一郎 ●上湯日村:三郎左衛門	字鎌塚の地所、高8斗9升・散田4俵5斗掛り(小作:藤右衛門)、代金21兩10ヶ年賦に定める。	蔵分	原本	状	1		
1777 467	F 2	嘉永7年閏7月 (1854年)・寅	請次第=質入申田地證文之事	○上湯日村質入主:伝六、請人:六兵衛、組頭:久兵衛・八郎一 庄屋:瀧三郎左衛門 ●秋葉講御世話人御連中、金谷宿:文左衛門	下田1反15歩、中田5畝6歩、下田7畝15歩、この3口の土地は抛所なく入用に付き請け次第に質入し、代金36兩を受取る。		原本	状	1	○	85
1778 351	F 2	嘉永7年9月27日 (1854年)・寅	覚	○谷稲葉村:孫右衛門 ●上湯日村:三郎左衛門	金50兩(亥11月取替え)、8兩(藤枝白子町大坂や:龍市郎払)、寅2月18日:金1兩2分(子利息請取)、金18兩2分(元金請取)とあり。		原本	状	1		
1779 1829	F 2	安政2年正月 (1855年)・卯	請次第=質入申田地證文之事	○上湯日村地主:三郎左衛門、組頭:久兵衛・八郎一 ●金谷宿:浅右衛門	字吹木に存する反別1町5反1畝6歩(分米16石2斗8升8合9勺)の地で、これには石ヶ谷額分(高1石6斗6升7合)と掛川額分(高14石6斗4升1合9勺)が含まれるが、これは抛所なき要用に付き請け次第に質入し、その代金として200兩を受取る。	蔵分	原本	状	1	○	85
1780 473	F 2	安政2年6月 (1855年)・卯	一札之事	○上湯日村当人:八郎一・三太夫・伝六 ●瀧三郎左衛門	本田高1石9斗6升2合、外に代金28兩、この田地は貴方に書面の金額で売渡したところであるが、一方では金谷宿の弥五右衛門方へ1兩に付き7升5合にて代金28兩で私名義で売渡すも、年買入用差引き徳米不足なので、足し米し散田7俵納めと證文を認め年々足し米し、地主方へ勘定してきた。この度増し金請取ったので以後当卯年より私が勘定を引き受ける。上記田地には構いなしとする。		原本	状	1	○	85
1781 700	F 2	安政2年8月 (1855年)	借用申金子證文之事	○谷口:喜左衛門 ●湯日:瀧三郎左衛門	金3兩、これは抛所なく借用、返済は来る11月限りとし、四郎様引越しの間に差し上げることを約す。		原本	状	1		
1782 8	F 2	安政2年11月 (1855年)・卯	借用申金子證文之事	○八幡村金子借主:石橋主税 ●上湯日村:瀧三郎左衛門	金56兩2分、これは抛所なき要用に付き、貴方に預けてある講事金100兩の中より借用したもの、利息は1割とし、年々会合の節勘定する。返済は必要時に請求されればいつでも。		原本	状	1	○	85
1783 719	F 2	安政3年5月 (1856年)・辰	借用申金子之事	○石橋主税 ●瀧三郎左衛門	金5兩、これは要用に付き借用する。返済は元利共に、当11月限りとする。		原本	状	1	○	85
1784 1763	F 2	安政3年5月 (1856年)・辰	借用申金子證文之事	○借主:卯一郎、證人:安蔵 ●瀧三郎左衛門	金4兩2分、これは要用金に差支え借用、利息は1割2分5厘、返済は元利共に当年6月限りとする。	蔵分	原本	状	1		
1785 1110	F 2	安政3年12月 (1856年)・辰	借用申金子證文之事	○八幡村借主:青山主馬・石橋主税 ●湯日村:瀧三郎左衛門	金40兩、これは抛所なき要用に付き借用、利息は年1割2分、返済期日は巳年11月、自分の講事前に返済、この約束違反の場合は講の掛金を差し上げる。	蔵分	原本	状	1	○	85
1786 1822	F 2	安政4年8月 (1857年)・巳	借用申金子之事	○上湯日村借主:三郎左衛門 ●道悦村:与七	金10兩、これは抛所なき急入用に付き借用、返済は元利共に、巳の10月晦日とする。	蔵分 虫喰いあり	原本	状	1		
1787 733	F 2	安政4年12月29日 (1857年)・巳	借用申金子證文之事	○上湯日村:三郎左衛門 ●上湯日村惣代中	金1兩2分、これは抛所なき急入用に付き借用、利息は年1割、返済は来る午年8月晦日限りとし、万一滞る場合は、掛川郷宿喜右衛門取替え金にて返済。		原本	状	1	○	85
1788 1766	F 2	安政5年11月 (1858年)・午	地所一札之事	○金谷宿近江屋:文右衛門、親類證人:佐十 ●湯日村:清右衛門・半平	去る亥年に上湯日村の三郎左衛門の持高の内から私方が買受けた土地がある。ところが今日6月大水にて大破損し貴方に売渡した。この土地、三郎左衛門が元金をもって請け戻しを要求したら貴方の方から返してもらいたい。	蔵分 虫喰いあり	原本	状	1		
1789 1684	F 2	安政6年11月 (1859年)・未	未秋拾九月落札金並取替勘定帳 上湯日村:瀧三郎左衛門様	○なし ●なし	11月、瀧三郎左衛門の落札金は30兩、これより差引き分あり、残り計28兩2朱・永319文9分が受取るべき金子、として細目計算を載せる。	蔵分	原本	横	1		
1790 1965	F 2	安政6年12月26日 (1859年)・未	欠	○色尾村:伝次郎、同村:せわ人 ●上湯日村:三郎一	金10兩の内から巳11月、午4月、未12月の掛金や、申年の春から酉年の暮れ迄の4会分を引き去り、残り3兩2分を渡す、とある。	蔵分 文章前欠	原本	状	1		
1791 1953	F 2	文久2年2月9日 (1862年)・戌	覚	○上湯日村:仁左衛門 ●瀧三郎左衛門御親類中	11回講落札金25兩、これより掛金分・前借り分等を差引き、結局4兩1分・236文渡しとする。	蔵分	原本	状	1		

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦()・干支	日	標 題	○差出人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原コ写 本ビ真	形 態	数 量	撮 影	箱 号
1792 1952	F 2	文久2年11月 (1862年)・戌		借用申金子證文之事	○上湯日村借主:三郎左衛門 ●道悦嶋村:与七	金1兩1分2朱・錢163文、これは拠所なく借用、返済は元利共に来る10月末とする。	蔵分	原本	状	1		
1793 1509	F 2	文久3年12月29日 (1863年)・亥		覚	○上湯日村金子請取主:三郎左衛門、同村證人:伝六 ●同村:清右衛門・半平	金9兩、これは当亥年貢・諸入用に困り借用したもの、質物は去る嘉永4年金谷の文右衛門方に200兩にて請け返し売渡した田地、その後これを貴方に請け返してもらったが、今回の借用はその質分より増し金として借用したもの。	蔵分	原本	状	1		
1794 1919	F 2	文久3年12月 (1863年)・亥		請次第ニ質入申田地證文之事	○上湯日村田地質入主:三郎左衛門、同村親類:伝六、同村親類組合:三太夫、同村組頭:藤兵衛 ●同村:半平、清右衛門	①本田・新田共に計分米13石5斗5升6合7勺の三郎左衛門の名田、これは11ヶ年前に文右衛門方へ質入していたものだが、今度これを請戻し、貴方2人に請次第に質入れし、その地代金209兩を受取る。②元治元年に更に11兩を①の質入田地の増金として借用している(年貢納入の為)。③更に慶応3年153兩2分を年貢に差支え①の質入田地の増金として借用している(この時の瀧家当主は賀惣次となっている)。	蔵分 長=188cmの文書	原本	状	1	○	85
1795 1171	F 2	慶応2年2月 (1866年)・寅		覚	○上湯日村:仁左衛門 ●賀惣次	金2兩2分で次右衛門の田地を貴方へ質入していたが、この度貴方が大借にてこの田地を村方へ差し出したので、代わって私が賤いすることになった。上記證文確かに受取る。	蔵分 紙破損、虫喰い	原本	状	1		
1796 1164	F 2	慶応3年12月 (1867年)・卯		増金證文之事	○上湯日村質入主:賀惣次、同村組合證人:佐平、同村親類證人三太夫・六兵衛 ●同村:清右衛門・半平	金85兩、これは年貢・諸入用に差支え前借りの外に増金借用し、合計金272兩となった。これは来る辰より申年迄の5ヶ年季質入とする。(質物記載なし)	蔵分	原本	状	1		
1797 1810	F 2	慶応3年12月 (1867年)・卯		15ヶ年季ニ質入申田地證文之事	○上湯日村質入金子請取主:賀惣次、同村親類證人:伝六・三太夫・六兵衛、組合證人:佐平、百姓代:仁左衛門・弥七 ●同村:清右衛門・半平・久兵衛	字鎌塚在の下田4口の反別合1反5畝3歩(分米合1石5斗1升)、この名田、当卯年の年貢諸入用に差支え、15ヶ年季に質入し、地代金131兩2分を受取る。	蔵分 虫喰いあり	原本	状	1	○	85
1798 1521	F 2	明治2年12月29日 (1869年)・巳		覚	○上湯日村:清蔵 ●同村:賀惣次	金10兩は去る暮れの貸金、金5兩は久右衛門より請取、金5兩は12月29日に受取る。これは辰年暮れの貸金で、元利共に受取る。	蔵分	原本	状	1		
1799 1826	F 2	明治4年12月 (1871年)・未		三ヶ年季ニ質入申田地證文之事	○上湯日村田地質入主:賀惣次、親類惣代:次六、外1名、組合惣代:佐平、百姓代:弥七、組頭:清蔵・半平 ●同村:庄八	梅の木田の下田(本田)、下田(新田)の合計分米1石1升を質入して、その代金12兩2分を、3年季の借用する。	蔵分	原本	状	1		
1800 1998	F 2	明治6年12月 (1873年)		請次第ニ質入申仮書證文之事	○上湯日村田地質入主:瀧 賀惣次 ●同村:増田半平	金15兩、これは年貢金に差支え借用する。質物は鎌塚の荒地1反9畝25歩、これを10年季に質入し金子借用する。	蔵分	原本	状	1		
1801 2019	F 2	明治7年12月 (1874年)・戌		借用申金子證文之事	○上湯日村借主:瀧 賀惣次、證人:瀧 伝六 ●同村:渡辺清蔵	金92兩2分、これ要用にて借用する。質物は地券證書1通、利息は年1割5分で返済は来る亥年11月とする。	蔵分	原本	状	1		
1802 1815	F 2	なし 正月28日 ・子		借用申金子之事	○掛川肴町借主:紀右衛門、證人:太郎右衛門 ●湯日村:瀧 三郎一	金5兩、これは普請金に困り借用、返済は、5兩の内、3兩は、当暮れに町内の与次右衛門から郷宿金を年々持参しているのをこれをあてる、後2兩は私郷宿始まり次第支払う。	蔵分	原本	状	1	○	85
1803 1821	F 2	なし 4月 ・子		借用申金子證文之事	○喜右衛門 ●上湯日村:瀧	金1兩2分、これ拠所なき入用に付き借用、返済は、1兩は7月限り、残金は当年暮れ迄に返す。	蔵分 虫喰いあり	原本	状	1		
1804 43	F 2	なし 12月29日 ・子		借用申請文之事	○請人:六兵衛、借主:なを ●上湯日村:三郎一	金2兩借用、これは私、売り払いの方のことで貴方から拝借したもの、返済は来る春2月とする。	蔵分	原本	状	1	○	85
1805 1775	F 2	なし 4月15日 ・丑		覚	○馬牛講・前玉村連中:会主:新左衛門 ●上湯日村:三郎市	金2分2朱(大掛1口)、金1分2朱(小掛1口)、計1兩、これ請け掛金として受取る。	蔵分	原本	状	1		
1806 348	F 2	なし 7月 ・丑		覚	○講世話方:孫次郎 ●瀧 三郎左衛門、松村甚左衛門	金7兩2分、これ講月掛金として受取る。	蔵分	原本	状	1		

1807 792	F 2	なし 正月 ・寅	覚	○木村八郎兵衛 ●瀧 三郎兵衛	金15両借用、利息月6匁、来る12月迄に元利共に返済。		原本	状	1	○	85
1808 44	F 2	なし 11月11日 ・寅	借用申金子之事	○牧野原村證人：伝左衛門、借主：庄助 ●上湯日村：三郎市	金2分、これは当寅年貢に困り借用する。返済は来る卯年3月とする。		原本	状	1	○	85
1809 1139	F 2	なし 12月28日 ・寅	(書状)	○栗田嘉平太 ●瀧 三郎一	母君の病氣見舞い、外に、金3両の借用證文在中。	蔵分	原本	状	2		
1810 1222	F 2	なし 12月29日 ・寅	覚	○嶋田庄屋：治郎右衛門 ●瀧 三郎一	屏風1双、但し、おりがみ付き、英房書。これは過日預けておいた分で、書面のとおりに受取る。	蔵分	原本	状	1		
1811 305	F 2	なし 11月 ・卯	覚	○世話人 ●上湯日村：瀧 三郎一	嶋村儀右衛門の子講、7会目より割り戻し金24両・永937文5分(当年より戌年迄8ケ年)を三郎一に渡した覚。		原本	状	1		
1812 429	F 2	なし 4月 ・辰	借用仕一札之事	○金谷宿村田屋借主：又十郎 ●瀧 伝作	金3分、拠所なく借用、返済は当年暮れ迄とする。		原本	状	1		
1813 347	F 2	なし 10月16日 ・辰	覚	○谷口村：喜太夫 ●上湯日村：三郎左衛門	①金1両2分1朱、②金2分、永21文、以上2口計金2両と563文、これ講掛金として請取り。		原本	状	1		
1814 1779	F 2	なし 11月16日 ・辰	覚	○上湯日村：六右衛門 ●同村：三郎左衛門	金13両3分、これは岡田村の郡平殿の無尽金として受取る。	蔵分	原本	状	1		
1815 1954	F 2	なし 12月3日 ・辰	借用申金子之事	○日坂借主：金左衛門、證人：恵吉 ●湯日村：三郎左衛門	金12両、これは当年暮れの入用に困り借用、無利息、返済は来る巳年の5月とする。	蔵分 虫喰いあり	原本	状	1		
1816 343	F 2	なし 12月 ・辰	覚	○講世話人：池谷勘右衛門 ●落札人：青山主馬、石橋主税	金200両、当会落札、この金子より当会掛金(26兩余)の卯年取替え分、外敷人の渡金を差引いて金24両2分・永171文7分7厘を渡す。なおあと一通「覚」あり、同時に裏打ちされて一紙となっている。同一落札金より差引いた金額が記載される。		原本	状	1	○	85
1817 531	F 2	なし 2月16日 ・巳	覚	○地方御用達 ●又七	合計金：15両(3両2分、6両2分、5両)の請取り。		原本	状	1		
1818 12	F 2	なし 9月 ・巳	覚	○寺田忠左衛門 ●上湯日村：瀧 三郎一	金1両、これは矢部巳之助が借用、来る午年暮れ迄に、元利共に返済する。		原本	状	1	○	85
1819 1818	F 2	なし 12月 ・未	覚	○倉沢村庄屋：平兵衛 ●上湯日村御庄屋：三左衛門	4両2分、これは去る卯年の積み金、利金1分2朱・284文、これを受取る。先の積み金證文請取書を紛失したので本書付けを差出す。	蔵分	原本	状	1	○	85
1820 1403	F 2	なし 5月 ・申	(書状)	○谷田川：七太夫 ●瀧 広三郎	質入のもの請け戻したいとのこと、これ承知、ついでには請け返しの金子持参されたし。	蔵分	原本	状	1		
1821 1152	F 2	なし 7月24日 ・申	覚	○瀧 繁太郎 ●大鐘御伯女	金3両3分、銀3匁6分、この通り金子元利共に皆済相違なし。	蔵分	原本	状	1		
1822 1864	F 2	なし 12月 ・申	借用申金子證文之事	○上湯日村金子借主：久四郎、同村證人：定右衛門 ●同村：三郎一	金2両、これは諸入用に困り借用、利息は年1割半、質物は所有の畑で、字原一本杉、返済は元利共に来る酉年暮れ迄とする。	蔵分	原本	状	1		
1823 1172	F 2	なし 12月 ・申	覚	○上湯日村：惣代中間 ●三郎左衛門組合中	山證文5本、田地證文1本、これらは年季買入れた證文で、合計6本を御用達に差し上げる。	蔵分	原本	状	1		
1824 1147	F 2	なし 12月 ・申	借用申證文之事 (包み紙入り)	○借主：大鐘和十郎、證人：三太夫 ●三郎一	金5両、これは拠所なき急入用に付き借用、返済は来る酉年12月とする。	蔵分 虫喰い目立つ	原本	状	1		

1825 1932	F 2	なし 4月 ・戌	覚	○飯塚孫治郎 ●瀧 三郎左衛門、松村忠左衛門	金6兩2分、これは融通八会議の当4月分の掛金として受取る。	蔵分	原本	状	1		
1826 1809	F 2	欠 6月 ・戌	借用申金子之事	○下谷田住居：野中久兵衛 ●上湯日村：八郎一	金1兩、これは急入用にて借用、利息は年1割半、返済は、給米にて元利とも来る子12月迄に行なうものとする。	蔵分 虫喰い、紙破損目立つ	原本	状	1	○	85
1827 528	F 2	なし 11月29日 ・戌	覚	○阿知ヶ谷村：孫右衛門 ●上湯日村：瀧 三郎左衛門	金25兩、これは当6月に立替えの差し上げ金として、たしかに受取る。		原本	状	1		
1828 508	F 2	なし 12月 ・戌	借用仕金子之事	○金谷宿借主：福田屋八兵衛 ●上湯日村：瀧 三郎一	金2分、これは抛所なき入用に付き借用、返済は亥年の7月とする。		原本	状	1		
1829 1112	F 2	なし 2月7日 ・亥	覚	○八幡：石橋主税 ●湯日：瀧 賀惣次	金5兩2分、これは去る戌年3月、金2兩借用した分と、当年3兩借用の合計金5兩で、徳和会への送り金1兩3分1朱と去る年以來の諸入用、利息は免除され結局金5兩2分の金子にて済ませる、というもの。	蔵分	原本	状	1		
1830 530	F 2	なし 12月 ・亥	覚	○近藤官左衛門 ●上湯日村：三郎一	金2兩2分、これは年賦返済金として、当年亥分をやむなく借用、返済は来る2月中とする。		原本	状	1		
1831 1516	F 2	なし 2月11日	(書状)	○谷口村；七太夫 ●上湯日村：瀧 三郎一	当村の喜左衛門へ金子御用立てしてくれたこと、この際の證文に私の印が欲しいとのこと、ただこの印鑑、中泉役所に持参し今は持っていないので断る。	蔵分	原本	状	1		
1832 596	F 2	なし 5月28日	(書状)	○伏方：弥右衛門 ●上湯日村：瀧 三郎左衛門	本日、末の年貢米たしかに受取る。請取状は別紙にて、借用證文は證人を付加し提出する、と知らせる。		原本	状	1		
1833 1148	F 2	なし 7月10日	(書状)	○掛川春日屋：奥治右衛門 ●瀧 三郎左衛門	川崎町の件、唐船の件など近況を述べつつ、本書状の目的は金子10兩の借用を願う。	蔵分	原本	状	1		
1834 640	F 2	なし 11月26日	(書状)	○森下為右衛門、近藤官左衛門 ●上湯日村：三郎一	去る暮れには出金あり、また200兩をこの暮れに借用するつもりなので、そのように心得ておいてもらいたい。なお利息は来月渡すのでその節證文を引替えるとある。		原本	状	1		
1835 595	F 2	なし 11月29日	(書状)	○伏方村：弥右衛門 ●上湯日村：瀧 三郎右衛門	御払い米10俵、代金4兩3分、銭418文を遣わされ、これ受取る。請取状は別紙にて、また元利返済書付けの写しも提出する。		原本	状	1		
1836 1239	F 2	なし 12月16日	(書状)	○与次右衛門 ●瀧 三郎一	十三会議、これ延引していたが、来る25日会合を開くので出席を願う。	蔵分	原本	状	1		
1837 537	F 2	なし 12月17日 (安政年間カ)	(書状)	○(高嶋村：治平、仙右衛門) ●(瀧 三郎左衛門御家内中)	先達大地震ありお互いに心配だ。昨年借用した金5兩は小前に貸し付けてある。この金子の取立ては困難となった。というのもこの地震により村役人も小前も皆潰れてしまったから。真実貴方の使いが来て催促したが、今他所から借りるメドもつかず気の毒ながら返済は困難だ、と知らせる。	裏打ちした文書、その裏に差出人・請取人が透けて見える。	原本	状	1		
1838 1947	F 2	なし	(講金書留帳)	○なし ●なし	長寿講の掛金、大掛一口1兩、小掛一口2分。亥年は大掛は4口で4兩、小掛は10口で6兩とあり、子・・・・・・申年迄の掛け講、その年々の掛金合計を記録する。	蔵分	原本	縦	1		
1839 1660	F 2	なし	長寿講仕法帳	○なし ●なし	15回掛けで口数15口、1回掛金の合計100兩となっている。	蔵分	原本	縦	1		
1840 1828	F 2	なし	請次第=質入申田地之事	○なし ●なし	地代金4兩1分、これは年貢金に困り、請け次第に質入れする。担保は下田8畝24歩の地。	蔵分 下書き	原本	状	1		
1841 687	F 2	なし	(包み紙-證文入)	○なし ●なし	表紙に「戌2月4日 田地請返し 代金14兩 当戌より来る未迄、年賦金 初倉村 茂右衛門」とある。		原本	状	1		

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦()・干支	年 月 日	標 題	○差出人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原コ写 本ビ真	形 態	数 量	撮 影	箱 号
1842 2535	F 2	なし		(金子請取の覚)	○洞善院 ●湯日村:鑑	講の掛金等の請取り。	蔵分	原本	状	5		
1843 887	F 2	欠		覚	○欠 ●欠	市右衛門分の田地高5反7畝19歩、これを金6兩3分と1貫150文にて請け次第に貴方へ売渡す。このこと市右衛門は了承済み、小作米、年貢諸役を払って、残り預かり金6兩3分と1貫152文を2割の利息にて借用する。	文章後欠	原本	状	1	○	85
1844 1850	F 2	欠		請次第ニ相渡ス田地證文之事	○欠 ●欠	本田・新田高8石1升7合を、請次第に渡し、その代金25兩を受取る。 以下欠	蔵分 文章後欠	原本	状	1		
1845 1943	F 2	欠		覚	○欠 ●欠	「所口道下、上田2反4畝、分米2石8斗7升7合3勺4才、代金5兩也、売主源左衛門」という書き方で、田畑売主16名の分を列挙する。	蔵分 前・後欠、虫喰い	原本	状	1		

G-1 交通・通信-宿駅

1846 827	G 1	宝永7年 (1710年)・寅		御巡見御通行諸調留 遠江国榎原郡上湯日村組頭:三太夫手扣	○なし ●なし	宝永7年4月から天保9年4月迄の巡見使通行(江戸から東海道を上る)の際の休・泊場所、先触れの写し、人馬提供とその分担、巡見使の休・宿に指定された所の準備(部屋の中の様子迄)等を記録し、まとめている。	調査封筒入り 虫喰い進行、紙劣化、 欠字部分あり。	原本	縦	1	○	85
1847 928	G 1	延享3年11月22日 (1746年)・寅		預り申懸河御伝馬助成金 之事	○上湯日村預主:清十、同村證人:市郎兵衛、組頭:仁右衛門・ 伝六、百姓代:伝七、庄屋:三郎兵衛 ●小笠原土丸様御内、森下八郎兵衛、外1名	金25兩(江戸小判)、これは延享2年暮れに地頭から掛川宿の御伝馬永々助成に仰せ付けられ上湯日村の百姓が預かった金子である。質物田地25石3合は別紙目録にて提出。利息は年1割半、返済は元利共に、来る卯年11月22日。		原本	状	1	○	85
1848 831	G 1	宝暦12年8月 (1762年)・午		懸河宿御伝馬金拝借仕候 證文之事	○上湯日村預主:仁平次・平三郎・源次郎・伝兵衛・与左衛門・ 伝右衛門・平八 ●同村庄屋:三郎左衛門	掛川宿御伝馬金として25兩寅年に拝借し、内10兩は藤兵衛方、残り15兩は仁右衛門方の世話で引受け借用、その後返納し、巳年拝借分は計12兩3分、これを仁右衛門と我ら7名の者が返済するのだが、仁右衛門拝借の利息支払いが差支え、7人に割当て返すことになった。この金子遅滞なく勤めることを約束する。	調査封筒入り 長さ=39cm 虫喰いあり、裏打ちし てあるが紙劣化が進行	原本	状	1	○	85
1849 318	G 1	安永3年3月 (1774年)・午		差上申證文之事	○上湯日村庄屋・引請人:三郎左衛門、青池村庄屋・證人:久右 衛門 ●太田備後守内:里見庄兵衛、佐伯権左衛門	上湯日村の百姓が、掛川宿御伝馬金の内34兩2分余を、下吉田村から拝借したが、これらの百姓が困窮し村を立ち去る者も現われた。これは放置しておけないので、私(三郎左衛門)がこの借金を代納する。すなわち年に3分ずつ分割返納する。その質物として別紙坪付の田地を入れる。よって下吉田村から提出した證文をとり下げてもらいたい。	通し番号1850に続 く。	原本	状	1	○	85
1850 319	G 1	安永3年 (1774年)・甲午		上湯日村扣之田地質物差 上候名寄目録	○上湯日村百姓代證人:文七、組頭證人:甚六、庄屋田地質主: 三郎左衛門、青池村庄屋證人:久右衛門 ●太田備後守御内:里見庄兵衛、佐伯権左衛門	通し番号1849に記載の百姓借金34兩2分を、当村庄屋三郎左衛門が肩代わりし年々3分を支払うとしたが、その代償の質物の田地坪付を記載する。	通し番号1849より 続く。	原本	状	1	○	85
1851 921	G 1	安永3年11月 (1774年)・甲午		乍恐以書付を御答奉申上候一一東海道53宿割増 ニ付金谷宿助郷村々え被仰付候扣一一	○金谷宿助郷村々:36ヶ村・金谷宿 ●中泉御役所	「この度見付・袋井・日坂・金谷・舞坂の各宿の人馬賃金を、本年12月15日から7年後の丑年11月迄3割増銭とする。その1割は宿方にて割増とする。残りは中泉役所へ納める。貸付金は年1割5分の利息とし、宿方扶助金に充てる」以上の事を人馬役を勤める者共に申し渡せよ、とあるのを承知したとする文書。		原本	状	1	○	85
1852 926	G 1	安永7年11月23日 (1778年)・戌		預申御公儀金之事	○上湯日村預主:三郎左衛門、組頭證人:甚六、百姓證人:作右 衛門・長助・庄吉、掛川肴町口入:喜右衛門 ●太田備後守御内:伊賀郡之進・山角武大夫	掛川宿御伝馬、永々助成を仰付けられ、金子3兩2分(江戸小判)を上湯日村の百姓が借用した。質物として田地高6石3斗6升の名寄目録を提出、年1割半の利息で、亥年11月23日迄に元利共に返済の約束。但し取立請求あれば直ぐに返却することが条件。	虫喰いあり	原本	状	1	○	85
1853 922	G 1	天明3年11月22日 (1783年)・卯		預申御公儀金之事	○上湯日村庄屋預主:三郎左衛門、外3名、掛川肴町口入:喜右 衛門 ●太田備後守内:十河一平次、武光源太左衛門	合金18兩2分、これは掛川御伝馬助成金として借用し、質物として19石6斗2升に田地を提出、利息は年1割半、返済は元利共に翌年の11月22日。		原本	状	1	○	85
1854 923	G 1	天明4年11月22日 (1784年)・辰		預申御公儀金之事	○上湯日村庄屋預主:三郎左衛門、組頭證人:仙右衛門、百姓證 人:庄太・長助、掛川塩町口入:常右衛門 ●太田備後守内:十河一平次、武光源太左衛門	金14兩、これは享保10年の春、掛川宿御伝馬助成金を仰せ付けられ、その金子の内より14兩借用、質物は田地20石9升、これを他に質入しない、また利息は年1割半とし、来る巳年11月、元利共に提出することを約束する。		原本	状	1	○	85

1855 933	G 1	天明4年11月22日 (1784年)・辰	上湯日村百姓扣之田地質 物差上候名寄目録	○上湯日村庄屋預主：三郎左衛門、同村證人3名、掛川塩町口入 常右衛門 ●太田備後守内：十河一平次・武光源太左衛門	合計金14両、これは享保10年公儀から掛川宿御伝馬永々助成を仰せ付けられ 上湯日村の百姓らが借用、質物は合計1町6反15の田地。		原本	状	1	○	85
1856 1104	G 1	天明4年11月 (1784年)・辰	預申金子之事	○榎原郡上湯日村名主：三郎左衛門、組頭：仙右衛門、百姓代： 安右衛門 ●岩松主税御役所	金3両拝借、これは享保10年岡部宿御伝馬役の者御救いの貸付金として借用。 利息は年1割半、質物は後記坪付(略-本金の5割増しに相当)の通り(反別合 3反2畝12歩)、返済は来る11月15日とする。	蔵分 太田備後守内近藤官左 衛門の奥書あり	原本	状	1	○	85
1857 929	G 1	天明4年11月 (1784年)・辰	差上申一札之事	○上湯日村庄屋：三郎左衛門 ●懸河町奉行所	石谷栄蔵知行所当村六兵衛は掛川宿御伝馬助成金の内から2両3分を拝借、当暮 れに利息の1割を返金、残金2両は当辰暮れに拝借、今、六兵衛が地頭の拝借證 文引替えのため出府中、帰村まで日延べを願う。拝借證文と請證も新證文を提出 する迄留置しておいて欲しい。また六兵衛の事は責任を持って引き受ける。	虫喰いあり	原本	状	1	○	85
1858 918	G 1	天明4年 (1784年)・辰	預申御公儀金之事	○上湯日村庄屋預主：三郎左衛門、組頭證人：仙右衛門、百姓證 人：長助・庄太、掛川塩町口入：常左衛門 ●太田備後守内：十河一平次、武光源太左衛門	金16両、これは享保10年、公儀より掛川宿御伝馬助成金として拝借したもの の質物は田地高17石1斗の地で目録別紙にて提出、利息は年1割半、返済は元利 共に、来る巳年11月とする。		原本	状	1	○	85
1859 1244	G 1	寛政元年4月 (1789年)・酉	なし(宿人馬継立違法取締の御触れ)	○道中奉行：根岸肥前守(触出し) ●なし	①近年宿々の諸家荷物が増加し、宿問屋に強引に輸送を強いるので宿は難儀して いる。荷物の輸送に権力の割り込みを禁じ、申し込み順に行なうこと、②人馬混 み合っている時に宿役人は酒代をねだりその上で人馬を提供すると聞く、以ての 外のことだ、③また馬士や人足が旅人に定賃銭の外に酒代をねだるなどもっての 外のこと。これら嚴重に処罰する、という御触れ。	蔵分 写し	原本	状	1	○	85
1860 924	G 1	寛政元年11月23日 (1789年)・酉	預申御公儀金之事	○上湯日村庄屋預主：三郎左衛門、組頭證人2名、掛川：忠兵衛 ●太田備中守内：武光源太左衛門・福嶋判左衛門	掛川宿御伝馬を仰せ付けられ上湯日村の百姓等は助成金として10両借用、利息 は1割半、質物は高10石7升の田地、返済は来る戌11月23日とする。		原本	状	1	○	85
1861 919	G 1	寛政元年11月23日 (1789年)・酉	上湯日村百姓扣之田地質 物差上候石寄目録	○上湯日村庄屋預主：三郎左衛門、組頭證人：甚六・仙右衛門、 掛川新町口入：由兵衛 ●太田備中守内：武光源太左衛門、福嶋判左衛門	金10両、これは享保10年春、公儀様掛川宿御伝馬永々助成仰せ付けられた金 子の内、上湯日村百姓が借用したもの。質物は百姓扣の田地反別合9反20歩(分米合10石7升)、急な取立があっても決して遅滞はしない。		原本	状	1	○	85
1862 847	G 1	文政10年2月 (1827年)・亥	牧野原道場ニ付金谷問屋 六郎兵衛掛ケ合口	○(三郎一) ●なし	老中・所司代の通行のことで道場丁場役の廻文が届き拝見。その中に牧野原地内 の中嶋、飯淵、それから道上の上湯日村、下湯日村の名があった。これらの村は 本来掛川へ請負っていた。この御触れは何かの間違ひではないかと問いただした もの。この事に関して、三郎一と金谷問屋六郎兵衛との問答を載せる。	調査封筒入れ	原本	縦	1	○	85
1863 1126	G 1	文政10年11月 (1827年)・亥	借用申金子之事	○掛川肴町借主：起右衛門、證人：与右衛門 ●上湯日村：三郎一	金10両、これは今年の御役馬駄賃金として借用したもの。返済は当暮れ、村方 御城役、郷御払いの内から差引かれるものとする。	蔵分	原本	状	1	○	85
1864 428	G 1	天保7年12月 (1836年)・申	借用申金子證文之事	○金谷宿田町借主：権三郎 ●上湯日村御村役人中	金3分(但し米6斗分を質入)、これは当年暮れに困って未・申年分の御村(上 湯日村)人足宿料を先借用したもの。年利1割半、返済は元利共に酉年暮れの宿 料とすることで返済に替える。		原本	状	1	○	85
1865 1764	G 1	嘉永3年11月 (1850年)・戌	借用申金子之事	○掛川肴町：喜右衛門 ●瀧 三郎左衛門	金4両、これは御役馬請負駄賃銭に差支え借用、返済は当暮れ迄とする。	蔵分	原本	状	1	○	85
1866 755	G 1	嘉永5年4月 (1852年)・子	借用申金子之事	○日坂宿：東屋清蔵 ●湯日村：瀧 三郎左衛門	金10両、これは宿伝馬買入金に差支え借用、返済は来る丑年暮れより戌年暮れ 迄の10ヶ年賦とし、元金1両ずつ、年1割の利息で返済する。		原本	状	1	○	85
1867 828	G 1	略	御巡見御通行書留扣 上湯日村	○なし ●なし	天保9年(3月・4月もの2度)、天明8年5月、宝暦13年9月、宝暦11年 2月、以上の書留帳を一括綴込み。天保9年の通行書留には、詳細な説明を要す る部分には因入りで解説。お迎えする心構え、接遇等を記録する。	調査封筒入れ 虫喰い進行 紙数37枚	原本	縦 綴り	1	○	85
1868 1388	G 1	なし 7月 ・亥	乍恐以書付御届奉申上候	○上湯日村名主：・六兵衛 ●一木喜三司御役所	村高・助郷高のお尋ねに付き、一木喜三司役所へ回答したもの。すなわち、高 29石8斗7升、外に、小物成が3斗8升4合、内高10石が金谷宿助郷勤め高 としている。	蔵分 虫喰いあり	原本	状	1	○	85
1869 388	G 1	なし 10月29日	覚	○金谷宿：権三郎 ●上湯日村：瀧 三郎一	卯年役宿米6斗の請取状。		原本	状	1		

1870 934	G 2	享保6年4月 (1721年)・丑	乍恐書付を以テ申上候御事	○遠州榛原郡本多弾正少弼知行所上湯日村庄屋：三郎兵衛、外、谷口・色尾・岡田・南原・青柳・上湯日・石谷領・下湯日・上吉田村の庄屋連名 ●御奉行様	去る亥(享保4)年、朝鮮人來朝の行き帰りの人馬代金を、この度仰せ付けられた。我ら村々は金谷・嶋田両宿支配代官大草太郎左衛門の指示で、金谷宿へ詰めて行き帰りを含め日数3日勤めた。帰国の節は嶋田宿へ詰めたが、老人・子供はだめというので人数不足となり、村々それぞれ人足1人850文で雇い指示通り勤めた。11年前の正徳元年に朝鮮人來朝・帰国の節は大井川川越しを仰せ付けられ外は一切勤めることはなかった。この度人馬代のお届けを命ぜられ、來朝・帰国人足代を村々百姓割合高は100石に付き金5兩1分・300文掛る。人足率領、かしき荷物共に100石に3人掛り、1人624文の割合となる。この勤めは困窮の百姓の村々には困難。どうかこの人馬代金の提出はお許し願う。	原本	状	1	○	85	
1871 1263	G 2	享保9年 (1724年)・辰	享保9年より以来金谷宿助郷村々御證文並諸書上通、書写帳 上湯日村	○略 ●略	①享保9年金谷宿大助・定助村々より長谷川庄五郎様へ差上候證文の写し、②天明5年東海道4割増帳写、③天明5年御覽書下書、④寛政元年道中御吟味に付奉行所より被仰出候写、⑤文化12年東海道品川宿より大津迄宿御請印形帳、⑥文政4年去辰年より御手当金被下候写、⑦天保2年金谷宿助郷の内代助郷被仰付候に付御請證文写書これらを一括綴じ込む。	蔵分	縦帳の綴り	1	○	85	
1872 254	G 2	宝暦2年9月 (1752年)・申	覚 (琉球人参向に付き廻状)	○二藤村より成瀬村・西方村・和田村 ●なし	琉球人参向に付き、従来の村々人馬継ぎ立ての訳を書上げ、早急に提出せよとの急廻状。その内容は、正徳・享保年中に提出した人馬の数、何宿へ提供したか、人馬賃銭はいくらか、等の質問事項を載せた廻状。	原本	状	1	○	85	
1873 1290	G 2	安永3年7月 (1774年)・午	御願書写一 江戸にて御書扣、三郎左衛門・彦三郎、治郎右衛門一	○略 ●略	①安永3年7月・36ヶ村連名による他村への増助郷指名(金谷・日坂)の願書(道中奉行へ)、②差村の帳(安永3年)、外、助郷村高を書上げ(金谷・日坂)その減免、つまり他村への増助郷の願状を示す文書を綴じ込む。安永3年から安永5年のもの。	蔵分 虫喰い・紙の劣化進行 紙ボロボロになる可能性あり 取り扱い注意	原本	縦帳の綴り	1		
1874 810	G 2	安永3年 (1774年)・午	東海道金谷宿助郷之村々乍恐以書付奉願上候	○松平春之丞領分遠州城東郡本所村：弥七・喜右衛門、外350ヶ村の代表(1=4名連印)、(各村の支配者名が記載される) ●御奉行所様	①我ら村々は金谷宿助郷村として従来定助郷と大助郷とに分けて勤めて来た。村々の総計高14000石余の役高であるが、定助郷は高100石に付人足2人、馬2疋とし、それ以外は大助を村々に割当て、人馬を提供して来た。②ところが定助郷の人馬不足ということで規定外の多くの人馬を要求され村々難渋し、享保10年公儀によって余分の人馬、無賃の人馬を村に要求しないと決まった。③ところが元文年間、この決まりが崩れ、規定より多くの人馬を要求するようになった。村で調達可能なのは要求人馬の3分の1くらい。④しかも近年早魃続きで百姓困窮。以上の有様から他村への増助郷を願いたい、と訴える。	調査封筒入り 長さ：333cm 虫喰い進行	原本	状	1	○	85
1875 1757	G 2	安永5年11月11日 (1776年)・申	乍恐以書付奉願上候	○上湯日村庄屋：三郎左衛門 ●懸河宿御奉行所	御伝馬金の件で出入りとなり、下吉田村は江戸まで裁判に赴く。これは出費多く又訴人1名死去したため訴えを取り下げたい、という内容。紙ボロボロで肝心の箇所虫喰い欠字多く、完読は不能。	蔵分 虫喰い・欠字多い。	原本	状	1		
1876 838	G 2	安永5年12月 (1776年)・申	東海道金谷宿助郷帳	○弾正印、遠江印 ●東海道金谷宿問屋・年寄右助郷村々名主・百姓	助郷49ヶ村(高12、112石)、榛原・城東郡下の村々(上・下湯日も含む)は4218石分の助郷役を免除され、替わりに上平川(城東郡)、下平川(城東郡)、下吉田(榛原郡)等13ヶ村が増助郷を命ぜられた。上記村々が免除された理由は、年々荒地出来し村が難儀している、ということで吟味の結果決定。	調査封筒入り 虫喰い目立つ	原本	状	1	○	85
1877 712	G 2	天明5年正月 (1785年)・巳	乍恐以書付奉願上候	○榛原郡大代村、外35ヶ村庄屋連名(略) ●御奉行所	私共村々、金谷宿への助郷役で、その内の川上村・上平川村・下平川村の3ヶ村が勤高1613石の金子230兩を金谷宿問屋に渡して助郷役が永代抜村されていたことがわかった。しかもこのこと我らには一言の相談もない。我ら村々もこの助郷役には難儀している。どうか上記3ヶ村をもとの通りにもどし命じてもらいたい、と訴えたもの。※この訴状は江戸へ持参するための状の下書き、事が済みしだい返却願いたい、と別紙はり紙がしてある。	調査封筒入り 長さ360cm	原本	状	1	○	85
1878 815	G 2	天明5年5月 (1785年)・巳	差上申済口證文之事	○榛原郡大ヶ谷村庄屋：孫兵衛、倉沢村：庄屋源兵衛、城東郡川上村：組頭三郎兵衛(訴訟方)・訴訟相手：城東郡川上村・平川村・下平川村の村役人、金谷宿問屋六郎右衛門、年寄代佐右衛門、上川屋弥次郎兵衛、幸手屋次郎兵衛 ●道中奉行所	訴訟内容とその結果：金谷宿助郷惣代(大ヶ谷村・倉沢村)の者は助郷勤高に応じて、各村が予め宿場と交渉し人馬手配を一切らせてもらう、とするのに対して、川上・平川・下平川村の3ヶ村は助郷の割当てがあった時、村で調達出来ない部分を自動的に宿場にて雇い入れるとするもの。このやり方に反対し訴えた。結果は新助郷村々(訴訟相手)の言い分通りとなる。	調査封筒入り 後半分に新助郷から旧助郷村に宛てた取替え證文あり。 紙破損目立つ	原本	状	1	○	85

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦()・干支	日	標 題	○差出人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原コ写 本 ^レ 真	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号
1879 1245	G 2	寛政元年4月5日 (1789年)・酉		(助郷村々出会にて申し 合わせ)	○(道中奉行) ●江戸馬喰町ぬヶ屋七兵衛会所	助郷役の勤方に付き、東海道筋助郷村が出会の上決める。それは次の通り。宿方御定の人馬は100人・100疋を揃えている。そこで諸家通行の筋は、宿方100人100疋を使い、それでもまだ不足の場合、その不足分を助郷村で勤める助郷村は宿内に会所を設け、日勤にする、などを決める。	蔵分 紙面上部破損にて欠字あり。	原本	状	1	○	85
1880 1246	G 2	寛政2年 (1790年)・戌		宿方竝助郷惣代へ御尋ニ 付申上候事	○内藤右近将監領分棟原郡大ヶ谷村名主：孫兵衛、野田松三郎代 官所同郡切山村名主：平六、同代官所城東郡神尾村名主：彦八 金谷宿問屋：六郎右衛門、年寄：八郎左衛門・同弥八 ●道中御吟味：石川勘太夫・大竹又三郎	宿方助郷代への質問に付き、その回答状。①御朱印・御證文人馬は宿方よりはじめ、それより助郷へ触れる。馬の駄賃は割増共に宿方より渡す。②助郷村52ヶ村で、内36ヶ村は、18ヶ村の隔年勤めとし、外16ヶ村は半高ずつ定番とする、など4ヶ条にして報告している。	蔵分 上方部に紙破損し欠字あり	原本	状	1	○	85
1881 1230	G 2	文化10年5月 (1813年)・酉		助郷取 ^レ 之書付 上湯日村	○なし ●なし	①賃銭は直接渡しにすること、②御朱印・御證文の人馬は宿方にて勤めること、③日 ^レ 候2冊、人馬仕訳は宿方助郷立会い印形すること、④2割割銭は、1割が宿方、あとの1割が助郷分とする、など全部で7ヶ条を書ける。	蔵分	原本	状	1	○	85
1882 1662	G 2	文化13年2月 (1816年)・子		200年日光御神忌御公家衆御帰京御立人馬調 帳 文化12年金谷宿助郷惣代：孫兵衛扣	○宿役人助郷(後欠) ●山田茂左衛門様御役所	日光の法要も終了し、公家の帰京通行の際に要した手当て(御用状・御荷物・御立人馬賃銭)の請取證書、具体的に記載しているが、紙面全体が虫喰い、貼りつき、開閉不能なページあり、紙もボロボロ。	蔵分 本帳は、修復なしでは使用不能。	原本	縦	1		
1883 272	G 2	文政4年正月 (1821年)・巳		差出申一札之事	○上湯日村百姓代：久兵衛、外百姓惣代6名、同村分郷百姓7名 連印(略) ●同村庄屋：三郎一	助郷勤高174石分、金1兩2分2朱・永115文(上湯日村)、この金子は、金銀吹替えの為、京・大坂への往返に人馬骨折りとなるので、去る辰年に公儀が手当てとして当村に割当ててくれたもの。大切な金子なので物成として当年より積立したい。委細は庄屋に任せるが、年利8分~1割程度にして貰うことで申し分ないと村中納得し、取決める。		原本	状	1	○	85
1884 1959	G 2	文政7年9月 (1824年)・申		為取替書付之事	○金谷宿年寄5人印、同所問屋2人印 ●同所助郷惣代中	①来る酉年より助郷方渡しは、3割増しとなる(年々13兩)、②川端付け込み付け出し馬役は6分5厘宛てとなる、③人足賃銭は通行時に渡す、等、6項目から成る条々で、これは宿役人・助郷惣代が相談の上、取決めたもの。	蔵分	原本	状	1	○	85
1885 1962	G 2	文政8年2月 (1825年)・乙酉		為取替一札之事 (下書)	○金谷宿問屋・年寄 ●金谷宿助郷村々	①人馬3割増しは去る申年限りの予定であったが、引き続き当百より5ヶ年季の割増とする。つまり1ヶ年金13兩宛て年々助郷に渡す。②人馬立立ては宿方より指示あり次第刻限に間に合うように勤める。③大通行の筋は1村1人ずつ人馬差配人として宿方より詰めるようにする。全部で9ヶ条から成る申し合わせ。	蔵分	原本	状	1	○	85
1886 1296	G 2	文政8年7月25日 (1825年)・酉		中泉奉差上出入願書写	○金谷宿助郷勤番惣代城東郡加茂村名主：助之丞、棟原郡嶋村名 主代：儀藏、同牛尾村組頭：彦右衛門、城東郡吉沢村名主：金 右衛門 上湯日村：嘉助の奥書あり、 ●中泉御役所	金谷宿御伝馬助郷1万2212石、55ヶ村が半高ずつ隔年で勤めて来た。ところが文化9年芸州侯の御通行の時人馬が差支え、これより従来の規定が無視されるようになった。我々が安心して勤められるよう問屋・年寄等を吟味されたし。	蔵分 虫喰い酷く紙劣化、欠字も多い	原本	縦	1	○	85
1887 2044	G 2	天保2年3月26日 (1831年)・卯		なし (助郷帳届け出の御触れ)	○豊後(道中奉行曾我豊後守) ●遠州棟原郡25ヶ村、城東郡8ヶ村、佐野郡2ヶ村、役人惣代	金谷宿の助郷に従事する村の助郷帳を提出するよう命ぜられた。その村々を記載したものの。	蔵分	原本	綴り	1	○	85
1888 2043	G 2	(天保2年)4月 (1831年)・卯		乍恐以書付奉願上候	○上湯日村願主組頭：三太夫、 庄屋：三郎一の奥書あり ●小野良右衛門	金谷宿助郷役、先年より代助郷をお願いして来たが、今般道中奉行曾我豊後守役所より呼び出しあり江戸に行かねばならぬがこの役目私に願いたい。8日朝早くに出立したい。	蔵分	原本	状	1	○	85
1889 2040	G 2	(天保2年)5月 (1831年)・卯		乍恐以書付御届奉申上候	○上湯日村庄屋：三郎一 ●小野良右衛門	金谷宿助郷の内、代助郷願いの一件、このことで当村組頭三太夫は許可を得、江戸出府中であつたが、帰村するよう仰せ付けられ、昨28日に帰村、この届け。	蔵分	原本	状	1	○	85
1890 2041	G 2	天保2年6月 (1831年)・卯		乍恐以書付奉申上候	○上湯日村庄屋：三郎一 ●小野良右衛門	金谷宿助郷高についてお届け、上湯日村の場合、174石、この内太田領は160石で、これより95石6斗余が此迄通りの勤高、64石3斗余が休役、石谷領の助郷役は14石、この内8石3斗余が従来通りの勤高、5石余が休役。	蔵分	原本	状	1	○	85
1891 2042	G 2	天保2年6月 (1831年)・辛卯		一札之事	○上湯日村太田備後守領分庄屋：三郎一 石谷領組頭：六兵衛 ●なし	内容は通し番号1890に同じ。	蔵分	原本	状	1	○	85

1892 261	G 2	天保2年6月 (1831年)・辛卯	一札之事	○太田備後守領分上湯日村庄屋：三郎一、外3名、石谷鉄之丞知行所同村組頭：六兵衛、外1名 ●なし	上湯日村助郷勤高は174石(掛川藩領分160石、旗本石谷知行所分14石)であるが、この度金谷宿助郷勤高が一部休役とされ、その分他村が代助郷に指名された。その休役分と勤役分を書きあげる。	通し番号1890に関連	原本	状	1	○	85
1893 2052	G 2	天保3年8月 (1832年)・辰	(廻文)	○金谷宿問屋・年寄 ●上湯日村	中泉役所より村々高と助郷勤高を詳細に調べ提出せよ、との達しあり、助郷惣代にこの旨通知したところ、上湯日・下吉田・青池・四の宮の四村が分からないので知らせて欲しいと廻文。これに対して上湯日村は高372石、勤高104石と報告する。	蔵分	原本	状	1	○	85
1894 2050	G 2	天保3年8月 (1832年)・辰	助郷御免除高助成積立金書上帳 掛川領之内18ヶ村	○上菊川村、外16ヶ村庄屋連印 ●小野良右衛門	金谷宿助郷に係わる18ヶ村が、その勤高の内、高1200石余を免除された。これからのこと(困難に遭遇)を考え、当辰年より丑年迄10ヶ年間、村高相応に積立して助成金としたいと、村々相応の積立金額を書き上げる。	蔵分 下書(状9)1通あり 同封	原本	綴りと 状	1 1	○ 綴り のみ	85
1895 1233	G 2	天保3年12月 (1832年)・辰	借用申馬金之事	○上湯日村：半右衛門 ●同村御庄屋中	金2分2朱、これは来る巳年中、金谷宿助郷役馬金を借用したものだ。巳年中の馬数30疋、急度勤めることを約す。	蔵分	原本	状	1	○	85
1896 1232	G 2	天保3年12月 (1832年)・辰	請負申馬役請文之事	○上湯日村：清右衛門、請人：清五郎 ●同村御役人兼中	金2分2朱、これは上湯日村の助郷御役馬の代金で、来る巳年中の馬数30疋の引受料である。巳年春より助郷役が当たり来たならば必ず私方で勤める事を約す	蔵分	原本	状	1	○	85
1897 2184	G 2	(天保4年)正月24日 (1833年)・巳	(琉球人通行調べに付き 通知)	○金谷助郷惣代 ●遠州榎原郡上湯日村	この度琉球人通行に付き、村高並助郷勤高を御料・私領・知行所に至る迄その内訳を調べ帳面を提出せよとの仰せあり。上湯日村の場合は次の通りでよいか、問いました。・上湯日村高372石、内、助郷勤高104石、この内訳：太田領勤高：95石6斗3升2合、石谷地行所勤高：8石3斗6升8合。	蔵分	原本	状	1	○	85
1898 2063	G 2	(天保4年)正月24日 (1833年)・巳	村々高訳帳	○金谷宿助郷惣代 ●(上湯日村)	内容は通し番号1897に同じ。	蔵分	原本	状	1		
1899 606	G 2	天保4年6月 (1833年)・巳	一札之事	○上湯日村兼帯伏方村名主：伊右衛門 ●御相給同村御庄屋中	高104石(上湯日村の金谷宿助郷の去る卯年よりの勤高)、この内訳等は通り御領分勤高：95石6斗3升2合、当知行所分：8石3斗6升8合。そしてこれは去る卯年より助郷高の内休役を賜わっている時(一部)の勤高、と報告。		原本	状	1	○	85
1900 2057	G 2	(天保4年)11月 (1833年)・巳	乍恐以書付奉願上候	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●小野良右衛門	金谷宿助郷の内、村々免除された部分があり、その分を助成金として積立を行い(10ヶ年)役所に預かってもらっているが、当年は格別の連作で積立は休年としたい、この件お願い。	蔵分 通し番号1894と関連	原本	状	1	○	85
1901 2062	G 2	(天保4年) (1833年)・巳	乍恐以書付奉申上候	○上湯日村組頭：六兵衛、同村兼帯伏方村名主：伊右衛門 ●御地頭御役所	上湯日村は、石谷知行所高29石8斗7升、内、助郷勤高14石、太田備後守領分村高344石5斗4升1合、内、助郷勤高160石、これは金谷宿勤高であるが、当村の場合は相給一体に勤めている、外に、大井大明神、松林寺の除地記載	蔵分、 外に、瀧三郎一から大塚市郎兵衛宛の同一文書あり。	原本	状	2	○	85
1902 2067	G 2	天保5年5月 (1834年)・甲午	乍恐以書付奉願上候	○助郷村々惣代・嶋村庄屋：儀右衛門、同上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●小野良右衛門	去る辰年琉球人参府・帰国の節、人馬継方手当てとして宿助郷へ下付された金子94両1分がある。これを助郷村々(勤高1万2212石)へ割賦した(高100石に付、永540文となる)。我等領分の村々には計10両3分1朱余となるが、この金子、去る辰年以来休役分を積立している分にくり入れて助成金としたい、この件お願い。	蔵分	原本	状	1	○	85
1903 1776	G 2	天保7年12月28日 (1836年)・申	定役馬請負證文之事	○上湯日村請負人：十助 ●同村庄屋：三郎一	金2分2朱、但し1年30疋迄。これは来る酉年中金谷役馬1疋請負の代金。来る酉年に役馬が当たり次第必ず勤めることを約す。	蔵分	原本	状	1	○	85
1904 1791	G 2	天保7年12月 (1836年)・申	借用證文之事	○金谷宿助郷惣代：儀八 ●上湯日村御役人中	金1両、これは来る酉年の助郷方御伝馬金で、上湯日村の入用のもの。これを立替え借用した。利息は月1割5分とし勤定は酉7月迄に御村方人馬金不足の分に差引くものとする。	蔵分	原本	状	1	○	85
1905 1789	G 2	天保7年12月 (1836年)・申	覚	○嶋村：儀八 ●上湯日村御役人中	金1両(金1分に付人足17人分)、これは来る酉年金谷宿助郷、上湯日村人足の代金。我が勤めるのでこの金子受取る。	蔵分	原本	状	1	○	85
1906 1975	G 2	天保7年 (1836年)・申	金谷助郷二付御書付 (袋上表)	○助郷会所惣代、(外3通分略) ●上湯日村御役人中	助郷会所の金子請取、飯代借用書の覚、手付け金受取りの差出の覚、琉球人お通りの節の差出の覚、当申琉球人町手当て金等、5通の文書を袋に同封する。	蔵分 袋入り(5通)	原本	状	5	○	85

1907 1957	G 2	天保9年12月 (1838年)・戌	定役馬請負證文之事	○上湯日村定役馬請負人:半右衛門・忠助 ●同村庄屋:瀧 三郎一	金1両1分(定馬60疋分年中勤め)、これは来る亥年の金谷助郷役馬の代金として受取る。来る亥年春からの役目、御触れの有り次第必ず勤めることを約す。	蔵分	原本	状	1	○	85
1908 2107	G 2	天保12年正月28日 (1841年)・丑	覚(助郷高の覚)	○太田領上湯日村庄屋:三郎一、石ヶ谷鉄之丞知行所同村組頭:六兵衛 ●(金谷宿問屋方へ)	太田領村高342石1斗3升、内、助郷高95石6斗2升2合、石谷知行所高29石8斗7升、内助郷高8石3斗6升8合。	蔵分	原本	状	1	○	85
1909 2139	G 2	天保14年2月 (1843年)・卯	(日光山御参詣ニ付勤番御用勤)	○上湯日村庄屋:瀧 三郎一 ●織本兵八	来年4月日光山御参詣に付、そのお伴並勤番御用掛りを勤める。その為助郷は免除されるが、その村の除高を書き提出せよ、との東海道問屋の御触れに対して、上湯日村は助郷勤高104石(掛川・石谷知行所共に)と報告、更に別紙にて日光御供役として上湯日村より4名、志戸呂村より1名を書き上げ提出する。	蔵分	原本	状	3	○	85
1910 2378	G 2	天保14年7月 (1843年)・卯	御尋ニ付以書付奉申上候	○上湯日村組頭:三太夫、甚六、同村庄屋:瀧 三郎一 ●増井良介	村高344石5斗4升1合(内 新田は119石6斗2升9合)、この内助郷勤高95石6斗3升2合分(金谷宿助郷)、外に石ヶ谷鉄之丞知行所勤高が8石3斗6升8合、残高248石9斗9合、これは琉球人通行に対して宿々人馬継立・諸入用、国役金から諸役免除の分の取調べに付き、書上げ提出したもの。	蔵分	原本	状	1	○	85
1911 2138	G 2	天保14年7月 (1843年)・卯	覚	○増井良介 ●なし	去る寅年琉球人通行の節、道中筋人馬継立等を仰せつかった。この時何宿に何助郷、その勤高であったかを記し提出せよとのこと。その外、渡し船、川越し高又は諸役免除高の分も正確に提出のこと、とあり。	蔵分	原本	状	1		
1912 2134	G 2	(天保14年) (1843年)・卯	乍恐以書付奉申上候	○上湯日村庄屋:瀧 三郎一 ●織本兵八	金谷宿助郷勤高174石、内70石は天保2年6月より来る午年5月迄15ヶ月休役とされている分、それは、太田領が高160石(内64石余が休役となっている分)、石谷知行所が勤高14石(内5石6斗余が休役となっている分)。	蔵分	原本	状	1	○	85
1913 1937	G 2	天保15年正月 (1844年)・甲辰	差上申御請書之事	○遠江国榛原郡上湯日村百姓:三郎一 ●掛川御役所	金100両、この金子、道中筋御用御普請役として栗田歳兵衛様廻村の折、国恩・冥加と弁えて五街道宿助郷御救金として上金せよ、とのことだったが、取り止めとなり書類が差し戻された。このこと承知した。	蔵分	原本	状	1		
1914 2145	G 2	天保15年4月19日 (1844年)・辰	琉球人参府御手当金頂戴御請取帳 金谷宿助郷・榛原郡上湯日村	○庄屋:三郎一、組頭:三太夫・六兵衛 ●なし	去る寅年琉球人参府・帰国の折りに人馬継立をした、そのお手当てとして上湯日村分は永562文1分を頂戴、これを該当する小前18人に割賦するとし、18名を載せる。	蔵分	原本	縦	1	○	85
1915 1784	G 2	弘化3年12月 (1846年)・午	定役馬請負證文之事	○上湯日村馬請人:忠助 ●同村:御役人中	金1両1分、これは来る未年の金谷助郷定馬2疋分、馬50疋、必ず勤めることを約す。その為この金子受取る。	蔵分	原本	状	1	○	85
1916 1497	G 2	なし 4月 ・卯	なし(御用掛諸入用出金の催促)	○金谷助郷会所 ●上湯日村	御用掛、諸入用は来る11日迄に出金願いたい。その金額の上湯日村の分は1両1分2朱、永77文8分となっている。	蔵分	原本	状	1		
1917 1925	G 2	なし 7月 ・辰	(金子請取の覚)	○金谷宿 ●上湯日村庄屋中	高174石の上湯日村より3月18日から6月4日迄、計21疋8分、これより本馬5疋分を差引き、計16疋8分の金子、3貫377文を受取る。	蔵分	原本	状	1		
1918 1951	G 2	なし 12月27日 ・辰	覚	○助郷請負 ●なし	800文、これ琉球人、その人足代として受取る。	蔵分	原本	状	1		
1919 1805	G 2	なし 7月6日 ・巳	覚	○金谷宿助郷惣代会所 ●上湯日村御庄屋中	当巳年の馬役不足分の1月7日より6月19日迄の分、全部勘定、受取る。	蔵分	原本	状	1		
1920 263	G 2	なし 8月 ・巳	覚 参会取究書	○大ヶ谷・上湯日・下湯日・牛尾・加茂・吉沢・本所・西深谷・志戸呂・横岡・大代の各村代表(名前略) ●なし	助郷村方が、宿定助郷の提供の仕方を6ヶ条にまとめて宿方へ提出せんとしたもの。・馬士の名前は立馬番付帳面通りとすること、・追立馬一触れに付き1疋5分とすること、・諸村馬不足にて賃銭支払いの場合は宿馬名前がはっきりした上で宿方へ勘定すること、等を取決める。	蔵分	原本	状	1	○	85
1921 1800	G 2	なし 3月22日 ・未	覚	○金谷助郷惣代 ●上湯日村御役人中	正月分銭割1貫200文、これを受取る。		原本	状	1		
1922 1938	G 2	なし 12月 ・未	覚	○金谷宿助郷惣代 ●上湯日村御役人中	上湯日村分馬54疋1分、村馬札55枚受取る。過銭184文返し、そして細目記載する。結局金銭は差引分を除き、13貫784文、金として2両・386文	蔵分	原本	状	1		

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦()・干支	日	標 題	○差出人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原コ写 本ビ真	形 態	数 量	撮 影	箱 号
1923 1781	G 2	1 2 月 2 8 日 ・申		金谷助郷馬定役金借用之事	○上湯日村請負人:孫兵衛 ●同村庄屋:瀧 三郎一	金2分2朱、但し、年中30疋分、これは来る百年の馬定役1疋請負にて、その代金受取る。馬役が当たり次第必ず勤める事を約す。	蔵分	原本	状	1	○	85
1924 1936	G 2	7 月 1 2 日 ・酉		覚	○金谷宿助郷請負:伊八 ●上湯日村御役人:三太夫	金1両、これ確かに受取る。	蔵分	原本	状	1		
1925 1942	G 2	7 月 1 3 日 ・酉		覚	○金谷宿助郷会所:惣代 ●上湯日村御役人中	1月から6月迄、馬70疋1分、この代金14貫19文、外諸入用と共に26貫223文、これより村出馬70疋1分代、つまり14貫19文を差引き、11貫33文を金谷宿御伝馬分廻し、前勘定として受取る。	蔵分	原本	状	1		
1926 1792	G 2	8 月 2 5 日 ・酉		覚	○助郷惣代会所(金谷) ●上湯日村御役人中	金1両、これはこの度御公家様御下向に付き人馬手当てとしての割当て金、これ確かに受取る。	蔵分	原本	状	1		
1927 1940	G 2	8 月 晦 日 ・酉		覚	○金谷宿助郷請方:次兵衛 ●上湯日村御名主	金1両、これは人足賄い金として受取る。	蔵分	原本	状	1		
1928 1941	G 2	9 月 2 5 日 ・酉		覚	○金谷助郷会所 ●上湯日村御役人中	金1両1分2朱、これはこの度御帰京に付き、手繰り用意金として受取る。	蔵分	原本	状	1		
1929 1755	G 2	1 2 月 2 9 日 ・酉		覚	○七太夫(下湯日村庄屋) ●上湯日村御庄屋兼中	盆前分と盆後分とに分けて馬合計199疋、この代金39貫800文(1疋200文)、これよりいくらか請取分として除外する分あり、結局差引き2両1分2朱412文を受取る。	蔵分 紙破損部分あり	原本	状	1		
1930 1801	G 2	1 2 月 晦 日 ・酉		覚	○金谷宿助郷請負 ●上湯日村御名主	計17貫550文、見込み人足38人、この代金5貫64文、2口計22貫640文、この通り確かに受取る。	蔵分	原本	状	1		
1931 1728	G 2	3 月 1 0 日 ・戌		小田原宿より及触写し	○倉沢村:平兵衛 ●瀧 三郎一	この度、駿州・遠州・三河・尾張・伊勢・志摩・伊賀・美濃・飛騨・信濃・甲斐の11ヶ国巡見、その巡見役お迎えの馬・人足・出迎えの対応(賄賂無用、女郎を差し出さない等)についての廻状、巡見使は土屋市郎右衛門、設楽甚十郎、水野藤次郎一行である。	蔵分 虫喰い目立つ	原本	状	1	○	85
1932 1729	G 2	3 月 1 3 日		覚	○57カ村惣(2字虫喰い)会所・中里村:次郎右衛門宅 ●村々御役人	土屋市郎右衛門一行上下40人、設楽甚十郎一行・水野藤次郎、いずれも上下40人が、来る17日中里村を通行、これに付いての各村人馬割当の廻状。前玉村は人足10人・馬1疋、外窪村は人足5人、三龜谷村は人足8人、神郷村人足10人・馬2疋、高尾村人足5人、星久保村人足7人・馬2疋、沼伏村人足6人・馬1疋、下湯日村人足11人・馬2疋、上湯日村人足5人、馬3疋となっている	蔵分 通し番号1931に関連 虫喰い著しい	原本	状	1	○	85
1933 1966	G 2	7 月 9 日 ・戌		覚	○百年助郷惣代 ●上湯日村御役人中	金1分3朱・115文、これは琉球人通行関連の金子、諸入用として受取る。	蔵分	原本	状	1		
1934 948	G 2	8 月 4 日 ・戌		前欠(廻状)	○村々惣代伏方村名主:伊右衛門、外3ヶ村組頭(略) ●渡田文左衛門、萩野寛一	助郷人馬の負担減願いの下書き。本文全欠。	調査封筒入り 虫喰い多く紙劣化	原本	状	1		
1935 1390	G 2	7 月 ・亥		以書付奉申上候	○石ヶ谷因幡守知行所上湯日村庄屋:六郎右衛門 ●同村御相給:御庄屋中	上湯日村内石ヶ谷地所の高30石2斗5升4合、内 金谷助郷勤高14石、内5石6斗3升2合は天保3卯年6月から午年5月迄の15年間休役となる。太田撰津守領分の金谷助郷勤高は160石、以上の事などを記載し届け出る。	蔵分 虫喰い著しい	原本	状	1	○	85
1936 1392	G 2	7 月 ・亥		御尋ニ付以書付奉申上候	○上湯日村庄屋:瀧 三郎左衛門 ●和田喜一郎	上湯日村の御領分(太田氏)は344石5斗4升1合、新田は119石6斗2升9合、内、金谷助郷勤高は160石、石ヶ谷知行所の助郷勤高は14石、外に寺社の除地を載せる。	蔵分 下書き 虫喰いあり	原本	状	1	○	85
1937 1730	G 2	3 月 1 5 日		覚	○松山関司 ●成滝村・伊達方村・菊川村 右村々御中	①「中山彦作 人足4人」、これは明16日朝出宅して上湯日村に向かうので、前記人足を用意されたし。その賃銭は追て支払う。②角郷三右衛門、明16日朝出宅・嶋田宿に行き、のち上湯日一岡田一中里と通る。人足5人用意せよ。	蔵分 虫喰いあり	原本	状	1	○	85

1938 1731	G 2	3月15日	書状	○吉沢村：高木金右衛門 ●上湯日村：瀧 三郎一	御巡見様の御通行に付き、当村にても御領分なので、神之郷村諸取扱方を仰せ付けられたが、それ故にこの村へ当村は出役するの可否かを報せて欲しいと依頼。	蔵分 虫喰い、欠字あり。	原本	状	1		
1939 1796	G 2	5月29日	覚	○助郷会所 ●上湯日村御役人中	金1兩・銭160文、これは人足扶持米5月割として、たしかに受取る。	蔵分	原本	状	1		
1940 400	G 2	6月29日	覚	○掛川惣代：八右衛門・太三郎 ●上湯日村御庄屋中	金9兩、これは代助郷願い一件・諸入用の内、確かに受取る。		原本	状	1		
1941 1772	G 2	12月23日	覚	○助郷代：金右衛門 ●上湯日村御庄屋中	5月より6月18日、代金3兩1分・756文、7月6日請取済、6月24日より12月19日迄、代金2兩2分332文の請取。	蔵分	原本	状	1		

G-3 交通・通信-通行

1942 491	G 3	享和2年正月17日 (1802年)・戌	借用申米之事	○金谷川越惣代：和助、弥助 外8名、計10組の者。 奥書：金谷八軒屋證人：茂兵衛、同市ケ嶋證人：清兵衛 ●上湯日村庄屋：瀧三郎左衛門、	米30俵、但し4斗2升入り、この度川越し一同の者、止むなき理由でこの米借入する。植段は貴方に任せる。返済は大名方通行の節、10組の渡賃の列銭により、それを酒屋源蔵方に預け置き、5月迄に調達返済する。返済滞る場合は10組の売り札代金を礼場にて引取るというもの。		原本	状	1	○	85
1943 1122	G 3	文政8年3月6日 (1825年)・酉	書状 (包紙の表書：「大井川下瀬越二付金谷川役人中より被遣書状1通」とある)。	○なし ●なし	①大井川に流死人あり、これを相談したく、お帰りの節一寸立寄って貰いたい。 ②この流死人のこと、11月10日夕方、金谷の得吉より通知あり、その夜直ちに庄屋が見届けに出たが発見出来なかった。翌朝11日、川通りを見回るも発見出来ない。この事庄屋に注進、10日7ツ頃より大雨、夜大水、11日川口支え川越しは御状箱のみとなる。	蔵分 文書は①②の2通あり	原本	状	2	○	85
1944 1106	G 3	天保2年5月 (1831年)・辛卯	前欠	○川崎町・柏原村・植松村の各廻船惣代、村方三役、地方御用達 郷由右衛門・小沢八太夫・山泉左近右衛門連印 ●小野良右衛門	川崎町が柏原町・村を相手取って起こした廻船の件、昨年以来纏れに纏れていたが、今度和解成立、地方御用達の立合により箇条書作成。内済成る。 箇条内容の部分は虫喰いにて欠字。	蔵分 虫喰い目立つ	原本	状	1		
1945 861	G 3	天保8年12月 (1837年)・酉	人足駄賃帳	○太田備後守 内：児玉左六(裏表紙) ●なし	江戸より湯日迄の帰路の人足駄賃を示す。例：①金銭無記入の例 23日、人足2人、品川より川崎まで、金平。②金銭記入の例 丸子より岡部迄 218文、人足2人、というものもある。	調査封筒入り	原本	横半	1		
1946 2302	G 3	(天保9年)3月 (1838年)・戌	乍恐以書付奉申上候	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●松山開司	巡見使通行に付き掛川より世話人として出役が来る、その出役の継立人足賃金を尋ねられた。それで次のように報告する。①当村より岡田村まで人足1人分64文、②中里村迄は76文、③菊川迄は72文。	蔵分	原本	状	1	○	85
1947 1136	G 3	なし 3月6日	(書状) (包み紙あり)	○金谷方：大井川役人 ●湯日村庄屋：三郎左衛門	昨日下午見回りの同役が来て言うのに、この節不法なる者(川越し違反)があると聞く、以後不法者があれば早々当方へ報せられたし。「庄屋他行に付き三太夫がこの書状を受取る」と別に一通同封。	蔵分	原本	状	2		
1948 620	G 3	なし 3月	覚	○なし ●上湯日村庄屋：三郎左衛門	金2分、これは(殿が)、日光への御供の人数が大井川に差し掛ったところ、渡川なく、よって三郎左衛門の機転により下瀬越し立てが支障なく済んだ。これにより褒美として金2分を遣わず、というもの。		原本	状	1	○	85

G-4 交通・通信-通信

1949 688	G 4	なし 11月11日 ・戌	(書状)	○江戸牛込斎町：内田牛左衛門 ●遠州金谷宿：黒田治兵衛	「金子入りの書状1通、上湯日村名主 瀧三郎左衛門方に急ぎ届けて欲しい」との送付依頼状。		原本	状	1		
-------------	--------	-----------------	------	--------------------------------	---	--	----	---	---	--	--

H-1 水利・土木-水利

1950 598	H 1	宝暦11年11月 (1761年)・辛巳	取替證文之事	○太田撰津守領分・布瀬知行所 両地頭分村役人 下吉田村 ●中里村・前玉村・外久保村・堀野内村・拾石嶋新田・道上村・四之宮村・青池村 右村々庄屋	この度村々が川払いを頼み、段々川払いをして来たので、両河岸の柳木も全て伐払う始末。その結果川幅は潰れ、川瀬境をめぐり出入りにもなり、公儀の耳に入る。このままにして置かず、村々地先付きの川なので、互いに修繕し、川払い・井水は元通りにして、更に利用しやすくすることで落着。		原本	状	1	○	85
-------------	--------	------------------------	--------	--	--	--	----	---	---	---	----

1951 602	H 1	宝暦11年11月 (1761年)・辛巳	取替證文之事	○太田撰津守領分中里村庄屋、同領前玉村庄屋、内藤丹波守領分 外久保村庄屋、同兩境之内村庄屋、太田撰津守領分拾石嶋新田 庄屋、近藤五左衛門知行道上村・太田撰津守領分青池村庄屋・ 同四ノ宮村庄屋、●太田様 市瀬様 下吉田庄屋中	文章内容は通し番号1950に同じ。		原本	状	1	○	85
1952 654	H 1	宝暦12年閏4月 (1762年)・壬午	取扱證文之事	○名主九郎兵衛、与頭：重内、百姓代：喜左衛門、田沼主殿守領 分初倉村庄屋：庄太夫、上湯日村・大柳・上川原新 田・井口・南原・青柳・与五郎新田各庄屋連名奥書あり。 ●岩出伊右衛門代官所色尾村、太田撰津守領分岡田村、駒井角右 衛門知行所同村、右村々庄屋・組頭衆中	四ヶ村(色尾・岡田・谷口・初倉)用水のことで色尾村と岡田村が谷口・初倉村 地内の堤外通りに溝一筋を立てることに決定、溝払いは色尾・岡田・初倉村の3 カ村が行なう。又、諸色、人足を出す際は、4ヶ村が相談にて過不足のないよう にすること、とまとまる。		原本	状	1	○	85
1953 655	H 1	宝暦12年閏4月 (1762年)・壬午	取扱證文之事	○岩出伊右衛門代官所色尾村名主：半四郎、外与頭・百姓代、太 田撰津守領分岡田村庄屋：善五郎、外組頭、駒井角右衛門知行 所岡田村庄屋：利助、外組頭、上湯日・大柳・上川原新田・ 井口村・南原村・青柳村・与五郎新田の扱入(庄屋)の奥印。 ●大草太郎左衛門代官所谷口村・田沼主殿守領分初倉村、右村 々名主・組頭衆	内容は通し番号1952に同じ。		原本	状	1		
1954 656	H 1	(宝暦12年) 閏4月 (1762年)	取扱證文之事	○谷口村・初倉村 ●なし	内容は通し番号1952に同じ。その下書きか。		原本	状	1		
1955 659	H 1	天保6年4月 (1835年)・未	仮儀定書之事	○岸本十輔代官所：色尾村名主伝次郎、同孫左衛門、外組頭・百 姓代、太田備後守領分：岡田村兼帯上湯日村庄屋 三郎一 同庄屋平兵衛、外組頭・百姓代 ●なし	色尾村は、その地内字長池の場所を新田開発したく駿府紺屋町役所に願ひ出て許 可された。そこでこの地の悪水溝を、落合橋から岡田村地内字城屋敷下迄掘り通 したく岡田村に掛け合う。岡田村は、この場所の田地は水旱両義の場所というこ とで拒否された。それで再び紺屋町役所に訴え許可され、その添書を持って掛川 役所に願ひ出た。役所は内済にせよとの仰せ、結果次のように内済鑑定した。① 長池丸池悪水溝は池尻から鎗ヶ崎谷川迄、これ迄の通り掘通し置く。②谷川は鎗 ヶ崎より岡田村正福寺下迄、川幅5間に切り広める。これらの普請は色尾村が仕 立てる。③以後の破損修繕は双方の村より人足を出す、など決める。	長さ：88cm 虫喰いあり	原本	状	1	○	85
1956 660	H 1	天保6年4月 (1835年)・未	仮儀定書之事	○通し番号1955に同じ ●なし	内容は通し番号1955に同じであるが、前記載議定書の後半部は次のようであ る。④水路修繕には双方の村で人足を出し、両村でこれを行なう。⑤川広めな ので岡田村地先の分は、その地溝代を色尾村から支払うことはない。	通し番号1955の扣 文書か。	原本	状	1	○	85
1957 323	H 1	(天保6年) 4月 (1835年)・未	乍恐以書付御届奉申上候	○岡田村組頭：権右衛門、庄屋：平兵衛、 上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●小野良右衛門	色尾村はその長池新田の為の溝の掘削りをしたいと申し出たが、これは岡田村の 田地に差し障りがあるので不承知だった。それで両村間でトラブル。結局示談成 り、別紙議定書通りの内容となる。※ 別紙はないが、この別紙の内容が通し番 号1955や1956と考えられる。		原本	状	1	○	85
1958 325	H 1	天保6年4月10日 (1835年)・未	仮儀定書證文連印 岡田村・色尾村	○なし ●なし	これは通し番号1957の包み紙であろう。したがって本文はない。	包み紙か	原本	状	1		

H-2 水利・土木-土木

1959 648	H 2	元文3年10月15日 (1738年)・午	覚	○瀧美源五兵衛、石井源助 ●上湯日村庄屋中	金1両、銀6匁9分1厘、これは今度富士川・安部川・大井川・天龍川・犀川・ 千曲川・酒匂川の御普請入用の高掛り掛金として、公儀から命ぜられたもので、 これを受取る。		原本	状	1	○	85
1960 709	H 2	宝暦2年12月 (1752年)・申	議定證文一札之事	○下吉田村請負人：藤十郎、外組頭2名、庄屋證人：善藏、北河 原新田庄屋證人：忠藏、同村證人：利右衛門 ●上湯日村：三郎左衛門	大井川東西両側の御普請諸色・竹木の請負を、来る酉年から亥年暮れ迄仰せつ かつた。このことで、「請負質」として貴方所持の田地と請負證人になってくれる よう願ひしたところ承諾された。それでこの質田地と證人引受のお札として1 ヶ年に金10両ずつ3年間の内に渡す。	調査封筒入り 虫喰いあり	原本	状	1	○	85
1961 616	H 2	宝暦3年3月 (1753年)・酉	請取申金子之事	○遠州榎原郡下吉田村請負人：藤十郎、同国同郡上湯日村證人： 三郎左衛門 ●米倉幸内	合計金100両(小判)、これは大井川通り東側で当酉年春の定式御普請所入用 に関して、竹木・諸色代・人足賃の内、その中貸として渡されたもので、これ確 かに受取る。普請完了後一紙手形に引替え差し上げる。		原本	状	1	○	85

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦()・干支	年 月 日	標 題	○差出人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原コ写 本 ^レ 真	形 態	数 量	撮 影	箱 号
1962 1399	H 2	文政5年8月 (1822年)・午		川除内目論見書上帳 上湯日村	○上湯日村 百姓代:久兵衛、組頭:甚六、庄屋:三郎一 ●矢部堅司	谷側通りが満水になり破損箇所が各所に来る。自力では修復不能なので計画書を作成、提出し御普請を願ひ出る。その計画書とは、破損箇所、その普請に要する木材・縄・人足等を具体的に挙げている。この文政5年の帳面の外に、文政6文政11・12、天保6年のものもあり、天保6年の帳面以外は、全て紙が虫喰いにて貼りつき、破損、紙の劣化著しく、使用不能のものばかり。	蔵分 紙の破損と劣化で使用不能のもの多い。	原本	縦	5	○ 天保6年のみ	85
1963 2074	H 2	天保6年7月 (1835年)・未)		乍恐以書付奉願上候	○上湯日村庄屋:瀧 三郎一、組頭:三大夫・久兵衛・甚六 ●小野良右衛門	先達の6月晦日の満水・堤破損の件、大規模破損にて村の自力では復興不可能。目論見帳を作成し提出するので、自普請でなく、どうか御普請にてお願いしたい。	蔵分	原本	状	1	○	85
1964 2259	H 2	(天保7年)2月 (1836年)・申		乍恐以書付御注進奉申上候	○上湯日村庄屋:瀧 三郎一 ●大塚市郎右衛門	去る末年6月晦日、満水のため当村の谷川通りが破損する、早速御見分の上御普請を申し付けられ、堤や川除等残らず改修された、と届け出る。	蔵分	原本	状	1	○	85
1965 2261	H 2	天保8年4月 (1837年)・酉		乍恐以書付御注進奉申上候	○上湯日村庄屋:瀧 三郎一 ●小野良右衛門	去る申年の秋、川満水となり当村谷川通りが破損、この所は見分の上で御普請を願ひ実行(堤・川除)される。	蔵分	原本	状	1	○	85
1966 2128	H 2	天保14年9月 (1843年)・卯		家作取調帳 上湯日村	○なし ●なし	家数6軒、三郎一分を加えると7軒、この家作の状態を示す。その全てが長押と書かれているのに三郎一だけは多岐にわたっている。	蔵分	原本	横半	1		
1967 2126	H 2	天保14年閏9月 (1843年)		家作取調書上帳 上湯日村	○なし ●なし	家の改装についてその該当者と改装箇所をあげる。8名の名前を上げているが、その内三郎一の場合は、長押・門・玄関・唐紙・障子・床・袋畳を、寸法や個数と共に列挙している。	蔵分	原本	縦	1		
1968 1120	H 2	なし 3月22日		(書状) (包み紙入り)	○御用村会所 ●湯日村御役人中	先だつての出水の件に付き嶋田役所において、両側(大井川)村々に御触れを出したが、湯日村には届かず、先々の村に継ぎ立った、出水についてのお役所へお願いの件、湯日村役人よりしてもらいたい、との依頼状。	蔵分	原本	状	1		

I-1 災害・救恤-災害

1969 1457	I 1	宝暦4年8月 (1754年)・戌		鎌塚大井川通 川欠書上帳 上湯日村	○庄屋:三郎左衛門、同藤兵衛、組頭:仙右衛門、百姓代:甚六 ●柴田民右衛門	三郎左衛門の本田・下田持ち地分、それから久兵衛・三四郎・治右衛門の新田下田持ち地分の川欠・反別と分米を書付ける。計、本田の下田=2反7畝21歩(分米2石7斗7升、新田下田=4畝24歩(分米4斗8升)となっている。	蔵分	原本	横	1		
1970 1397	I 1	宝暦10年2月 (1760年)・辰		江戸火事火元附 (文章後欠)	○欠 ●欠	①2月4日明け7ツ半過ぎ、今井谷山拾人屋敷より出火、これより被害状況を述べる、②2月6日暮れ6ツ、七軒町より出火、神田末社は残るも社地南側は残らず類焼する、など具体的に書付ける。	蔵分 文章後欠	原本	縦帳	1		
1971 2053	I 1	(天保3年)7月 (1832年)・辰		乍恐以書付御注進奉申上候	○上湯日村庄屋:瀧 三郎一 ●小野良右衛門	日照りが続き、谷川用水が干上がり、このままだと田方損害甚大、一方畑方は日差し強くこれ又作物をだめにする。この件お知らせ。	蔵分	原本	状	1	○	85
1972 2072	I 1	天保6年7月 (1835年)・未		乍恐以書付御注進奉申上候	○上湯日村庄屋:瀧 三郎一 ●小野良右衛門	去る6月晦日、大雨にて谷川が特に満水、その破損箇所を報告する、それは仲田堤の長さ凡そ40間余からはじまり計6ヶ所が破損、当村田方4町余川欠け石砂入り、又川除枠、川倉籠出し、井堰も全て流失、等を書き上げる。	蔵分	原本	状	1	○	85
1973 2073	I 1	天保6年閏7月 (1835年)・未		乍恐以書付奉願上候	○上湯日村庄屋:瀧 三郎一、組頭:三大夫・久兵衛・甚六 ●小野良右衛門	先日注進した当村の谷川通り、去る6月晦日満水による田方所々損地の件、荒地のところは別紙小前帳に載せて提出するので、御見分の上、どうか御引ききをお願いしたい。	蔵分	原本	状	1	○	85
1974 2080	I 1	天保7年8月 (1836年)・申		乍恐以書付御注進奉申上候	○上湯日村庄屋:瀧 三郎一 ●小野良右衛門	去る7月6日、大雨出水・満水・堤防決壊(具体的に場所、規模を挙げる)、田方損地出来、川倉、籠出し、井堰残らず流失、これを注進する。これらのご見分を願ひたいとし、自力の回復は困難なので川除普請は御普請で願ひたいと訴えるその為目論見帳を作成する。	蔵分	原本	状	3	○	85
1975 2081	I 1	天保7年8月 (1836年)・申		乍恐以書付御注進奉申上候	○上湯日村庄屋:瀧 三郎一 ●小野良右衛門	申13日夜大雨にて当村田方は早稲、中稲は吹き折れ、晩稲は出穂最中のところやられる。又民家30軒破損する、と被害状況を注進する。	蔵分	原本	状	1	○	85

1976 2254	I 1	(天保7年)・12月 (1836年)・申	乍恐以書付奉申上候	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●小野良右衛門	御囲い初14俵、これは寛政年度の御囲い分であるが、これを郷藏に詰めて置いたことを報告する。 ※ 別件で、組頭久兵衛が病死した旨を報告している。	蔵分 分類はI-2が妥当	原本	状	1	○	85
1977 2095	I 1	(天保10年)6月 (1839年)・亥	乍恐以書付御注進奉申上候	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●小野良右衛門	当村田方はこのところ日照り続きで水不足、稲損傷、畑作も日痛、この件注進。別件として、岡田・上湯日の両村は、早魃で難儀していたところ、今度は8日雨降り水も沢水となった旨報告する。	蔵分	原本	状	1	○	85
1978 2096	I 1	(天保10年)6月 (1839年)・亥	乍恐以書付御注進奉申上候	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●小野良右衛門	当村田方数日間日照り続き、谷川の出水なく、137石が損傷を被り、日病になり難儀している、と注進する。	蔵分	原本	状	1	○	85
1979 2332	I 1	(天保12年)7月5日 (1841年)・丑	乍恐以書付御注進奉申上候	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●織本兵八	当村の田方、この節稲虫蝗の類がついて、特に早稲、中稲が多く葉崩れして見苦しい。油さし、虫送りを怠りなくやっている、以上報告する。	蔵分	原本	状	1	○	85
1980 2123	I 1	(天保14年)閏9月 (1843年)・卯	乍恐以書付奉申上候	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●増井良介	当村の田方、その稲は秋虫がつき、稲柄弱くなっている。米症も悪く青米多く手入れが大変、青米は選り分けてはいるが完全とはいかない。以上報告する。	蔵分	原本	状	1	○	85
1981 2161	I 1	(弘化5年)7月 (1848年)・申	乍恐以書付御注進奉申上候	○上湯日村庄屋：三郎左衛門 ●織本兵八	当村田方はこのところ日照り続きで谷川出水も一向になく、大打撃を受ける。又畑作も日痛にて難儀している。以上を注進。	蔵分	原本	状	1	○	85
1982 2497	I 1	(嘉永2年)8月 (1849年)・酉	乍恐以書付御届奉申上候 (下書き)	○上湯日村庄屋：瀧 三郎左衛門 ●和田喜一郎	当村の田方、当月上旬よりぞう虫(稲象虫)・うんか類が少々見え、追々増長して稲草につき、見苦しくなっている、と報告する。	蔵分	原本	状	1	○	85
1983 2511	I 1	(嘉永3年)8月晦日 (1850年)・戌	乍恐以書付御届奉申上候	○上湯日村組頭：八郎一 ●和田喜一郎	当村百姓六右衛門方より今晚9ツ時頃出火、本馬屋、家、雪隠の3棟を焼失したと報告する。	蔵分	原本	状	1	○	85
1984 1125	I 1	嘉永7年 (1854年)・寅	(大坂の大地震の様子) (包み紙入り)	○なし ●なし	宝永7年10月に発生した大坂大地震の様子(天王寺屋五兵衛が記す日記)を抜粋して記す。安政大地震と対比してのことか。家屋倒壊、大坂の橋はその50脚が崩れ落ち、その後津波が襲ったと書いてある。	蔵分	原本	状	1		
1985 1735	I 1	なし 11月 ・未	口上書ヲ以御願申上候	○下吉田村百姓代：四郎兵衛、外2人、組頭：惣五郎、外1名、 庄屋：銀六・助十・久米右衛門 ●上湯日村：三郎左衛門	当村の田方、大沙風に遭遇、先だって御検見をお願いし、奉納の件はご容赦米としていただき惣百姓は有難く思っている、また中稲・晩稲は実り悪く、百姓は刈り上げず、この実態を見分してもらいたいと思っているが、一村のみでは役所を動かすこと叶わず、それで刈取るようにとの指示があった。これに従いはするが今後のこと、この窮状、ご理解願いたい。	蔵分 虫喰い、紙張りつき、開閉もままならない。全解読は不可。	原本	状	1		
1986 1384	I 1	なし 12月 ・亥	乍恐以書付御注進奉申上候	○上湯日村庄屋：瀧 三郎左衛門 ●御山方御役所	御林の内、本沢頭、11日8ツ時に出火、小松立て1反8畝余焼失、早速村中で消火に努めた。このこと書状にて届け出る。	蔵分	原本	状	1	○	85

1987 1459	I 2	宝暦2年7月 (1752年)・壬申	本田新田御用捨米割返帳 上湯日村	○なし ●なし	本田の御用捨米と本田段免の御用捨米に分けて、作人一人ずつ書き上げる。 ※ 紙が張りついた箇所あり、虫喰いも目立つ。	蔵分	原本	横	1		
1988 1331	I 2	宝暦8年11月 (1758年)・寅	覚	○阿郷三右衛門、里見莊兵衛 ●上湯日村庄屋・百姓	当寅年は連作に付き、救米として米12俵を与える。	蔵分	原本	状	1	○	85
1989 275	I 2	安永6年12月 (1777年)・酉	乍恐以書付奉申上候	○青池庄屋：久右衛門、四の宮：吉左衛門、下吉田：久米右衛門 同助右衛門・同銀之丞、住吉：次右衛門、神ノ郷：佐二右衛門 ●北田 様	寅・卯年の両年は村方干損、麦も不作で困窮のところ、夫食米拝借成り、有難く感謝、とし、各村の夫食拝借高(俵)を記載している。	下書き	原本	状	1	○	85
1990 321	I 2	文政4年4月1日 (1821年)・巳	覚	○上河原新田庄屋：彦右衛門 ●上湯日村御庄屋中	御囲初2俵分、この米1俵を受取る。		原本	状	1		
1991 361	I 2	文政5年12月7日 (1822年)・午	覚	○上河原新田庄屋：彦右衛門 ●岡田村御役人中	御蔵米5俵、これは地頭から当村に手当て分として渡されるべきものであるが、すでに川崎湊へ津出ししてしまったので、岡田村の納米分を繰り替えて当方へいただくことになる。その分たしかに受領する。		原本	状	1		

1992 1884	I 2	(文政13年) 11月 (1830年)・寅	乍恐以書付奉申上候	○上湯日村庄屋：三郎一 ●犬塚市郎右衛門	去る丑年の御囲い分共に御囲初39俵、当寅年御初9俵で、計48俵を揃え郷蔵に詰め置いたことをお届けする。	蔵分	原本	状	1	○	85
1993 1903	I 2	(天保2年) 11月 (1831年)・卯	乍恐以書付奉申上候	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●小野良右衛門	当卯年拝借分の返上分：御囲初48俵、当卯年返上分の御囲初10俵、合計58俵、これを郷蔵に詰め置いたことをお届けする。	蔵分	原本	状	1	○	85
1994 2173	I 2	(天保3年) 11月 (1832年)・壬辰	乍恐以書付奉申上候	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●小野良右衛門	寛政年間の御囲初28俵、30俵の計58俵、これを今回新しく郷蔵に詰め置いたことをお届けする。	蔵分	原本	状	1	○	85
1995 845	I 2	天保4年8月 (1833年)・巳	被仰渡之趣小前御請印形帳 上湯日村	○上湯日村五人組14組(計75名連印) 庄屋：瀧 三郎一、組頭：三太夫・久兵衛・甚六の奥書あり。 ●なし	今般非常の手当てとして御囲初がある、それは寛政年間に公儀から命ぜられた村貯穀令によるものであるが、近年村人に軽視され、予め決められた一定貯蓄量が不足する始末、これには奢侈の暮らしが一因ともなっている。農業に精を出し万一の事態に備えて御初を公儀から仰せ出された。これ守ることを誓う。	調査封筒入り	原本	縦	1	○	85
1996 2061	I 2	(天保4年) 9月 (1833年)・巳	乍恐以書付奉申上候	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●松山閑司	①小前共が5年間で作った中糶6疋2分、②小前の山稼ぎ売出し分の中から過去2年間に貯えた金子3両、③組頭三太夫が前々より心かけ積立て来た金子2両、④庄屋三郎一が村々の為に加入積立した金子5両、計10両、これは村人の違作・病難等生じた場合、この金子の利息をもって救出したい、と申し出る。	蔵分 報徳仕法カ	原本	状	1	○	85
1997 2060	I 2	(天保4年) 11月 (1833年)・巳	乍恐以書付奉申上候	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●小野良右衛門	寛政年間の御囲初28俵、更に30俵で、計58俵の御初、以上郷蔵に詰め置くことを届け出る。	蔵分	原本	状	1	○	85
1998 2069	I 2	(天保5年) 2月 (1834年)・午	御尋ニ付乍恐以書付奉申上候	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●小野良右衛門	当村では困窮の百姓に、瀧三郎一が米4俵を提供し35軒にそれぞれ与え、また組頭久兵衛は種2俵を困窮の者に与える。以上報告。	蔵分	原本	状	1	○	85
1999 2226	I 2	天保5年10月 (1834年)・午	乍恐以書付奉申上候	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●小野良右衛門	去る寅年に神代借金し、これを三ヶ年賦で返上の内、当年に返上の分を上納したい、との書付け(金額記なし)。外に、銭600文の運上を納入することで御林下刈りを許可されるなら村人助かり、また苗松、枝葉等大切に守る、とお願い。	蔵分 扣文書	原本	状	1	○	85
2000 2064	I 2	(天保5年) 11月 (1834年)・午	乍恐以書付奉申上候	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●小野良右衛門	御囲初14俵、これは寛政年間の御囲い分、その外の分も加えて計54俵、これを揃えて郷蔵に詰め置いたことを報告。	蔵分 扣文書	原本	状	1	○	85
2001 2071	I 2	(天保6年) 12月 (1835年)・未	乍恐以書付奉申上候	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●犬塚市郎右衛門	御囲初19俵(寛政年間御囲分)、その後のもの加えて計34俵、これを郷蔵に詰め置いたことを届け出る。	蔵分 扣文書	原本	状	1	○	85
2002 2082	I 2	天保7年8月 (1836年)・申	乍恐以書付奉願上候	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一、組頭：三太夫・久兵衛・甚六 ●小野良右衛門	先日注進したが、当村谷川通りは去る4日出水して損地が増加、田方荒地の分は別紙小前帳に記載している。これより御見分の上御引き地にしてもらいたい。又堤地所の御普請を目論見帳によりお願いしたい。	蔵分	原本	状	1		
2003 2297	I 2	天保9年11月 (1838年)・戌	乍恐以書付奉申上候	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●小野良右衛門	寛政年間の御囲初10俵、その外、去る酉年拝借分の返米分、手前御囲分等、合計19俵、この俵数、郷蔵へ詰めて、指図のあり次第岡田村の郷蔵に詰める。	蔵分	原本	状	1	○	85
2004 2306	I 2	(天保10年) 12月 (1839年)・亥	乍恐以書付奉申上候	○上湯日村：瀧 三郎一 ●小野良右衛門	寛政年度の御囲初6俵、その他拝借返上分、御手前初20俵半あり、計17俵、これを郷蔵に詰め置く、そして指図のあり次第、岡田村郷蔵に詰め置くことにする。別にこの書式雛形あり。	蔵分	原本	状	1		
2005 2104	I 2	天保11年 (1840年)・子	御囲初 子12月10日 岡田村へ御蔵入 覚	○なし ●なし	御囲初9俵(4斗5升入り)を三郎一、同様に久兵衛・藤兵衛・弥左衛門に2俵久作へ1俵、三太夫へ1俵、計23俵を御囲初として記載する。	蔵分	原本	状	1	○	85
2006 2329	I 2	天保12年11月 (1841年)・丑	乍恐以書付奉申上候	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●織本兵八	寛政度に御囲初19俵、御手前御初5俵、内2俵は摺立てしたもの、これを郷蔵に詰め置く。	蔵分	原本	状	1	○	85
2007 2131	I 2	天保14年11月 (1843年)・卯	覚	○上湯日村庄屋所 ●なし	御囲初28俵(寛政年度分)、10俵(天保年度分)、計38俵、これを岡田村の郷蔵に詰め置く。	蔵分	原本	状	1	○	85
2008 2400	I 2	(天保15年) 3月 (1844年)・辰	覚 (窮民救済調べ)	○なし ●なし	領内巡検使の巡見あり、その結果、探察孤独の窮民には少しながら救米を与えるので、調査して報告せよ、との御触れを受けたもの。	蔵分	原本	状	1	○	85

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦 () ・干支	日	標 題	○差出人 (役名・名前) ●受取人 (役名・名前)	摘 要	備 考	原写 本 ^レ 真	形態	数量	撮影	箱 番号
2009 2391	I 2	天保15年11月 (1844年)・辰		乍恐以書付奉申上候	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●増井良介	御田初について次のように報告する。寛政年度の分：28俵、天保年度の分10俵当御田分5俵、更に増しの田分6俵(1俵増し分)、計49俵の内、44俵が御田分、5俵過初分は三郎一が引取る。以上、俵数を岡田村郷蔵に詰め置く。	蔵分	原本	状	1	○	85
2010 2162	I 2	嘉永2年12月 (1849年)・酉		乍恐以書付御届奉申上候	○上湯日村庄屋：瀧 三郎左衛門 ●和田喜一郎	御初56俵、これは御田初にするものであるが、虫付連作にて質がよくない。そこでよく選んで、質のよい分は初で、よくない分は初ではなくして正米にして御田したい、とお願いしたところ、それが許可されたことを御届ける。	蔵分	原本	状	1	○	85
2011 752	I 2	嘉永3年9月 (1850年)・戌		預り申金子證文之事	○上湯日村預り主：弥左衛門・伝八・弥七 ●湯日村：瀧 三郎左衛門	金50両、これは村方積立金に加入している我ががこの度借りたもの。質物は3人の名田書き入れ、利息は1割2分とし、来る亥年秋から掛け返していく。	分類F-2に相当	原本	状	1	○	85
2012 304	I 2	なし 8月 ・寅		乍恐以書付奉願上候	○牧野原村庄屋：半右衛門、組頭：作平次 ●上湯日村庄屋・御用達：三郎左衛門	当村は御作連作で小前百姓特に難渋、その為に去る丑年に救済を願った処、三郎左衛門ご自身が麦8俵(5斗入り)を拝借し当村に貸し付け下された。年賦で返金せよとのことで、但し、当年連作なので来る卯年より8年季で返納したい、この件をお願いする。		原本	状	1	○	85
2013 324	I 2	なし 3月25日 ・申		なし (郷蔵積立置く初 の件)	○三郎左衛門・半右衛門・三郎左衛門 ●古沢文左衛門	①下吉田村：初47石7斗7升(米にして14石3斗3升1合)、②吉永村：初42石1斗6升(米にして12石6斗4升8合)、③宗高村：初36石1斗8升(米にして10石8斗5升9合)、以上①②③の初は郷蔵に詰め置くものであるが、この度借り立てを仰せ付かった。この分①の初摺代金13兩3分・永29文8分、②の分12兩・永161文5分3厘、③の分10兩1分・永183文5分3厘、(この代金で)代わりに上納することで容赦願いたい。		原本	状	1	○	85
2014 398	I 2	なし 11月 ・申		御買請米證文之事	○上湯日村組頭：弥次郎・三太夫、庄屋：三郎左衛門 ●なし	夏以来日照続き早損にて米質も悪く、年貢米も支障をきたしていた折り、米100俵御下下さり有難い。この代金は値段をきめてくれ次第上納する。		原本	状	1	○	85
2015 525	I 2	なし 12月17日 ・戌		覚	○加茂 ●瀧	①「金6兩1分、新積金。金25兩1分2朱・永37文5分、古積金分、この計31兩2分2朱・永37文5分、以上積金下戻す」とある。②覚：30兩御用達から瀧三郎左衛門に宛てた請取状(丑年4月17日)。	別文書①と②を後世貼りつけて1つとしたもの。	原本	状	1		
2016 1116	I 2	なし		義 (儀) 定一札之事	○報徳善種 ●重世話人	この度当村中申し合わせ、農間朝夕丹精をこめて縄をない、草履・草鞋を作り積立てをやる。これ迄は義理で親類の外とのやり取りしていたの一切懐み、何事も一人で決めず、万端皆と相談してやること、その外、公儀法度を厳守、夫婦兄弟親類仲良く、家業大切にすること。天照皇太神宮に朝夕拜礼、道の權いは休日にする、窮民撫育金(積立金)の利用は決められた「定」を守り入札で決めるこれは無利息とする。など7ヶ条から成る定め。	蔵分 報徳仕法導入カ	原本	状	1	○	85

J-2 教育・文化－学芸

2017 1294	J 2	明和6年 (1769年)・己丑		詩学小成 卷之四	○なし ●なし	明和6年千葉茂右衛門の著に成るもの。漢詩作詩上の規則等を記載する。	蔵分 虫喰い、紙劣化	原本	横 半	1		
2018 1667	J 2	寛政11年 (1799年)・己未		商山樵歌集草 自春冬迄の作	○なし ●なし	漢詩収録、標題の外に、寛政12年の「採芝堂樵歌集」を綴り込む。外に、表紙無題のものを一括する。	蔵分	原本	縦	2		
2019 829	J 2	寛政年間		豹隠亭丙辰詩集 外	○なし ●なし	全て漢詩から成り、標題の書は瀧蔵の稿になる。東都衛陽が点検するとある。外に、桂林縄点検の「豹隠定日草稿」、「戊午豹隠亭草稿」の2冊を一括綴込み。	調査封筒入り	原本	縦 綴り	3		
2020 860	J 2	嘉永2年9月19日 (1849年)・己酉		河洛流地方測量方	○最上須磨雄門人 提文山 ●瀧 三郎左衛門	内容は、測量に要することで、①器類、②作縮図方三条、③村田田巨細作画図方④画図面彩色方、⑤小方儀町間方、から構成される。	調査封筒入り	原本	横 半	1		
2021 943	J 2	嘉永5年4月23日 (1852年)		(吉凶占いの覚)	○白斗道人 ●瀧 三郎左衛門	①毎年々々吉方の事、②凶方本命的然の事、③家相判断書、の3つを挙げる。	調査封筒入り	原本	横	1		

2022 868	J 2	なし 5月 ・卯	禁他見書肆心得内記 信道密承	○なし ●なし	郭註莊子10冊、尚書6冊、史記評林25冊、三国志33冊、等、古典書籍を列挙する。	調査封筒入り	原本	横半	1		
2023 592	J 2	なし 3月 ・戌	覚	○七大夫 ●上湯日村：瀧三郎左衛門	「古文合解評林」5冊、「箋註蒙求」全3巻、「五経集註入」30巻、これらの書物を紹介し、購入の参考とするよう報せたもの。		原本	状	1		
2024 866	J 2	なし	尚古法帖目録	○なし ●なし	評、消息(手紙)、経書等を載せる。	調査封筒入り	原本	横半	1		
2025 832	J 2	なし	古語 全	○なし ●なし	古人の言った言葉や文、文の題名等を書付ける。漢文書物からの引用・書留。	調査封筒入り	原本	縦	1		
2026 833	J 2	なし	商嶺樵唱草 瀧 嶽	○なし ●なし	瀧嶽駿甫稿に成る漢詩を収録したもの。七言絶句、七言律詞の漢詩が目立つ。	調査封筒入り	原本	縦	1		
2027 831	J 2	なし	詩歌留	○なし ●なし	和歌や漢詩を書き留めたもの。 明治以降にまとめたものか。	調査封筒入り	原本	縦	1		
2028 824	J 2	なし	詠草	○なし ●なし	山蟬、夏草、蛩等を題材とした和歌の数々を書付けたもの。	調査封筒入り	原本	縦横	2		
2029 823	J 2	なし	なし	○なし ●なし	和歌の覚書き。	調査封筒入り	原本	縦	1		
2030 941	J 2	なし	詠草 瀧 維嶽	○なし ●なし	山蟬、夏草、蛩、6月秋、立秋、山家の題で和歌を書付ける。	調査封筒入り	原本	横	1		
2031 1669	J 2	なし	江戸吉原新板御慰当本	○なし ●なし	歌が記されている。それは見開きで、「人こそしらね かわくまもなし」、「と山のかすみ たたすもあらなん」など、全部で10首あり。	蔵分	原本	横半	1		
2032 1657	J 2	なし	草稿二十五首 瀧 嶽	○なし ●なし	七言絶句、七言律詞の漢詩文を載せる。	蔵分 綴じ紐がされている	原本	綴り	2		
2033 623	J 2	なし	享保年中唐(中国)より 渡書名	○なし ●なし	「西河合集」、「昭代叢書」等、45冊を列挙する。又日本より中国に渡った書として「大日本図」、「東鑑」、「七経孟子考文」等7冊を挙げている。		原本	状	1		
2034 644	J 2	なし	盤谷円記	○繩性直撰 ●なし	3枚綴じであるが、これは1文の続いたもので合わせて1つの文書となっている全漢文体。		原本	状	3		
2035 302	J 2	なし	野調	○なし ●なし	服英から瀧氏に送られた漢詩。全部で6首あるが、7言絶句の詩が多い。 表紙共に6枚の状を1つに綴ったもの。		原本	綴り	1		
2036 1193	J 2	なし	詩学小成 卷之三	○千葉玄之丞 輯 ●なし	漢詩を作る上での規則、方法を解説。木版印刷。	蔵分	原本	縦	1		
2037 1292	J 2	なし	大学章句	○なし ●なし	儒教の経書、朱熹による章句。	蔵分 木版印刷	原本	縦	1		
2038 1291	J 2	なし	中庸章句	○なし ●なし	儒教の書、朱熹による章句、全漢文。	蔵分 木版印刷	原本	縦	1		

2039 252	J 3	寛政12年9月 (1800年)・庚申	御前崎燈堂記	○朝県野處士、東陸歌人 ●なし	筆者が御前崎の地を訪れる、そしてそこにある燈堂、駒形大明神社が海の守りとして存在している事、また海の彼方東方を眺むれば高草山から久能山、富士山足柄山を望み、海には漁舟が落葉の如く浮かんでいる絶景の地とする。又燈堂の構造についても触れている。全漢文体。	本来1枚のものが切断されて2枚になっている。	原本	状	1	○	85
-------------	--------	-----------------------	--------	--------------------	---	------------------------	----	---	---	---	----

2040 320	J 3	なし	詞（漢文）	○略 ●略	瀧氏に送られて来た折々の励ましの言葉が漢文で綴られている。	7枚をセットに1つに綴じこむ。	原本	状	7		
2041 1663	J 3	なし	真情春雨衣 初篇	○なし ●なし	鎌倉で名のある鎌屋の院右衛門の次男玉次郎とその供権太郎は江の島から大山駆けの旅に出て、更に足を延ばして熱海の旅籠富士屋に泊まる。玉次郎と権太郎の道中やりとりから旅籠での出来事は、あたかも十返舎一九著「東海道中膝栗毛」の弥次・喜多を連想させるが、本書の内容は性描写があまりにも直接的過ぎる。かと言って単なるエロ本と片付けられないところがある。	蔵分	原本	縦	1		
2042 855	J 3	なし	（榛原郡下の村々概況書付）	○なし ●なし	大正から昭和の初めにかけて著したもの。これが既刊「榛原郡誌」の構成資料となったのか、また逆に「榛原郡誌」から書き取ったものが本書なのか、そのどちらかであろう。	調査封筒入り 2冊で構成される	原本	縦	2		
2043 834	J 3	なし	（名所地の覚）	○なし ●なし	熱海村・修禅寺より三島、等、メモ的に記載している。	調査封筒入り	原本	縦	1		
2044 864	J 3	なし	懐庫 瀧嶽	○なし ●なし	一種の備忘録、治療薬のこと、読書の要点、公儀達書の書式、短冊の書き方、等生活百般におよんでいる。	調査封筒入り	原本	横半	1		

K-1 宗教・習俗・身分-宗教

2045 969	K 1	寛延2年12月25日 (1749年)・巳	祠堂田地手形之事	○養勝寺 ●上湯日村 庄屋・組頭衆中	上湯日村の金兵衛が、自分所持の鎌塚の名田(畝田5俵)を先祖一類供養のために祠堂田として寺に差上げたいと申し出る。これをうけて養勝寺はその末寺正(松)林寺にこの田地を譲ることにした。よって正林寺にて茶湯、仏齋等をするように、と伝える。		原本	状	1	○	85
2046 1431	K 1	安永4年正月 (1775年)・未	松平伊賀守殿差出候書付写	○略 ●略	書状5通を綴込み冊子としたもの。古くは慶長3年11月11日の年月日のものもあるが、その外は月日のみ。差出人と受取人の関係は、左小弁→増上寺や増上寺役僧→西伝寺で、内容は、一向宗門京都両本願寺から諸国の門徒全てが浄土真宗と唱えたいとの申し出あり。浄土宗としてはこれを認めるか否かの問いに対して、これを拒否しその理由を記したもの。	蔵分	原本	横	1	○	85
2047 1683	K 1	寛政11年6月 (1799年)・未	田畑山林記録竝祠堂金覚 白龍山松林寺現住宣法代	○なし ●なし	松林寺地内高5斗目、寛文中長谷川藤兵衛除地とされ、国役銭を年々提出するところ。それから持山、仏供田、畝田等を書付ける。又祠堂銭貸付けの覚もあり4人の借主を挙げている(利子1割)。別帳に、文化14年「当寺檀法屋敷覚」を綴じている。	蔵分 虫喰い、欠字が多く紙疲労	原本	横 綴り	1		
2048 664	K 1	享和2年2月 (1802年)・壬戌	なし(鎌塚天神の由来)	○当社神主:瀧 道隆16世嫡孫:瀧賀惣次維嶽、遠州上湯日村 鎌塚天神当村名主役社主:瀧三郎左衛門嫡子:賀惣次、外鏡頂 富永惣右衛門、再建取持:山村久兵衛 ●村役人、惣氏子	鎌塚天神は至徳年中(1384-87)に瀧先祖の道隆が京の北野から奉遷す。以来瀧子孫が代々神職に就く、元龜年中(1570-73)武田信玄の兵火により宮殿焼失し、村人離散、春秋の祭り絶える。天正年中川の流れ変化し田野は悉く川となり社地は大崩れる。文禄年中道隆9世嫡孫瀧八郎太郎英吉は小祠を作り祭る。宝永年中、英吉3世孫三郎兵衛正次がこれを再建、享保年中正次の子三郎兵衛政典がこれを修葺するも、以後零落して小祠のみとなる。今年享和2年春2月25日、北野天満宮900年を機に社地再建し官殿を祭る。	文章和漢文体 棟札の写しか	原本	状	1	○	85
2049 694	K 1	享和2年 春 (1802年)	宴鎌塚 菅神祠之流芳堂序	○沙門法幢 ●なし	瀧氏祖先は鎌塚天神を勧請したこと、瀧氏の先祖は江州であること、を記す。ところで菅原道真が崩じてすでに900年、この機に京の北野より勧請してここに祭る、といったことが記される。	通し番号2048と関連。 全漢文体	原本	状	1	○	85
2050 818	K 1	文化2年8月25日 (1805年)	大祓詞	○伊勢皇大神宮権祢宜荒木田神主末寿 ●瀧 維嶽	6月と12月の晦日に神社で行なう大祓に読み上げる祝詞で、それは神々の国生み神話を内容としている。文末に注があり、文化2年8月25日瀧維嶽の希望により書き与える、とある。	調査封筒入り 祝詞内容は延喜式8巻のほぼ同じもの。	原本	状	1		
2051 1191	K 1	文化3年12月 (1806年)・丙寅	神行式法口伝書	○伊勢皇大神宮権祢宜荒木田神主:益谷大夫末寿 ●維 嶽	上湯日村大井神社=御魂日(ミタマシロ)を斎定する行事次第を読む。	蔵分	原本	縦	1		

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦()・干支	日	標 題	○差出人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原写 本 ^レ 真	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号
2052 1682	K 1	文化4年正月吉日 (1807年)・丑		本堂葺替諸色覚 上湯日村松林寺	○なし ●なし	繩・萱の提供者とその数量、人足数を挙げ、葺き替えに要した代金を記す。別帳に、文化15年の「葺替入用割合」として各戸割当て金子を載せている。	蔵分	原本	横帳 の綴	1		
2053 1502	K 1	文化10年7月 (1813年)・酉		覚	○敷府無量寺役僧 ●上湯日村御役人衆中	鳥目200文、これ虚無僧止宿料として受取る。但し当百年より卯年迄虚無僧止宿は差止めとなるので実際は半減し100文なのだが、先規の例にならって200文とした。	蔵分	原本	状	1		
2054 1964	K 1	文化11年11月 (1804年)・戌		覚	○無量寺役僧：波竹 ●上湯日村御役人中	鳥目200文、これは当成年から来る未年迄の10ヶ年間の止宿料として頂戴したものの。	蔵分	原本	状	1		
2055 1111	K 1	文政5年10月18日 (1822年)・午		覚	○大頭龍大権現神主従五位下白松丹後守執事 ●上湯日村：瀧 三郎一	金1両、これはこの度鳥居を奉納することになり、その寄付を募っているが、その寄付金をあずかったもの。鳥居成就の時は寄付者の名目を刻み、永御祈禱を執行することとする。	蔵分 虫喰いあり	原本	状	1	○	85
2056 2538	K 1	文政6年3月 (1823年)		覚	○光明山役寮 ●上湯日村	修業料(2分2朱)の請取。	蔵分	原本	状	1		
2057 1916	K 1	文政10年3月25日 (1827年)・亥		なし(志納金の事)	○無量寺役僧 ●上湯日村御役人中	銀4匁、この金子は来る酉年から丑年迄の5ヶ年分の止宿料。	蔵分	原本	状	1		
2058 2536	K 1	(文政11年～嘉永4年)		覚	○普大寺 ●上湯日村役人	金子請取の覚、それは仕切料であったり、助成金であったり、寺号代替、初穂料諸堂修復、虚無僧止宿料など、いろいろ。	蔵分	原本	状	14		
2059 2046	K 1	天保2年2月 (1831年)・卯		乍恐以書付奉申上候	○上湯日村庄屋：三郎一 ●浅井式野右衛門	金谷宿法華宗長光寺住持が死去。これにより後役には同人弟子が就任する、この件お知らせ。	蔵分	原本	状	1	○	85
2060 2045	K 1	天保2年6月 (1831年)・卯		乍恐以書付奉申上候	○上湯日村庄屋：三郎一 ●浅井式野右衛門	この度金谷宿長光寺住持より呼び出しを受けたが病氣中なのでこのことお知らせする。あと1通、病氣快気の報せの一札あり同紙に書き写す。	蔵分	原本	状	1		
2061 2175	K 1	(天保3年)3月 (1832年)・辰		乍恐以書付奉願上候	○上湯日村願主：社人彦右衛門 ●同村庄屋：瀧 三郎一	杉木2本(5尺周りと5尺5寸周り)、これは当村氏神社領地内において、今度払い木にしたい願い出る。代金は社領修復料に差し加える。	蔵分	原本	状	1	○	85
2062 814	K 1	天保3年5月 (1832年)・辰		入置申一札之事	○無量寺門弟：鼎三 ・普大寺役僧の奥書あり ●57ヶ村(榛原郡川崎町会所御組合)御役人中	無量寺役僧郷隣という者、その村々を回り止宿料・永代仕切料をとり、出奔、行方不明となった。この永代仕切料の件は無量寺門弟の一向知らぬことで、この事件の処置が問題となる。結局無量寺は、これより10ヶ年の間、上記止宿料をもって村中組合へ仕切ることとなった。	調査封筒入り	原本	状	1	○	85
2063 1199	K 1	天保5年2月26日 (1834年)・午		大井社・鎌塚社諸普請諸 入用	○なし ●なし	大井社：板惣入用=1両1分・182文、本社拝殿葺替え=26人、銭4貫724文、 鎌塚社：竹代=金1両2分、など記入。	蔵分	原本	横半	1		
2064 295	K 1	天保5年6月 (1834年)・午		一札之事	○伝作 ●金比羅山	私はこれより以後30歳迄賭けごと勝負は一切しないことを誓う、もしこの誓いに背いたら神罰を受けます、との誓い。		原本	状	1	○	85
2065 2065	K 1	(天保5年)8月 (1834年)・午		乍恐以書付奉願上候	○上湯日村庄屋：瀧三郎一、外、嶋・志戸呂・番生寺・横岡・牛尾・竹下、以上7ヶ村庄屋連印 ●小野良右衛門	当国秋葉山に武運長久の祈禱、御札を頂戴したので献上したく、これを願い出る	蔵分	原本	状	1		
2066 1218	K 1	天保6年 (1835年)・乙未		(初穂料受取証)	○普大寺役僧 ●上湯日村御役人中	初穂料として金1朱と150文、これ確かに受取る。	蔵分	原本	状	1		

2068 1933	K 1	天保10年9月 (1839年)・亥	覚	○津嶋 服部乙若大夫 ●上湯日村御檀方中	金1両、これは日懸売銭請けの内、御助成分として頂いたもの、その受取状。	蔵分	原本	状	1		
2069 1103	K 1	天保13年9月22日 (1842年)・寅	請書 (包み紙入り)	○秋葉山秋葉寺役寮 ●横原郡上湯日村：瀧 三郎一	永代万燈1燈、金3両2分受取る。家内安全・火災消除の祈禱を丹精を込めて行なうことを約す。	蔵分 虫喰いあり	原本	状	1		
2070 2113	K 1	(天保13年)10月 (1842年)・寅	乍恐以書付御届奉申上候	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●松山嘉左衛門	この度引替え金銀の有無に付き社方へお尋ねがあったが、当村松林寺は無住にて金銀一切なし、と回答する。	蔵分	原本	状	1		
2071 2114	K 1	天保13年11月 (1842年)・壬寅	一札之事	○下湯日村禅寺：養勝寺 ●上湯日村御村役人中	拙寺末寺の松林寺の庫裏は年月古く、朽損にて大破、建て替えたい。このことその筋へお願いしてもらいたい。拙寺も可睡斎へ届ける。別に瀧三郎一から蔵本兵八へ宛てた願状あり。	蔵分	原本	状	2	○	85
2072 2137	K 1	天保14年 (1843年)・卯	乍恐以書付奉願上候	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●増井良介	養勝寺末寺松林寺の庫裏3間×4間半の萱葺き、この寺は無住で経過し、悉く朽損して放置出来なくなった。この寺の修復の件、昨年冬許可を得たが、何分貧乏故に修復困難、そこで本坪通りは萱葺きに、廂の部分は杉皮屋根に模様替えしたく、この件お願いする。	蔵分	原本	状	1	○	85
2073 1228	K 1	弘化5年 (1848年)・申	なし(寄付金請取證)	○高橋村虚空蔵別当福蔵院 ●上湯日村：瀧 三郎左衛門	金1両、これは永代三夜燈料として受取る。これをもって家門繁栄、子孫長久を精を出して祈念する。	蔵分 虫喰いあり	原本	状	1		
2074 1782	K 1	嘉永2年9月19日 (1849年)・酉	契證	○法多山尊永寺再来掛 ●上湯日村御役人衆中	金2朱、これ夜燈料としての寄付金、受取る。家内安全、子孫繁栄を祈る。	蔵分	原本	状	1		
2075 1931	K 1	なし 7月22日 ・子	覚	○日坂八幡宮神主：朝比奈主計内 役人 ●瀧三郎一御手代中	金200疋、これは当社造営に付き奉納、誠に奇特の至り、確かに受取る。	蔵分 虫喰いあり	原本	状	1		
2076 1773	K 1	なし 10月3日 ・子	覚	○津島御師：服部乙若大夫 ●上湯日村御檀家中	金1両、これは御助成請金御寄付分として受取る。神前に献供し、村中安全を祈る。	蔵分 紙劣悪・破損あり	原本	状	1		
2077 1786	K 1	なし 11月 ・子	覚	○津島御師・服部乙若大夫名代：伊東門九良 ●上湯日村：瀧 三郎一	金1分2朱、これは津島社回廊造営費として寄付されたもので確かに受取る。帰国の上神納する。	蔵分	原本	状	1		
2078 1774	K 1	なし 12月1日 ・丑	覚	○神津十郎右衛門 ●上湯日村：瀧 三郎一	金1両、これは主家再興につき御見舞い寄付されたもので、確かに受取る。	蔵分 虫喰いあり	原本	状	1		
2079 1496	K 1	なし 5月20日 ・卯	覚	○切山村：幸吉 ●上湯日村：三左衛門	三州伊賀八幡の御免勅化高掛り銭860文を差し上げる。世話をかけるが受取り願いたい。	蔵分	原本	状	1		
2080 1234	K 1	なし 5月 ・卯	覚	○太田撰津守領分遠州佐野郡60ヶ村外他領組合8ヶ村・寺社共 ●伊賀八幡宮御役人中	金5両1分、但し村数76ヶ村、高21060石(1000石に付き金1分宛)これを納入する。 惣代伊達方村庄屋の奥書あり。	蔵分	原本	状	1		
2081 1750	K 1	なし 5月 ・未	覚 (大工普請書付)	○本所村大工：七郎兵衛 ●上湯日村 三郎左衛門 御寺様	寺1ヶ所(4間×5間半)、この仕方については申し合わせの通り造る。その仕方代金は6両3分を請求する。	蔵分 紙破れ、虫喰い	原本	状	1		
2082 1945	K 1	なし 正月 ・午	於光明山永代太々御神楽 御講中御姓名帳	○発起人：上湯日村等16ヶ村の庄屋又は組頭連印(略) ●なし	光明山にて永代太々御神楽修業の発願したく、講を組織、村中信心をもって入講をお願いする。1口=100疋、とある。	蔵分	原本	縦	1		
2083 1511	K 1	なし 10月12日 ・酉	(書状)	○井口村：永田慶助 ●上湯日村：瀧賀惣次	当月14・15日、大井八幡宮の祭りを執行したいので、御連弓様を誘って来てもらいたい。もっとも射手古屋がないので雨天の場合は日延べとしたい。	蔵分	原本	状	1		

2084 1381	K 1	なし 3月 ・亥	乍恐以書付奉願上候	○上湯日村社人：彦左衛門、庄屋：三郎左衛門 ●織本直左衛門	当村氏神の大井大明神は数年来大破しそのままなので、この度村方産子相談して建替えたい。なおこの度は拝殿、さや共に瓦葺きにしたい、として次のように記載する。本社：4尺四方板葺、さや：1丈1尺四方葺葺、拝殿：横2間・長3間葺葺。	蔵分	原本	状	1	○	85
2085 1133	K 1	なし 6月 ・亥	(書状)	○尾州熱田：栗田国雄 ●瀧 三郎一	熱田宮、永代尽講取り立てのことで遠州を廻村している。今日御地(上湯日村)にうかがう。日暮になるので一泊をお願いしたい。	蔵分	原本	状	1		
2086 716	K 1	なし 9月20日 ・亥	覚 (包み紙入り)	○八幡宮神主：栗田主膳宣秋 ●瀧 三郎一	金5両、これは宮造立の補助寄付として受取る。	調査封筒入り	原本	状	1		
2087 1500	K 1	なし 5月26日	覚	○中里村：助左衛門 ●上湯日村：瀧 三左衛門	中里村1000石、この金1分、外に宇佐八幡、八幡社 久翁寺の分があり、この計4石、この代銭7文、以上、然るべく取り付けの程お願いしたい。	蔵分	原本	状	1		
2088 591	K 1	なし 5月26日	(書状)	○堀水彦左衛門 ●瀧 三郎一	三州伊賀の御免勅化の廻文の件、委細承知と伝える文。		原本	状	1		
2089 1505	K 1	略	(止宿料納めの証文)	○無量寺役僧 ●上湯日村	文政元年以降のものを一括同封。	蔵分	原本	状	6		
2090 1504	K 1	略	(虚無僧の止宿差留めの通知)	○無量寺役僧 ●(上湯日村)	文化元年、7年、巳年、午年のものを一括同封。 ※紙ヒモとなっていたものをもとの文書に復元する。	蔵分	原本	状	4		
2091 1503	K 1	略	(止宿差留めの通知)	○遠州浜松普大寺役僧 ●(上湯日村)	享和2、文化8、10、14年、文政10年のものを一括、文化10年は止宿料として3疋支払い。紙ヒモにしていたものを文書に復活させる。	蔵分	原本	状	5		
2092 1506	K 1	略	合印改	○駿府：無量寺 ●なし	これは無量寺発行のもので、文化元年の外に、丑・辰・巳など7通、外に普大寺のもの(文政4・5年)を一括同封。	蔵分	原本	状	9		
2093 2540	K 1	略	覚	○普大寺役僧 ●上湯日村御役人中	金子請取の覚で、助力金、止宿料などとして請取ったもの。子と午年の2通。	蔵分	原本	状	2		
2094 2541	K 1	略	覚	○無量寺(役僧・納所) ●上湯日村御役人中	金子請取の覚で、仕切り料、寄付、止宿料として受取ったもの。天保2、6、12、13年、嘉永2、7年と年代不明のものが3通あり。	蔵分	原本	状	9		
2095 953	K 1	なし	(「鎌塚天神」額字)	○なし ●なし	額ぶちの図を描き、その中に「天満宮」と書き注釈がある。文化元年の年号も見える。	調査封筒入り	原本	状	3		
2096 1946	K 1	なし	大般若勸進帳 高野山仏心殿院	○仏心殿院代成就院 ●上湯日村：瀧 三郎一	南鎌1片：お経1巻料、但し、1、5、9月に毎歳転読。銀5分：但しお経1巻寄付料、以上寺納として受取る。	蔵分	原本	横	1		
2097 693	K 1	なし	鎌林 菅神廟	○沙文法幢 ●なし	瀧氏の鎌塚天満宮勸請について簡単に記載する。		原本	状	1		
2098 2537	K 1	なし	覚	○津島御師 ●上湯日村	講金の請取。	蔵分	原本	状	1		
2099 2539	K 1	なし	金子請取状	○秋葉寺役寮 ●上湯日村	祈禱料、万燈籠料の代金として受取る。	蔵分	原本	状	4		
2100 1525	K 1	なし	(献燈浄財のお願い)	○湯日郷養勝寺、世話人：大石伝助、瀧甚作 ●なし	当寺に安置する虚空蔵菩薩(恵心僧都作という)を10月11日-15日の間開扉するので、多少を問わず献燈浄財喜捨の補助を願う、という寺の御触れ。	蔵分	原本	状	1		
2101 1124	K 1	なし	請寺社諸勸化受書入 (包み紙表)	○略 ●略	・秋葉寺へ初穂金100疋(村中安全・蝗退散祈願)、・五社明神へ勸化寄付350文、・河州石川郡上ノ太子寺へ銀3匁寄付(護摩料)・三州碧海郡称名寺へ金1朱(勸化)等、計8通在中。	蔵分	原本	状	8		

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦 () ・干支	日	標 題	○差出人 (役名・名前) ●受取人 (役名・名前)	摘 要	備 考	原コ写 本 ^レ 真	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号
2102 2007	K 2	天明7年3月 (1877年)・未		天明改正 伊勢服忌令	○書林勢陽山田 ●なし	①親族假服(喪中)のこととして、父母の場合・養父母の場合・継父母・夫・妻から従父兄弟姉妹に至まで、その対応の仕方を示す。②雑穢として、墓を掘り余所へ古い屍を改葬する場合、寺の假服を示す。	蔵分	原本	木版印刷	1		
2103 967	K 2	文化15年3月 (1818年)・寅		差上申一札之事	○上湯日村願主：弥左衛門、同親類同断：藤兵衛、同惣右衛門、五人組願人：権八 ●同村御役人中	当村弥左衛門の妻が病死する。それで権八は、下谷山東平の場所にて3間四方を墓所としたい、この地は丁度御林の外で村方の空き地となっている場所、ということで願い出る。		原本	状	1	○	85
2104 191	K 2	文政8年12月 (1825年)・酉		奉公人請状之事	○駿州上青嶋村人主：新蔵、同村請人：忠五郎 ●上湯日村：三郎一	上青嶋村の「きな」という女、当年12月28日より来年12月28日迄、貴家に奉公に差出し、その給金1兩受取る。ところが、この「きな」は翌文政9年には親元に帰ってしまった。それで、その替りとして平蔵の娘「いそ」が奉公を勤めることになった。給金はきなの親新蔵から受取ることになる。その請状。	・分類は「K-3」に該当	原本	状	1	○	85
2105 776	K 2	文政9年正月 (1826年)・戌		借用申金子之事	○上湯日村金子借主：甚四郎、同請人：文次 ●同村：三郎一	金2分、これは私の伊勢参り路用金として借用、利息は年1割半、返済は12月迄、買物は私の持ち山。		原本	状	1	○	85
2106 2029	K 2	(文政13年)8月 (1830年)・寅		乍恐以書付奉願上候	○上湯日村組頭：三太夫、庄屋：三郎一の奥書あり ●小野良右衛門	この度心願により伊勢山から讃州金比羅山に参詣したい。出立は8月14日で、帰村は9月13日迄とし、その日数30日余、その許可を願う。	蔵分	原本	状	1	○	85
2107 1892	K 2	(文政13年)9月 (1830年)・寅		乍恐以書付御届奉申上候	○上湯日村庄屋：三郎一 ●犬塚市郎左衛門	当村組頭の三太夫が伊勢山から讃州金比羅山へ参詣に出ているが、14日に間違いないで帰村。この旨お届けする。	蔵分 通し番号 2105と関連。	原本	状	1	○	85
2108 820	K 2	文政13年 (1830年)・寅		(上湯日村の伊左衛門とその妻とねの巡礼中、夫の病死に関する一件文書)	○太田備後守領分遠州榎原郡上湯日村伊左衛門女房とね、56歳 ●姫路様領分播州印南郡魚崎村御役人衆中	伊左衛門(66歳)とその女房とね(65歳)は西国巡礼の旅に出た。播州印南郡魚崎村で持病の夫伊左衛門が倒れる。医師や親切なる村人の世話・看病も空しく死亡する。その後所籍の役人の調べも済み、生前夫の遺言通り火葬し、郷里上湯日村の俵方へ骨を持ち帰りたいと女房は思うが、その女房も疲労困憊、村継ぎでもよいから国元へ報せて、俵に来てもらうよう村人に依頼する。村名主はこれに応え書状を送る。女房から魚崎村役人への書状3枚、魚崎村庄屋五郎右衛門から上湯日村役人への書状1枚、魚崎村役人が発行した往来手形1通、女房とねの村継ぎ依頼状1通あり。	調査封筒入り 1通の長さ210cm。 書状は虫喰い、欠字多い。	原本	状	9	○	85
2109 1901	K 2	(天保2年)2月 (1831年)・卯		乍恐以書付奉願上候	○上湯日村庄屋：三郎一 ●犬塚市郎右衛門	当村組頭久兵衛は心願により伊勢山から讃州金比羅山に参詣したく、当月22日に立出、往復30日間の旅行許可願いを提出する。なお帰郷は4月13日。	蔵分 帰村届けあり	原本	状	2	○	85
2110 2224	K 2	(天保5年)8月 (1834年)・午		乍恐以書付奉願上候	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 組頭甚六の奥書あり ●小野良右衛門	当村組頭三太夫と私の俵伝作の二人はこの度伊勢参詣の旅にでる。期間は来る28日より9月15日迄の18日間、この許可を願う。	蔵分 別紙帰村届けあり。	原本	状	2	○	85
2111 2310	K 2	(天保10年)3月 (1839年)・亥		乍恐以書付奉願上候	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 組頭甚六の奥書あり ●小野良右衛門	俵伝作が心願により伊勢山より讃州金比羅山に参詣の旅に出る。13日に立出し4月13日頃帰省の予定、凡そ30日余、この許可を願う。別紙にて5月6日の帰村届けあり。	蔵分 別紙帰村届けあり	原本	状	2	○	85
2112 2149	K 2	(弘化2年)2月 (1845年)・巳		乍恐以書付奉願上候 (下書)	○上湯日村庄屋：三郎左衛門、組頭：甚六・三太夫の奥書あり ●増井良介	私庄屋三郎左衛門は心願により伊勢参詣したくお願いしたい。立出は2月29日とし、20日間余の日数を要す、この間の村御用は組頭2人に託す、とある。	蔵分	原本	状	1	○	85
2113 2418	K 2	(弘化2年)4月 (1845年)・巳		乍恐以書付奉願上候	○上湯日村：瀧 三郎一 ●松山嘉左衛門	私の母は生存中心願によりこの度江州多賀山へ参詣したい。立出は当月13日とし、5月上旬頃迄20日余の日数を要す、この許可願う。	蔵分	原本	状	1	○	85
2114 2495	K 2	(嘉永2年)閏4月 (1849年)・酉		乍恐以書付御届奉申上候	○上湯日村庄屋：瀧 三郎左衛門 ●和 喜一郎	三郎左衛門は、先日甲州身延山の参詣していたが、昨5日に帰村したのでこの件お届けする。	蔵分	原本	状	1	○	85
2115 1031	K 2	なし	7月 ・巳	借用申金子證文之事	○下湯日村借請人：与七、金谷宿借請人：甚四郎・三四郎・半次郎・源之助、藤次郎 ●上湯日村：三郎左衛門	金5兩、これは角力買請け諸入用金として借用したもの。この金子返済の方法は角力興行の中日迄の揚がり金を当てるものとする。	蔵分	原本	状	1	○	85

2116 947	K 2	欠	前欠(江戸永代橋の渡り初めに長寿の者を選ぶ事について)	○欠 ●欠	天保15年9月11日、江戸永代橋架け替え完成、この渡り初めとして三州吉田領小泉村百姓万平(慶長6年生まれにて今年243歳)、その妻137歳(但し後妻)、万平の伴万三郎190歳、その妻177歳、万平の孫万九郎156歳その妻137歳、この6人が渡り初めをする。6人は家代々長寿が続き古今吉瑞であるによって、この6人にあやかり永代橋が永遠に無事であることを祈る。	調査封筒入り この文書の年代は天保15年頃。	原本	状	1		
-------------	--------	---	-----------------------------	----------	--	---------------------------	----	---	---	--	--

K-3 宗教・習俗・身分-身分

2117 244	K 3	文化14年12月 (1817年)・丑	奉公人請状之事	○上泉村当人:喜一右衛門、同村請人:平右衛門 ●上湯日村:三郎一	喜右衛門が貴家に牛方奉公に入る。その期間は当年12月28日より来年12月28日迄、その給金1両3分、これ受取る。奉公中に万一のことあれば請人が責任をもつものとする。		原本	状	1		
2118 241	K 3	文化14年12月 (1817年)・丑	奉公人請状之事	○志太郡五兵衛村人主:喜八、同村請人:磯右衛門 ●榎原郡上湯日村:三郎一	五兵衛村の源左衛門は貴家へ奉公に入る。その期間は当年12月28日より来年12月28日迄、その給金2両2分を受取る。この源左衛門が奉公中万一のこと(失踪、長患い等)あらば人主・請人が責任を負う。		原本	状	1		
2119 966	K 3	文化15年4月6日 (1818年)・寅	差出申一札之事	○上湯日村当人すわ兄人主:彦左衛門、親類請人:惣兵衛、五人組惣代:次七・惣十 ●同村:三郎一	私の妹すわ、去る丑年12月28日より今年12月28日迄の1ケ年、貴家に奉公が決まり、その給金も受取ったに係わらずこの度仲間の源左衛門と密通・家出して村全体を騒がした。しかし種々お詫び願ひして赦された。この妹万一のことあれば私人主が責任を負うので奉公の件よろしく願ひしたい。		原本	状	1	○	85
2120 207	K 3	文政元年12月 (1818年)・寅	奉公人請状之事	○桐山村人主:八左衛門、同村請人:源次 ●上湯日村:三郎一	切山村の政蔵が当年12月28日より来年12月28日迄1ケ年馬方奉公として入ることが決まり、その給金2両2分全受取る。この奉公中に失踪又は長患い等の故障が生じた場合我ら人主・請人の2人が責任を負う。		原本	状	1	○	85
2121 208	K 3	文政元年12月 (1818年)・寅	奉公人請状之事	○切山村人主:十兵衛、同村請人:八左衛門 ●上湯日村:三郎一	切山村勝右衛門後家娘いよは当年12月28日より来年12月28日迄1ケ年間奉公に入る、その給金2分・銭300文に夏冬物上下帯を添えられ、この度全てを受取る。奉公中にこの者に病氣・失踪等の異変が生じた場合、人主・請人の責任となる。		原本	状	1	○	85
2122 192	K 3	文政元年12月 (1818年)・寅	奉公人請状之事	○上湯日村人主当人:善次郎、同村請人:喜助、 ●同村:三郎一	上湯日村の善次郎を馬方奉公に差出す。期間は当年12月28日から来年12月28日迄とする。その為の金子2両を受取る。この者がもし逃亡、病氣等の異変あった場合は替りの者を差出す、このことで決して迷惑はかけない。		原本	状	1	○	85
2123 195	K 3	文政元年12月 (1818年)・寅	奉公人請状之事	○上湯日村人主:定右衛門、同村請人:三四郎 ●同村:三郎一	当村又兵衛は慥なる者だが、この者当年12月28日より来年12月28日迄奉公として差出す。この給金1両3分を受取る。この者万一、逃亡・長患い等の異変あれば、替りの者を立てる等、我等請人が責任を持つことを約す。		原本	状	1	○	85
2124 251	K 3	文政元年12月 (1818年)・寅	奉公人請状之事	○駿州弥左衛門新田当人:久次郎、同村請人:善左衛門 ●上湯日村:三郎一	弥左衛門新田の久次郎が貴家へ牛方奉公に入る。期間は当12月28日より来年12月28日迄とし、その給金2両と銭500文、全て受取る。久次郎奉公中故障あらば請人が責任を負う。		原本	状	1		
2125 196	K 3	文政2年正月 (1819年)・卯	差出申一札之事	○上湯日村当人:長次兵衛、同村親類:伝次、五人組:長太・八右衛門・市左衛門・甚五郎 ●同村:三郎一	長次兵衛は去年12月28日より今年12月28日迄の1ケ年間、奉公を定め給金2両とし、その内金1両3分を昨年暮れに受取る。ところが長次兵衛は心得違いにも下湯日村与八の娘を引き連れて駆け落ちした。そしてこの度立ち帰り、五人組や親類をもってお詫びを申し入れ赦された。今後は身を慎み誠実に勤める、とする詫び状。	虫喰いあり	原本	状	1	○	85
2126 197	K 3	文政2年2月 (1819年)・卯	請負申一札之事	○上湯日村奉公人主:助左衛門、親類證人:甚五兵衛 ●三郎一	私助左衛門の娘しげは去年12月28日より今年の12月28日迄給金2分と300文、又夏冬物の上下帯を申し受け奉公に入った。ところがこのしげは当2月13日、理由なく欠落してしまつた。しかし後に組合衆のたつての頼みもあり今回だけは赦された。以後このようなことはしない、とする詫び證文。		原本	状	1	○	85
2127 205	K 3	文政2年3月 (1819年)・卯	奉公人請状之事	○神郷村奉公人主:長左衛門、同村請人:友七 ●上湯日村:三郎一	長左衛門の娘[つぎ]が当年3月20日より12月28日迄奉公入りが決まり、その給金3分と夏冬の着物上下帯をそえて受取る。この[つぎ]こと、奉公中に失踪・病氣等の異変が生じた場合は、[つぎ]の代任または給金の返済等、人主と請人が責任を持つ。		原本	状	1	○	85

2128 206	K 3	文政2年4月 (1819年)・卯	奉公人請状之事	○番生寺村人主:権右衛門、同村請人:平右衛門 ●上湯日村:三郎一	権右衛門の倅久右衛門を当年4月10日より12月28日迄奉公に差出すことが決まる。そしてその給金1兩2分を受取る。この者奉公中失踪・長傾い等の異変が生じた場合、代人なり給金返済なり要求され次第我ら人主・請人が責任を負う	原本	状	1	○	85
2129 209	K 3	文政2年12月 (1819年)・卯	奉公人請状之事	○切山村人主:忠右衛門、同村請人:又右衛門 ●上湯日村:三郎一	切山村忠兵衛が当年12月28日より来年12月28日迄の1ケ年間貴家に奉公に入る。この為の給金1兩3分を受取る。奉公中この忠兵衛に失踪・長傾等の異変があった場合、我ら人主、請人が責任を負う。	原本	状	1		
2130 250	K 3	文政2年12月 (1819年)・卯	奉公人請状之事	○駿州弥左衛門新田当人:久次郎、同村請人:善左衛門 ●上湯日村:三郎一	弥左衛門新田の久次郎が貴家へ牛方奉公に入る、期間は当年12月28日より来年の12月28日迄とし、その給金2兩2朱を受取る。この久次郎に故障発生のときは請人が責任を負う。	原本	状	1		
2131 225	K 3	文政2年12月 (1819年)・卯	奉公人請状之事	○金谷町人主:卯八、同町親類請人:和助 ●上湯日村:三郎一	卯八の倅卯之助が貴家へ奉公に入る。その期間は当年12月28日から来年の12月28日迄とする。その為の給金2兩を受取る。卯之助の奉公中に万一のことあらば人主、請人が責任を負う。	原本	状	1		
2132 219	K 3	文政2年12月 (1819年)・卯	奉公人請状之事	○大柳新田人主:糸右衛門、同村請人:利八 ●上湯日村:三郎一	大柳新田の弥五郎は馬方奉公に貴家に入る。その期間は当年12月28日より来年12月28日迄の1ケ年、この為の給金2兩を受取る。この弥五郎に万一のことあらば人主、請人が責任を負う。	原本	状	1		
2133 210	K 3	文政2年12月 (1819年)・卯	奉公人請状之事	○切山村人主:米蔵、同村請人:八左衛門 ●上湯日村:三郎一	切山村の米蔵の姉いよは当年12月28日から来年12月28日迄1ケ年間、貴家に奉公に入る。そのため1年分の給金2分・銭600文を、夏冬上下帯を添えて受取る。いよに万一のことあらば人主、請人の責任となる。	原本	状	1	○	85
2134 198	K 3	文政2年12月 (1819年)・卯	奉公人請状之事	○下湯日村人主:半兵衛、同村請人:清太郎 ●上湯日村:三郎一	下湯日村の伴蔵が当年12月28日から来年12月28日迄の1ケ年間馬方奉公を勤めることになった。そしてその給金1兩3分2朱を受取る。この伴蔵が失踪病気等のことが起こったら我等人主と請人が責任を負う。	原本	状	1	○	85
2135 243	K 3	文政8年12月 (1825年)・酉	奉公人請状之事	○志太郡下青嶋村人主:要蔵、同村請人:惣右衛門 ●榎原郡上湯日村:三郎一	下青嶋村の銀蔵が、この度貴家に奉公で入る。期間は当年12月28日より来年12月28日迄とし、その給金1兩3分を受取る。この銀蔵に万一のこと(失踪病気等)あらば人主、請人が責任を負う。	原本	状	1		
2136 218	K 3	文政8年12月 (1825年)・酉	奉公人請状之事	○大柳新田人主:新七、同村請人:菊八 ●上湯日村:三郎一	大柳新田の新蔵が牛方奉公で貴家に入る。期間は当年12月28日から翌年12月28日迄の1ケ年間とし、その給金1兩3分を受取る。この新蔵に万一のことあらば人主、請人が責任を負う。	原本	状	1		
2137 239	K 3	文政8年12月 (1825年)・酉	奉公人請状之事	○志太郡道悦嶋村人主:伝四郎、御請新田:長四郎 ●上湯日村:三郎一	道悦嶋のせんという女、この度貴家へ奉公に入る。期間は当年12月28日より来年12月28日迄とし、その給金3分を、夏冬物上下帯を添えて受取る。このせんの奉公中に万一のことあらば人主、請人が責任を負う。	原本	状	1	○	85
2138 233	K 3	文政8年12月 (1825年)・酉	奉公人請状之事	○御請新田人主:善兵衛、同村請人:長四郎 ●上湯日村:三郎一	御請新田の弥助という奉公人はこの度貴家へ馬方奉公に入ることになった。期間は当年12月28日から翌年12月28日迄の1ケ年間とし、その給金2兩を受取る。この弥助に万一のことあらば人主、請人が責任を負う。	原本	状	1	○	85
2139 224	K 3	文政9年6月 (1826年)・戌	奉公人請状之事	○北川原新田人主:五左衛門、同村請人:佐七 ●上湯日村:三郎一	五左衛門の倅佐兵衛という奉公人がこの度貴家へ馬方奉公に入る。その期間は当年12月28日より翌年12月28日迄とし、その給金1兩1朱を受取る。奉公中この佐兵衛に万一のことあらば人主、請人が責任を負う。	原本	状	1		
2140 242	K 3	文政9年12月 (1826年)・戌	奉公人請状之事	○志太郡弥左衛門新田人主:久治(次)、同断證人:十四郎 ●三郎一	この久次という者、儲なる奉公人で、この度貴家へ奉公に入る。その給金2兩2分を受取る。この久次に万一のことあらば人主、請人が責任を負う。※なおこの奉公期間の記載はない。	原本	状	1		
2141 223	K 3	文政11年12月 (1828年)・子	奉公人請状之事	○上河原新田人主:惣五郎、同村請人:惣八 ●上湯日村:三郎一	惣助という儲なる奉公人、この度当年12月28日から翌年12月28日迄の1ケ年間、貴家に馬方奉公に入る。その給金2兩を受取る。	原本	状	1	○	85
2142 234	K 3	文政11年12月 (1828年)・子	奉公人請状之事	○御請新田人主:善兵衛、同村請人:長四郎 ●上湯日村:三郎一	弥助という儲なる奉公人が今度は貴家に馬方奉公に入る。期間は当年12月28日から翌年の12月28日迄とし、その給金2兩2分を受取る。	原本	状	1	○	85

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦()・干支	日	標 題	○差出人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原写 本 ^レ 真	形態	数量	撮影	箱 番号
2143 190	K 3	文政12年3月 (1829年)・丑		奉公人請状之事	○成瀬村:要蔵、菅ヶ谷村請人:卯之助 ●由井(湯日)村大庄屋:三郎市	熊蔵という者を、当年3月より12月迄貴家に奉公に差出し、その給金(記載なし)を受取り、その金子を年貢上納に当てた。熊蔵の事は請人が責任を負う。		原本	状	1	○	85
2144 230	K 3	文政12年5月 (1829年)・丑		奉公人請状之事	○与五郎新田人主:茂八、請人 青柳村:紋三郎 ●上湯日村:三郎一	与五郎新田の茂吉が貴家へ半方奉公に入る。期間は当年5月10日より12月28日迄とする。その給金1両3分2朱を受取る。この者奉公中万一のことあれば人主、請人が責任を持つ。		原本	状	1		
2145 221	K 3	文政12年12月 (1829年)・丑		奉公人請状之事	○上河原新田人主:惣五郎、同村請人:惣八 ●上湯日村:三郎一	上河原新田の惣助は馬方奉公として貴家に入る。期間は当年12月28日より来年12月28日迄とし、その給金2両を受取る。この惣助の奉公中に万一のことあれば人主、請人が責任を負う。	この惣助は文政11年からの馬方奉公を更新したもの。	原本	状	1	○	85
2146 232	K 3	文政12年12月 (1829年)・丑		奉公人請状之事	○御請新田人主:善兵衛 ●上湯日村:三郎一	御請新田の弥助は貴家に奉公が決まる。期間は来寅年1ケ年間とし、その給金2両2分の内、半分1両1分を受取る。残金は弥助の奉公次第追々渡されるものとする。弥助に万一のことあれば人主、請人が責任を負う。	弥助は文政11年からの奉公を更新したもの	原本	状	1	○	85
2147 226	K 3	文政12年12月 (1829年)・丑		奉公人請状之事	○大代村人主:金右衛門、同村請人:九郎兵衛 ●上湯日村:三郎一	大代村の桑蔵が貴家へ奉公に入る。期間は当年12月28日より翌年12月28日迄とし、その給金1両3分を受取る。桑蔵奉公中の異変は人主、請人が背負う		原本	状	1		
2148 240	K 3	文政13年12月 (1830年)・寅		奉公人請状之事	○中嶋村当人:常蔵、同村請人:定右衛門 ●上湯日村:三郎一	徳成る奉公人常蔵は今年貴家へ奉公に入る。期間は当12月28日より翌年12月28日迄とし、その給金2両を受取る。この常蔵奉公中に万一のことあれば当人と請人が責めを負う。		原本	状	1		
2149 235	K 3	文政13年12月 (1830年)・寅		奉公人請状之事	○御請新田人主:善兵衛、同村請人:長四郎 ●上湯日村:三郎一	御請新田の弥助は貴家へ奉公に入る。期間は当年12月28日から来年12月28日迄の1ケ年とし、その給金2両2分の内から1両1分を受取る。残金は奉公の次第により追々支払われる。弥助奉公中に万一の時は人主、請人が責めを負う	弥助のこの奉公は前年からの更新である。	原本	状	1	○	85
2150 220	K 3	文政13年12月 (1830年)・寅		奉公人請状之事	○上河原新田人主:惣五郎、同村請人:惣八 ●上湯日村:三郎一	上河原新田の惣助が馬方奉公として貴家に入る。期間は当年12月28日より翌年12月28日迄とし、その給金2両2朱を受取る。この惣助に万一のこと出来の時は我等人主、請人が責任を負う。	惣助のこの奉公は前年からの更新である。	原本	状	1	○	85
2151 222	K 3	天保2年12月 (1831年)・卯		奉公人請状之事	○上河原新田人主:惣五郎、同村請人:惣八 ●上湯日村:三郎一	惣助とその弟万蔵の両人が馬方奉公として貴家に入る。期間は当年12月28日より来年の12月28日迄とし、その給金惣助分2両1分、万蔵分2両の計4両1分を受取る。この両人に万一のことあれば人主、請人が責めを負う。	惣助は前年から引き続き馬方奉公を更新している。	原本	状	1	○	85
2152 236	K 3	天保2年12月 (1831年)・卯		奉公人請状之事	○志太郡御請新田人主:善兵衛、同村請人:長四郎 ●上湯日村:三郎一	御請新田の徳なる奉公人弥助はこの度貴家へ奉公に入る。期間は当年12月28日から来年の12月28日迄とし、その給金2両1分を受取る。この弥助に万一のことあれば人主、請人が責任を負う。	弥助のこの奉公は前年からの更新である。	原本	状	1	○	85
2153 238	K 3	天保2年12月 (1831年)・卯		奉公人請状之事	○志太郡高柳新田人主:太右衛門、同村請人:久七 ●上湯日村:三郎一	太右衛門の俵大吉が貴家へ奉公に入る。期間は当年12月28日から翌年12月28日迄とし、その給金2両2分を受取る。この太吉奉公中に万一のことあれば人主、請人が責任を負う。		原本	状	1		
2154 212	K 3	天保4年12月10日 (1833年)・巳		奉公人請状之事	○色尾村人主:半兵衛、上湯日村請人:藤七 ●上湯日村:三郎一	半兵衛の俵吉蔵が三郎一方へ半方奉公人として入る。期間は当年12月28日から翌年12月28日迄とし、その給金2両を受取る。この吉蔵に万一の事がある場合は人主、請人が責任を負う。		原本	状	1		
2155 249	K 3	天保4年12月 (1833年)・巳		奉公人請状之事	○志太郡阿知ヶ谷村当人:平四郎、同村請人:清七 ●上湯日村:三郎一	阿知ヶ谷村の平四郎が貴家へ奉公に入る。期間は当年12月28日より翌年12月28日迄とし、その給金2両2分を受取る。この平四郎に万一障りある場合は請人が責任を負う。		原本	状	1		
2156 245	K 3	天保4年12月 (1833年)・巳		奉公人請状之事	○志太郡阿知ヶ谷村人主:平四郎、同村請人:清七 ●上湯日村:三郎一	平四郎の女房が貴家へ奉公に入る。期間は当年12月28日から翌年12月28日迄とし、その給金2分3朱と仕着せ冬物代として金1分の、計3分3朱を受取る。この女房に万一の事あれば人主、請人が責任を負う。	通し番号2155と関連。つまり夫婦で住み込み奉公人となる。	原本	状	1	○	85

2157 217	K 3	天保4年12月 (1833年)・巳	奉公人請状之事	○南原村人主:奥大夫、同村引請人:惣八 ●上湯日村:瀧 三郎一	南原の久五郎が貴家へ奉公に入る。その期間は当年12月28日から翌年12月28日迄とし、その給金2両2朱を受取る。この久五郎に万一の事出来の時は人主、請人が責任を負う。		原本	状	1	○	85
2158 229	K 3	天保5年12月 (1834年)・午	奉公人請状之事	○白井村人主:栄助、青柳村請人:松右衛門 ●上湯日村:三郎一	栄助の弟峰蔵が貴家へ奉公に入る。期間は当年12月28日より翌年12月28日とし、その給金2両1分を受取る。奉公中峰蔵に万一の事出来の場合は我等人主、請人が責任を負う。		原本	状	1	○	85
2159 227	K 3	天保5年12月 (1834年)・午	奉公人請状之事	○大代村人主:吉左衛門、同村請人:角兵衛 ●上湯日村:三郎一	吉左衛門の俵条蔵が貴家へ馬方奉公に入る。期間は当年12月28日から翌年12月28日迄とし、その給金2両2分を受取る。奉公期間条蔵に万一の事出来の時は我ら人主、請人が責任を負う。		原本	状	1		
2160 356	K 3	天保6年2月1日 (1835年)・未	詫書一札之事	○上湯日村当人利吉、外、引請人五人組(5名略)、引請人14名連印(略) 同村六兵衛の奥書あり ●同村:瀧 三郎一	利吉は瀧家へ、去年12月28日から当年12月28日迄の期間の契約で馬方奉公に入り、その給金2両2分も受取っている。それなのにこの者、大変なる心得違い・怠け者(例:食前は仕事をしない、農事に出ても休憩時には一人長休み、昼寝をし、井戸普請では怠け放題)で、主人立腹し解雇を申し出た。しかしこの者まだ親の跡式も引き継げず、本人の為にもよくないことから、内親等がよく本人に申し聞かせることで、このまま奉公を続けさせたく、このこと願ひ出る。		原本	状	1	○	85
2161 193	K 3	天保6年12月 (1835年)・未	奉公人請状之事	○上湯日村当人:長次郎、同村請人:権八 ●同村:三郎一	当村長次郎は当年の年貢金に困り、為に馬方奉公に入るということで給金2両2分を受取る。期限は当年12月28日より翌年の12月28日迄とする。長次郎に万一の事出来の場合、請人が責任をもって替りの者を提供する。		原本	状	1	○	85
2162 194	K 3	天保6年12月 (1835年)・未	奉公人請状之事	○上湯日村当人:善次郎、同村請人:源蔵 ●同村:三郎一	善次郎は年貢・諸入用金に困り、金1両3分借用、その為当年12月28日より翌年12月28日迄1ヶ年間、三郎一にて奉公する。万一の事が出来た場合は請人と共に返金を果たす。		原本	状	1	○	85
2163 228	K 3	天保6年12月 (1835年)・未	奉公人請状之事	○白井村人主:栄助、青柳村請人:松右衛門 ●上湯日村:三郎一	栄助の弟峯蔵が瀧家へ奉公に入る。期間は当年12月28日より翌年の12月28日迄とし、その給金2両1分を受取る。奉公期間中峯蔵に万一の事出来の場合は人主、請人が責任を負う。	前年からの奉公を更新したもの。	原本	状	1	○	85
2164 1238	K 3	天保7年12月 (1836年)・申	奉公人請状之事	○駿州志太郡弥左衛門新田人主:吉蔵、遠州榎原郡谷口村請人:清七 ●遠州榎原郡上湯日村:瀧 三郎一	弥左衛門新田吉蔵の弟和吉が瀧家へ牛方奉公に入る。期間はこの12月28日より翌年12月28日迄とし、その給金2両を受取る。この和吉に万一の事ある場合、人主、請人が責任を負う。	蔵分	原本	状	1	○	85
2165 1235	K 3	天保7年12月 (1836年)・申	奉公人請状之事	○星久保村人主:善蔵、同村請人:友吉 ●上湯日村:瀧 三郎一	当村善蔵の弟伝蔵が当年12月28日より翌年12月28日迄瀧家へ奉公に入ることにになり、その給金1両3分を受取った。この者に万一の事出来の場合は人主請人が責任を負う。	蔵分	原本	状	1	○	85
2166 1237	K 3	天保7年12月 (1836年)・申	奉公人請状之事	○上湯日村当人:長次郎、同村請人:権八 ●同村:瀧 三郎一	当村私長次郎は年貢納入に困り、請人を立て瀧家で馬方奉公当をすることとなった。期間は当年12月28日から翌年12月28日迄とし、その給金2両2分を受取った。奉公人の私に万一の事あらば請人が責任を負う。	蔵分	原本	状	1	○	85
2167 1236	K 3	天保7年12月 (1836年)・申	奉公人請状之事	○駿州志太郡下青嶋村人主:源左衛門、同村引請人:常蔵 ●遠州榎原郡上湯日村:三郎一	源左衛門の妹つなは当年12月28日から翌年12月28日迄貴家に奉公に入る。その給金1両を受取る。この者に万一の事出来の時は人主、請人が責任を負う。	蔵分	原本	状	1	○	85
2168 204	K 3	天保8年12月 (1837年)・酉	奉公人請状之事	○下湯日村人主:才兵衛、同村請人:源次郎 ●上湯日村:三郎一	内容は通し番号2169に同じ。ただし給金が1両3分、請人が源次郎となっている点が2169番とは異なる。	通し番号2169に関連	原本	状	1		
2169 203	K 3	天保9年12月 (1838年)・戌	奉公人請状之事	○下湯日村人主:才兵衛、同村請人:文六 ●上湯日村:瀧 三郎一	才兵衛の弟市松が当年12月28日より翌年12月28日迄の間、瀧家へ奉公に入り、その給金1両3分2朱を受取る。奉公中失踪、長唄等の節は人主、請人が責任を負う。	通し番号2168に関連	原本	状	1		
2170 214	K 3	天保9年7月 (1838年)・戌	奉公人請状之事	○初倉村当人:幸助、谷口村請人:長兵衛 ●上湯日村:瀧 三郎一	初倉村の幸助は当年7月5日より12月28日迄の半年、牛方奉公として瀧家に入る。その給金1両1分を受取る。この幸助に万一の事出来の時は引受人と共に当人が責任を負う。		原本	状	1	○	85

2171 202	K 3	天保9年12月 (1838年)・戌	奉公人請状之事	○下湯日村人主:権兵衛、同村請人:平五郎 ●上湯日村:瀧 三郎一	権兵衛の娘ともは、当年12月28日から翌年12月28日迄の間、奉公に貴家へ入ることとなり、その給金1兩2朱を受取る。このともが欠落、病気等、万一の事あらば貴家の指示通り、我ら2人が責任を負う。	原本	状	1			
2172 237	K 3	天保9年12月 (1838年)・戌	奉公人請状之事	○御請新田人主:磯右衛門、同村請人:源七 ●上湯日村:瀧 三郎一	磯右衛門の弟磯吉なる奉公人は今度貴家瀧家の牛方奉公に入る。期限は当年12月28日から翌年12月28日迄とし、その給金2兩1分を受取る。磯吉に万一の事あらば、人主、請人が責任を負う。	原本	状	1			
2173 211	K 3	天保9年12月 (1838年)・戌	奉公人請状之事	○沼伏村人主:十蔵、同村請人:茂平 ●上湯日村:瀧 三郎一	十蔵の妹のよは、当年12月28日より翌年12月28日迄御家(瀧家)に奉公に入ることとその給金1兩を受取る。この「のよ」に万一のことあらば人主、請人の責任となる。	原本	状	1	○	85	
2174 248	K 3	天保9年12月 (1838年)・戌	奉公人請状之事	○志太郡道悦村人主:十蔵、同郡御請新田請人:長四郎 ●榎原郡上湯日村:三郎一	道悦村十蔵の妹なみという奉公人は今度貴家(三郎一)へ奉公に入る。期間は当年12月28日から翌年12月28日迄とし、その給金1兩2朱を受取る。このなみの奉公中に万一のことあらば人主、請人が責任を負う。	原本	状	1	○	85	
2175 199	K 3	天保11年12月 (1840年)・子	奉公人請状之事	○下湯日村人主:才兵衛、同村請人:文六 ●上湯日村:瀧 三郎一	私才兵衛の弟市松は、当年12月28日から翌年12月28日迄、貴家へ牛方奉公に入るとし、その給金2兩1分を受取る。この市松に失踪等の変事出来の時は人主、請人が責任を負う。	原本	状	1	○	85	
2176 201	K 3	天保11年12月 (1840年)・子	奉公人請状之事	○下湯日村人主:源五郎、同村請人:源左衛門 ●上湯日村:瀧 三郎一	私源五郎の娘さよが、当年12月28日より翌年12月28日迄貴家へ奉公に入ることになり、その給金1兩を受取る。このさよの奉公中に万一の事出来の節は人主、請人が責任を負う。	原本	状	1			
2177 247	K 3	天保11年12月 (1840年)・子	奉公人請状之事	○細嶋村人主:仙右衛門、同村請人:市右衛門 ●上湯日村:瀧 三郎一	仙右衛門の倅与右衛門という奉公人が今度貴家へ馬方奉公に入ることとなった。期間は当年12月28日から翌年12月28日迄とし、その給金2兩1分2朱を受取る。この与右衛門奉公中に万一のことあらば人主、請人が責任を負う。	原本	状	1			
2178 246	K 3	天保12年12月 (1841年)・丑	奉公人請状之事	○細嶋村人主:伝蔵、同村證人:繁蔵 ●上湯日村:瀧 三郎一	伝蔵の倅甚助という奉公人はこの度貴家へ奉公に入る。期間は当年12月28日より翌年12月28日迄とし、その給金2兩を受取る。この甚助に万一のことあれば人主、證人が責任を負う。	原本	状	1			
2179 200	K 3	天保12年12月 (1841年)・丑	奉公人請状之事	○下湯日村同人母、同村引請人:文六 ●上湯日村:瀧 三郎一	下湯日村の市松は当年12月28日より翌年12月28日迄奉公取切りと決め、その給金2兩1分2朱を受取る。この市松が欠落、長俵い等の支障をきたした場合は我ら2人が責任を負う。	原本	状	1			
2180 215	K 3	天保12年12月 (1841年)・丑	奉公人請状之事	○岡田村人主:権蔵、同村請人:清兵衛 ●上湯日村:瀧 三郎一	岡田村の権蔵は当年12月28日から翌年12月28日迄貴家に奉公に入る、その為の給金2兩1分を受取る。この権蔵奉公中、万一のことあらば我ら代人、給金の返却等責任を負う。	原本	状	1			
2181 2122	K 3	天保14年6月 (1843年)・癸卯	他国行書上帳 上湯日村	○榎原郡上湯日村組頭:三太夫・甚六、庄屋:瀧 三郎一 ●増井良介	かつて他国に奉公に向いていた者、また現在奉公中の者を列挙する。給金の記載はないが、どこの国、何という家に奉公したかについては記載あり。男4人、女3人の計7名を挙げて説明する。女は駿府、男は江戸行きが多い。	蔵分	原本	縦	1	○	85
2182 213	K 3	天保14年12月 (1843年)・卯	奉公人請状之事	○谷口村人主:清吉、同村請人:長兵衛 ●上湯日村:瀧 三郎一	清吉の弟次作は瀧家へ牛方奉公に入る。期間は当年12月28日から翌年12月28日迄とし、その給金2兩2分を受取る。この次作に万一のことがあれば、人主、請人が責任を負う。	原本	状	1			
2183 2415	K 3	天保15年正月 (1844年)・辰	乍恐以書付奉願上候 (奉公願)	○上湯日村百姓:古次郎、 庄屋:三郎一、組頭:甚六・三太夫の奥書あり ●掛川御代官所	上湯日村古次郎の倅古作(20才)が当年正月より11月迄、江戸深川森下町の岩次郎方へ奉公に出たいと願ひ出あり。また別に、古次郎自身(50才)が当年辰正月より巳年12月迄江戸深川上大嶋町の喜兵衛方に奉公したいと申し出ありこの許可を願う。	蔵分	原本	状	1	○	85
2184 2416	K 3	(天保15年)正月 (1844年)・辰	乍恐以書付奉願上候	○上湯日村百姓:古次郎、 庄屋:三郎一、組頭:甚六・三太夫の奥書あり ●掛川代官所	古次郎妻(42才)と娘さく(16才)の両人が当辰年正月より駿府伝馬町十兵衛方に奉公に出たいと申し出あり、この許可を願う。また別に上湯日村の円蔵(30才)は7年前辰年12月江戸本所平方村の十右衛門方に奉公に出たいが去る卯年12月、暇を取り帰村する、この人別引取りを願ひ出る。	蔵分	原本	状	1	○	85

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦()・干支	年 月 日	標 題	○差出人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原コ写 本ビ真	形態	数量	撮影	箱 番号
2185 389	K 3	天保15年2月 (1844年)・甲辰		差上申御請書之事	○上湯日村組頭:三太夫・甚六、庄屋:瀧 三郎一 ●増井良介	3年前より駿府魚町の伝吉方へ奉公稼ぎに出ている上湯日村百姓次六の後家たか(37才)が奉公先から逃亡し行方不明となっている。探索すれど不明。このことを役所へ届け出たが今一度よく探せよというお達し。このこと承諾の一札。	通し番号2186と関連	原本	状	1	○	85
2186 2140	K 3	天保15年2月 (1844年)・甲辰		差上申御請書之事	○上湯日村組頭:三太夫・甚六、庄屋:瀧 三郎一 ●増井良介	次六後家たか(37才)は、3年前駿府魚町伝吉方に奉公稼ぎに出た。去る4月中暇を出され帰村するよう申し渡された。ところがその後この者行方不明となった。いくら探索しても見つからず、これを公儀に報告したが、なお25日の探索を仰せ付けられたが、これを承知したこの一札。	蔵分 なお、このたかは当辰年2月に「永尋ね」とされている。	原本	状	1	○	85
2187 2150	K 3	弘化2年正月 (1845年)・巳		乍恐以書付奉申上候	○上湯日村庄屋:三郎左衛門 ●増井良介	番非人のことに付いて昨年12月のお達しの趣承知した。当村には前々より同村の分郷並びに下湯日村共に、青柳村の孫六(京都非田院配下)に用向きを申し付けてある。何卒これまで通りにしてもらいたい。	蔵分 一部下書きあり。	原本	状	2	○	85
2188 231	K 3	弘化2年4月 (1845年)・巳		乳母奉公人請状之事	○下吉田村人主:仙寿院、證人:野中久兵衛 ●上湯日村:瀧 三郎一	仙寿院の妹ふでが貴家へ乳母奉公に入る。期間は当年4月3日より12月28日迄とし、その給金1両2分を、夏冬物上帯と共に受取る。ふでの奉公中万一事あらば人主、證人が責任を負う。		原本	状	1	○	85
2189 216	K 3	弘化2年12月 (1845年)・巳		奉公人請状之事	○南原村人主:新兵衛、同村請人:勇蔵 ●上湯日村:瀧 三郎一	南原村の儀助が当年12月28日より翌年12月28日迄馬方奉公として貴家に入る。この為の給金2両2分を受取る。この儀助奉公中に万一事あらば人主請人が責任を負う。		原本	状	1		
2190 2442	K 3	弘化3年正月 (1846年)・丙午		乍恐以書付奉願上候	○遠州榛原郡上湯日村組頭:甚六、庄屋:三郎左衛門の奥書あり ●掛川御代官所	甚六の娘ゆた(23才)が当正月より11月迄、当江戸屋敷敷渡辺錠兵衛様方に奉公に出る。このこと許可されたい。	蔵分 紙破損 別に下書きあり	原本	状	2		
2191 2157	K 3	嘉永元年7月 (1848年)・申		差出申一札之事 (下書)	○御分郷上湯日村住居番非人:伊助 組頭:甚六、庄屋:三郎左衛門の奥書あり ●織本兵八	御領分村々にて抱えている番非人は掛川城下俣町番非人頭権七配下の者である。この度遠手の村や他領村々にてこれを抱え置くことに差支えある所は申し出よとのことだが、私儀、他領青柳村孫七組下にて分郷上湯日村に6月より住居し、村諸用を勤めて来ている。どうかこれまで通りにしてもらいたい、と願ひ出る。	蔵分	原本	状	1	○	85
2192 1797	K 3	嘉永3年正月 (1850年)・戌		覚	○大木理三郎、加藤末七郎、村上万蔵、石田喜三郎 ●上湯日村御役人衆	青銅20疋、これは当年の仕切料として受取る。それで年内に過料として無心することはしない、と約す。	蔵分	原本	状	1		
2193 1958	K 3	嘉永4年11月16日 (1851年)・亥		覚	○惣代:大木理三郎、加藤末七郎 ●上湯日村御役人衆中	金10疋、これは来る子年分の助成料として受取る。	蔵分	原本	状	1		

M 地 図

2194 1752	M	宝暦2年 (1752年)・申		(上湯日村絵図)	○庄屋:三郎左衛門、組頭:仁右衛門・平三郎・孫右衛門・藤兵衛、百姓代:甚六 賄人・植松村:久兵衛 ●(掛川御役所)	青色は川、赤は道、紫は井場、黄色は他領を表し、図中を色で区別している。この絵図は掛川役所へ提出の下図で、図中には川、山の名、田畑の字名を記入している、しかし提出図にはこれらの記入はないという。庄屋三郎左衛門宅の前には高札場が、また松林寺、大井社、熊野社、鎌塚天神、西宮・八王子社などが明示される。 ※この絵図は和紙14枚から成るが、糊が剥がれてバラバラで、紙もシワでグシャグシャとなっていた。これをシワをのぼして組合せ復元した。1カ所紙の切れ	蔵分 サイズ ⁷ =71、2× 182cm	原本	絵 図	1	○	85
2195 1736	M	寛政6年 (1794年)・甲寅		上湯日村御林絵図	○なし ●なし	御林が紫色で示され、それは大平小松、小松、松中立、と区分されている。外に無色で百姓林が描かれている。	蔵分	原本	絵 図	1		
2196 944	M	天保7年9月 (1836年)・申		村絵図反別帳(袋表紙) (袋入り)	○石ヶ谷鉄之丞知行所遠州榛原郡上湯日村 ●なし	袋中に4枚の絵図があり、その内、サイズ ^A には上湯日村分、同村太田備後守領分、同領分山林、下湯日村分、初倉村分、谷口・初倉・色尾・沼伏村入会地殊場、道、川、が色分けして示される。外に、B=色付きで丸池、長池、鎌ヶ崎、川を描く、C=西深谷村山、上菊川山・田、D=川添いに、色尾村分、岡田村分.....が列挙される。 ※調査封筒入り	サイズ ^A =77×19 1cm、サイズ ^B =38 ×54cm、サイズ ^C = 32、5×44cm、サ イズ ^D =10×37cm	原本	絵 図	4	○	85

2197 2098	M	天保10年3月29日 (1839年)・亥	(絵図)	○なし ●なし	2枚の内、1枚は大井大明神(三郎一持山)の絵図、あと1枚は、三郎一の家宅を中心にその屋敷地に稲荷、乾大社大上神が描かれた絵図である。御支配代官所へ提出するため、とある。	蔵分	原本	絵図	2	○	85
2198 945	M	嘉永5年4月 (1852年)・壬子	ト居絵図入(袋) 上湯日村瀧三郎左衛門	○なし ●なし	絵図は全部で3枚あり、A=瀧家の屋敷・部屋・間取り・堀、諸道具入れ、薪入れ等を記入した家相図、B=Aの延長した所が図示される、石垣、雪隠等、C=Bの延長線を図示、稲荷大明神、乾之神社、A・B・C全体はト占に基づき図示	調査封筒入り A=96×134㎢、 B=40×131㎢、	原本	絵図	3		
2199 1591	M	安政4年5月 (1857年)・巳	(山林絵図) (湯日村)	○なし ●なし	掛川御林と石ヶ谷御林を色で区別して示す。その他、除地、本新田畑の荒地も色分けしてある。絵図は大小2つあり、小の方は大を作成するための下書、田畑反別を記した一紙もある。計3枚。	サイズ 66×50㎢ 50×33、5㎢	原本	絵図	3	○	85
2200 1753	M	なし	(湯日・初倉とその周縁 絵図)	○なし ●なし	嶋田宿から金谷宿八間町に至る川越し場を想定できる絵図。すなわち金谷伝馬山鎌塚道鑑御林、鎌塚越しが図中から確認される。道は赤色で名前も紹介、更に上湯日、下湯日の庄屋敷、社寺は養勝寺、石雲院の外は具体名に欠けるが特定は容易。弁天山の松平阿波守御メ切り場所も明示される。	蔵分 サイズ= 125×122㎢	原本	絵図	1	○	85
2201 1620	M	なし	(湯日村<上下>略図)	○なし ●なし	養勝寺境内が図の中心にあり、外に、堂山、城山、大平山境などの記名あり。また所々に家の形や田を描く。	蔵分 サイズ 123×64㎢	原本	絵図	1		
2202 1613	M	なし	(絵図)	○なし ●なし	人名で場所を示している。これは住宅図カ、氏と名の記載から明治以降の絵図とわかる。	蔵分 サイズ 21×83㎢	原本	絵図	1		
2203 1592	M	なし	(粗絵図)	○なし ●なし	村絵図の下書きか。		原本	絵図	1		
2204 1644	M	欠	(絵図断簡)	○欠 ●欠	断片7枚あるが、全体としてまとまらない。復元不能。		原本	状	7		

X 家

2205 853	X	文化2年11月 (1805年)・丑	書上 下書 (上湯日村 賀惣二)	○なし ●なし	瀧家の由来を記載する。ここでは江戸期に至る迄の概略を示す。開祖は南朝の臣延元年中、後醍醐天皇崩御の後、吉野を出て江州多賀の麓、瀧の谷という所に逃れ、姓名を瀧五郎右衛門と改名する。兄が家を継ぎ、弟の道鑑が我が祖となる。道鑑は江州を去り、遠州大井川西岸鎌塚山に居住する。今に道鑑林と申し伝えるこの林は元和2年代官万年七郎右衛門の時御用につき公儀に差し上げた。さて道鑑を初祖として8世鎌塚里に居住する。この8代というのは三郎右衛門吉吉で駿河今川家に仕官するが病身にて鎌塚で元龜2年に病死。この三郎右衛門には2女1男あり長女春、次女みちと男三郎次がこれだ。当時武田信玄が諏訪原に小城を築き、近辺に火を放って戦う。鎌塚・湯日の居民はこの難を避けて各地に逃げ去る。三郎右衛門後家もその子供等や家来を引き連れて甲州巨摩郡に移住する。再び鎌塚に帰って来たのは天正4年とも10年とも申し伝える。	調査封筒入り 紙数9枚の帳面	原本	縦	1	○	85
2206 713	X	文政11年 (1828年)・戊子	差出申儀定書之事	○上湯日村分家：六兵衛・次六・三太夫・伝六・甚六、甚六分家：六右衛門外・八右衛門・甚五郎、次六分家：次七、伝六分家：新次郎 ●本家：三郎一	①本家はもちろん分家・別家同姓の者に係わることは何事も本家の指図を仰ぐこと、②本家、別家、同姓一門の中でよくない事を企てる者があってもそれに加担してはならない。見聞き次第本家に報せること。以上2ヶ条を厳守すること。	調査封筒入り	原本	状	1	○	85
2207 1909	X	(天保3年)2月 (1832年)・辰	乍恐以書付奉申上候	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●浅井式野右衛門	私は昨年苗字御免を頂いているのでこのこと書面をもって申し上げる。というもので、この書付けは宗門下帳の読み合わせの時に宗門方役所へ提出したものの扣	蔵分	原本	状	1		
2208 1920	X	天保7年11月13日 (1836年)・申	覚	○上湯日村当人：伝六、請人同村：六兵衛・左次郎 ●本家：三郎一	金1兩1分、これは天保4年6月、伝六の相續金で、その内1分2朱は本年11月に受取っている。残り2分2朱、この利息2朱、計1兩、これは今迄預けておいた金子、この度年貢金として残らず受取る。	蔵分	原本	状	1		
2209 858	X	天保14年正月 (1843年)・卯	手ひかへ	○なし ●なし	・勤日(1月-12月の対外勤)、・卯年御年頭(のり1帖等、渡しの覚)、・進上(掛川藩地頭役人への進上物書上)、・卯暑中(暑中見舞に裁は魚を進上) ・外に、鯉献上、卯寒中等をメモする。	調査封筒入り	原本	横半	1		

2210 863	X	(天保年間)	表紙欠 (家内宝物書上帳)	○なし ●なし	書画、図書、古諾帖類、重物類、器物類等に分けてまとめる。1つ1つ、どこでいつ購入したかが記録される。虫喰いで紙崩れの一手手前。	調査封筒入り 欠字多い	原本	横半	1		
2211 298	X	弘化3年9月 (1846年)・午	恩分ニ付一札認書之事	○新家：瀧三太夫、子の良助の奥書あり。 ●本家：瀧三郎左衛門	金57兩3分1朱、これは本家より融通してもらった金子、その理由は以下の通り。私身代向きに困り借金、当年の入用費にも差支える程で、これ以外にも特別金銭援助を受けている。私は老衰、引退し、後は俵良助に任せ。家内共に今後良助のこと頼む、という本家への感謝と依頼を述べたもの。		原本	状	1	○	85
2212 1679	X	嘉永4年3月 (1851年)・亥	田畑得米竝借金取調書出 シ帳 東深谷村：源五郎	○なし ●なし	年貢等納入米を差引き、徳米は55俵3升、借金の方は、借分のみ記載し、その合計の記載はない。ちなみに利息は1割、1割1分、無尽の掛け返し分では1割1分、1割2分5厘、と記されている。	蔵分	原本	横	1		
2213 1252	X	嘉永4年6月 (1851年)・亥	なし	○上湯日村本人：瀧三郎左衛門、親類：伝六、組頭：八郎一・三太夫、庄屋：六兵衛、百姓代親類：吉右衛門、 ・地方御用達：加茂五郎右衛門・五兵衛・佐平次の奥書あり ●和田喜一郎	子(天保11)、丑・寅・卯・辰・巳・午・未・申(嘉永元年)迄の支出状況を列挙し、最後に次のような記載あり。瀧三郎左衛門、年々借財が嵩み心痛に耐えない。それで御用達の佐平次、五兵衛、加茂五郎右衛門に申し入れ、御支配様に頼み、金500兩を子年から5ヶ年間、5分の利子にて借用する、生活を切り詰めて返済して行くことを約している。	蔵分 年号は不明であるが、あと1通同じ文書があり同封する。	原本	横	2		
2214 1672	X	嘉永4年 (1851年)・亥	なし(東深谷村源五郎の 借財の件)	○東深谷村当人：源五郎、西方村親類(欠)、西深谷村組頭：兵左衛門、外1名 ●地方御用達衆中：瀧三郎左衛門	源五郎は近來大借財にて相続が出来なくなり、地方御用達に頼み財産を調べてもらった、として田畑・分米、家徳・借金方を算出している。	蔵分	原本	横	1		
2215 483	X	嘉永7年2月 (1854年)・寅	一札之事	○上湯日村当人：平次郎、同父：弥惣次、日坂宿親類：孫右衛門 ●上湯日村名主：三郎左衛門	平次郎は上湯日村の外に下湯日村にも畑地を所持していたが、身元不如意により代金50兩、土地の買入・借財が嵩む。それを名主三郎左衛門が返金してくれ、土地も平次郎のもとに戻った。更に三郎左衛門は30兩を平次郎に都合する。これを三郎左衛門は10年間で年賦返済させるという救済手段をとっている。平次郎は身元不如意で村に居られなくなり家出したこともあった程で、三郎左衛門の援助で落着いた。		原本	状	1	○	85
2216 1676	X	嘉永7年 閏7月 (1854年)・寅	他行中万扣帳 瀧三郎左衛門	○なし ●なし	私的旅行ではなく公的勤めであちこち歩いたその出費メモ。閏7月4日から書き始め翌年の3月まで記述は及んでいる。	蔵分	原本	横半	1	○	85
2217 937	X	嘉永7年8月 (1854年)・甲寅	万日記	○瀧(裏表紙) ●なし	・11月4日地震(安政大地震)あり、それ以後多くの人が瀧家に地震見舞に訪れている様子がわかる。・木材や樽木の売払い書上。・村入用の出費(出府、掛川表出掛け等)の記書上げ。・村入用の出費(品物)の日を追って記載する。	調査封筒入り	原本	横半	1	○	85
2218 338	X	安政3年9月 (1856年)・辰	差出申一札之事	○上湯日村瀧別家：伝六、三太夫、八郎一、六兵衛 ●同村本家：瀧三郎左衛門	本家は毎年借財が嵩み去る寅年には退身。このことで我ら別家の者が止むなく賄いなどしたがこのことで疑念をもたれた程だった。しかしこの度示談となり、事柄明白になったので今後は以前の通り本家・別家共仲良く、別家は本家を大切にしていこう。このことで別家一同申し合わせ連印する。		原本	状	1	○	85
2219 1671	X	安政3年11月25日 (1856年)・辰	瀬戸新ヤエ預ケ長持之内	○なし ●なし	1番長持ち36品、2番長持ち40品入り、その中には重箱、やかん、なべ、大皿、かなだらひ、等々がある。	蔵分	原本	横	1		
2220 1685	X	安政4年3月吉日 (1857年)・巳	四郎蔵人養子行ニ付諸入 用扣帳	○なし ●なし	2月20日～3月15日迄、計11兩3朱・14貫414文。5月4日外では、計10兩3分1朱、出費の多くは着物類が占めている。	蔵分	原本	横	1		
2221 1675	X	安政5年正月19日 (1858年)・午	万覚帳	○瀧氏(裏表紙) ●なし	家事金銭出費の覚、巳より午迄。	蔵分	原本	横半	1		
2222 1508	X	文久元年3月25日 (1861年)・酉	書状	○土橋村：大鐘太左衛門 ●湯日村御別家衆中	本家の家普請に付き金子入用の事は承知しているが、当方も蔵普請にて何かと物入で貸し金の都合がつかない。金1兩2分を広三郎に持たせたのでこれで納得されたい。	蔵分	原本	状	1		
2223 603	X	なし 10月28日 ・巳	覚	○大日村：忠左衛門 ●上湯日村：吉蔵	①両めん、小紋単(反)物1つ、②なみ古帯1つ、以上隣に受取る。		原本	状	1		

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦 () 年 月 日	標 題	○差出人 (役名・名前) ●受取人 (役名・名前)	摘 要	備 考	原コ写 本比真	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号
2224 1673	X	なし 正月 ・午	作徳不足覚	○弥五右衛門 ●湯日村地方	例えば卯年、庄八の分で見ると、散田6俵3斗5升2合からその内訳を示し、差引金1両176文の不足としている。記載年は卯～巳年迄の3年間の分で、記載されている人数は延べ19人にのぼる。	蔵分	原本	横	1		
2225 1517	X	なし 2月9日 ・戌	書状	○杉井盛七 ●瀧三郎左衛門	亥年も相変わらず米を貸してくれ、お陰で酒造分も確保できた。お年のお礼にも早速伺いたいが、今大井川で普請を引受ており他行きが出来ずお許し願う。	蔵分	原本	状	1		
2226 692	X	略	書状	○川村 曉 外 ●瀧 翁	川村曉、揚 啓堂(寧波船主)、(石川) 依平、宇山佐熊、不智通(之) 屋建彦諸氏の書簡、その中で依平、建彦以外は全て漢文体。		原本	状	6		
2227 691	X	略	なし(瀧駿甫に贈る文)	○榎田文基 ●瀧駿甫	全漢文、近況を報せる文。また七言律詩、七言絶句の漢詩を瀧氏に贈る。	5枚綴りを1セットとする。	原本	状	5		
2228 679	X	なし 正月20日	書簡	○蓑田十右衛門 ●瀧賢惣次、駿甫瀧雅	蓑田氏から瀧氏宛てた書状2通と、瀧氏に贈った7言律詩の漢詩である。		原本	状	3		
2229 1242	X	なし 1月30日	書状(口上)覚	○後屋右吉 ●瀧三郎太夫	納米40俵、この代金34兩1分、その内、金8兩受取る、とある。	蔵分	原本	状	1		
2230 1115	X	なし 2月 1日	書状	○石橋主税 ●瀧広三郎	紙面拝見、田所の件、仲々むつかしいとのこと、私に出張して来るようにとのことだが、実は青山氏の婚札があって行けない。親類別家衆ともこの件よろしく取り計らいを願いたい。7日には祭礼あり、その後は出掛けることも出来るので、それ迄御一統方とよく相談しておいてもらいたい。	蔵分	原本	状	1		
2231 1518	X	なし 2月 5日	書状	○孫右衛門 ●瀧三郎左衛門	実家の六右衛門がこの度別段お世話になった。今朝お宅を訪問したが、駿河に行ったとかで不在であった。母上にお目にかかった。とお礼を述べる。	蔵分	原本	状	1		
2232 1512	X	なし 2月	書状	○神津源四郎、外1名(虫欠) ●瀧三郎兵衛	去々年契約した額文字、今だに出来ないで困っている。今度貴男に贈るので文字を入れてもらいたい。	蔵分 虫喰い、欠字多い	原本	状	1		
2233 1243	X	なし 3月13日	書状	○下 長次郎、七太夫 ●上湯日村：三太夫、三郎一	年貢の蔵入り分、メ：6人分 16俵を受取ったことを報せる。	蔵分	原本	状	1		
2234 642	X	なし 4月20日	書状	○石川半蔵 ●瀧 三郎一	熱田宮の御師栗田国雄大人が、この度永代講を勤めて村々を巡回している。この人は鈴屋翁の門人名古屋の市岡孟彦先生の門人にて古学や和歌も詠むという出精の人、貴男の村に巡回の際はよろしく頼む。		原本	状	1		
2235 1510	X	なし 4月29日	書状	○前玉村：代五郎 ●上湯日村：瀧三郎左衛門	金子10両をそちらに差し上げたが、その證文に受取る。	蔵分	原本	状	1		
2236 1131	X	なし 5月19日	書状 (包み紙入り)	○前玉村：本間代五郎 ●瀧三郎左衛門	先日はそちらに行きご馳走になった。その時に相談したこと親類中も打寄り相談した様子、その結果を知りたい。	蔵分	原本	状	1		
2237 1146	X	なし 5月29日	書状	○前玉村：本間代五郎 ●瀧三郎左衛門	阿知ヶ谷行き、去る27日に助左衛門から、孫左衛門が在宿していて、6月2日頃迄在宿の様子、と聞いた。それで予てより内諾の通り6月2日に阿知ヶ谷に御出で願いたい。	蔵分	原本	状	1		
2238 339	X	なし 6月22日	書状	○長村七兵衛、河村八郎左衛門 ●瀧 三郎一	先刻はこちらに来ていただき、当方の依頼の件早速承知して頂き有り難い。別紙書付けにて差し上げた通りよろしく願いたい。		原本	状	1		
2239 1507	X	なし 7月12日	書状	○日坂宿より、三州小道具屋：奥重 ●瀧 三郎一	使いに持たせた書状：真洲の織物を受取り願いたい、金子3兩2分。又さめざやの脇差、この者に渡してもらいたい。	蔵分	原本	状	1		

2240 1149	X	なし	7月15日	書状	○前玉村：本間代五郎 ●上湯日村：瀧三郎左衛門	倉見立ち入りはむつかしい旨を報せたもの。	蔵分	原本	状	1		
2241 1150	X	なし	閏7月2日	書状	○前玉村：本間代五郎 ●上湯日村：瀧三郎左衛門	調書を八郎一より拝見する。相手はこれでは納得しないであろう。一件が片付いたならばしばらくの間退身するのがよいだろう、と伝える。	蔵分	原本	状	1		
2242 1140	X	なし	8月4日	書状 (包み紙あり)	○近藤官左衛門 ●三郎一	西に向かうとのこと、大体のことは承知しているが、その前に一寸本所与左衛門方へお越しになり、その上で西に向かわれるよう。委細は本所にて。	蔵分	原本	状	1		
2243 594	X	なし	8月12日	書状	○嶋村：山田儀八 ●上湯日村：瀧三郎左衛門	三郎左衛門による仕法の行いに、嘉十という者が薄情な振舞いをしたという風聞があるが、単なる噂のようなので、本人に直接確かめた方がよい、と報せる。		原本	状	1		
2244 714	X	なし	8月23日	書状	○藤枝宿：藤吉 ●上湯日村：瀧御旦那様	藤枝に来られた時、稲葉へ三味線一条の件、掛け合ったがこの落着は困難。三味線取替え金は4両なのだが、先年孫市様へ渡す金子8両（これは貴男が出す分なのだが）取り換えていて、都合12両を持参せねば三味線は差し上げられないと言っている、と金子に係わる縫い合いを述べる。	調査封筒入り 長さ198㎝	原本	状	1		
2245 1138	X	なし	9月1日	書状 (包み紙入り)	○掛川家中：久野助七 ●三郎一	過日は摺り物の事でお世話になった。かつ又遠路持参下され代金とも慥に受取ると報せる。	蔵分	原本	状	1		
2246 1137	X	なし	9月24日	書状	○川崎 内藤伊兵衛 ●瀧三郎左衛門	證文の件、早急に持参すべきところ抛所なく長引いてしまった。あまり遅くなくてもいけないので使いの者に届けさせた。先だつての一通と引替えてもらいたい	蔵分	原本	状	1		
2247 696	X	なし	10月26日	書状	○喜さえ ●おのえ	魚を贈ってくれたことへの礼状。手紙の送り主(きさえ)が手習いに励みその清書の美事さに感じ入っている。		原本	状	1		
2248 1128	X	なし	10月28日	書状 (包み紙入り)	○肴町：山田起右衛門 ●瀧三郎一	過日の私の家事一件について取り持ちくださり、お陰で相続出来るようになったそのお礼。	蔵分	原本	状	1		
2249 1129	X	なし	11月5日	書状	○掛川肴町：姫路屋：越右衛門 ●瀧三郎一	先日借用した金子10両、これ返済すべき処、延引していることのお詫び。	蔵分	原本	状	1		
2250 1119	X	なし	11月6日	書状	○うちた：平左衛門 ●瀧三郎左衛門	掛川表より拝借している金子の件、これ迄の苦勞を労い、過日伝えた金1両3分差し上げるので何分よろしくと依頼する。何の為の金子かは不明。	蔵分	原本	状	1		
2251 1241	X	なし	12月4日	書状	○八間屋：栄蔵 ●瀧三郎左衛門	米の受取り、質物三品差上げのことを報せる。三品の具体的説明はない。	蔵分	原本	状	1		
2252 337	X	なし	12月5日	書状	○母(瀧三太夫本家の母人のこと) ●おきみ(大蔵村大鐘多左衛門内夫人)	当所六兵衛分の證文、田畑・山林残らず、地方御用達より提出せよとの指示ありこれら全部使いの者に渡してもらいたい、との依頼。		原本	状	1		
2253 1145	X	なし	12月12日	書状	○主税 ●おたか	四郎兵衛から委細承ったが、そのなされ方は気の毒に思う。迎えに行く迄はそのまま待っているように、と告げる。	蔵分	原本	状	1		
2254 1130	X	なし	12月20日	書状	○白羽村：野村専左衛門 ●湯日村：瀧三太夫	おたかなどはただならぬ病身、寒気のさわりもあろう、と、病氣見舞いを兼ねながら、委細は我等兩人で引き受ける、としている。	蔵分	原本	状	1		
2255 639	X	なし	12月27日	書状	○大籠寛右衛門 ●瀧三郎左衛門	歳末の御祝儀を使者に持たせて届ける。源次郎夫妻にもよろしく伝えて、と末筆に加える。	紙変色	原本	状	1		
2256 695	X	なし		書状	○なし ●駿甫	私信・省略		原本	状	15		
2257 1188	X	なし		書状	○伊業かえ ●おのえ	江戸表へ出て奉公したいとのこと、これはなにかと物入で、また町人によい筋の者がいなくてはどうにもならぬ。両親とよくよく相談してみることに、としている	蔵分 文章前欠	原本	状	1		

X 家

NO. 150

2258 2542	X	なし	書状	○略 ●略	金子受取り等の書状を一括する。	蔵分	原本	状	14		
2259 1670	X	なし	なし（家訓）	○なし ●なし	江戸より郷里に宛てたものか、又郷里から江戸に向けて出立する時に示したものか、その家訓の内容は次の通り。①母を大切に、②広三郎を大事にし、私の留守中に悪戯しても叱らぬように、③諸道具、家財は帰国の時処分するので、そのママにしておくこと、④門口は戸を開けておくこと、など14項目にわたる。	蔵分	原本	横	1		
2260 1674	X	なし	御年貢入用差引徳米	○なし ●なし	子から申年までの9ヶ年間の差引き徳米を算出しているが、赤字大の時は20両を超えている。	蔵分	原本	横	1		
2261 857	X	なし	おぼへ長（覚帳）	○なし ●なし	①金子の出入りが月日を追って記帳される、②旅のメモ、湯日から川根筋へ、そこから秋葉山に行き、鹿島、三ヶ日から吉田宿迄の行程を記す、このような日記風のメモもあるが、大方は金子の出入り、方々に配る年玉等の金子出入りの覚。	調査封筒入り	原本	横半	1		
2262 341	X	なし	書状	○なし ●なし	本家と別家のやりとり、別家側が本家と睦合い、仲良くやっていきたいとっている。		原本	状	1		
2263 643	X	なし	（漢詩漢文綴り）	○なし ●なし	「送人遊西海」、「円海師久無幾復遊東都」など全漢文体、その中の1つに「寄懐瀧駿甫」があり、これは瀧氏に寄せた文である。また瀧氏の文（漢文）もある	一括綴込み	原本	状	3		
2264 638	X	なし	（漢詩等）	○勝シ篤 外 ●なし（瀧氏）	瀧氏の業績を挙げ、これを称える文章。全漢文体、この中には依平の歌もある。	一括まとめ	原本	状	12		
2265 641	X	なし	書状	○半蔵 ●三郎一	先日高亭に赴いた節何か不快なことがあったとか聞いている。どうしたのかと察じてこの文を送る。		原本	状	1		
2266 1250	X	なし	卯暮調書	○なし ●なし	①苗代田、米5俵、手作、②川久保 米5俵、伊左衛門、という書き方で列挙。合計米47俵3斗6升5合5勺、銭1貫700文とある。	蔵分	原本	横	1		
2267 2543	X	なし	書状	○略 ●略	私信を一括（42通）する。	蔵分	原本	状	42		
2268 572	X	なし	（包み紙）	○なし ●なし	この包み紙の表に「去り状」と記してある。これは通し番号2269の包み紙である。		原本	状	1		
2269 571	X	なし 3月27日	去状之事	○下湯日村：榎葉市郎兵衛 ●上湯日村：瀧姓おのえ	この度離別するので、今後どこへなりとも自由に縁談を進めてよい、とする離縁状。		原本	状	1	○	85
2270 950	X	欠	欠（先祖の覚）	○欠 ●欠	①観誓、文政4日5月15日、当日25回忌、②察誓、天保3辰3月19日、当辰13回忌、③蓮誓、虫欠、以上3名の記載あり。	調査封筒入り 前・後欠文章、虫喰い	原本	状	1		
2271 949	X	欠	なし （先祖記載の覚）	○欠 ●欠	「今亥年迄」、開祖道鑑426年とし、最後に値法32年とあり、この間に10名の記載がある。	調査封筒入り 文章後欠	原本	状	1		
2272 342	X	欠	差出申一札之事	○欠 ●欠	私家、このところ賄いが嵩み、これが元で別家一同相談、このことで私の誤解もあって相互に確執があった。しかし今般互いに理解し合い示談が成立する。	文章後欠	原本	状	1		

Y 典籍

2273 1404	Y	天明2年 (1782年)	李干麟唐詩選	○古文字屋市兵衛所（大坂）、小林新兵衛祥行（江戸） ●なし	木版印刷本	蔵分 虫喰いあり	原本	1	横半		
--------------	---	-----------------	--------	----------------------------------	-------	-------------	----	---	----	--	--

Z 雑

2274 1257	Z	なし	（一紙文書の綴り）	○略 ●略	金銭授受の覚、書状等の一紙文書を1つに綴じ込む。	蔵分	原本	1	綴り	1	
--------------	---	----	-----------	----------	--------------------------	----	----	---	----	---	--

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦()・干支	日	標 題	○差出人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原コ写 本ジ真	形 態	数 量	撮 影	箱 号
2275 1626	Z	なし		(雑)	○なし ●なし	金子入用の覚、書状、反別収入の覚等の状が一纏に綴じられている。	蔵分	原本	綴り	1		
2276 1448	Z	なし		覚	○なし ●なし	田畑反別・納米の覚(個別的)、下書きカ。	蔵分	原本	横振 綴り	1		
2277 1449	Z	なし		覚	○なし ●なし	個人納金の覚	蔵分	原本	横	1		
2278 2546	Z	なし		(米請取の覚)	○略 ●略	個人的な米の受け取りに関するものが多い。	蔵分	原本	状	40		
2279 2554	Z	なし		(普請資財請取の票)	○略 ●略	こよりとして再利用していたものをもとの形状に復元。標題の裏にも金子請取の記載あり。そのどちらが紙背文書か判断がつかない。	蔵分	原本	状	一括		
2280 529	Z	なし		(卯暑中)	○なし ●なし	500文山田様、400文山角様、400文久松様・・・・・・というように列挙し、計12名の者の記載あり。		原本	状	1		
2281 2551	Z	なし		(金子請取の覚) (その1)	○略 ●略	上納金、年貢、利子、米、普請金等の請取を示す、紙片にて(伝票)。	蔵分	原本	状	56		
2282 2552	Z	なし		(金子請取の覚) (その2)	○略 ●略	金子受取り、及び返済や米穀受取りも含む、紙片にて(伝票)。	蔵分	原本	状	93		
2283 2550	Z	なし		(金子請取の覚) (その3)	○略 ●略	何の為の金子請取なのかはっきりしないものが多い。	蔵分	原本	状	百 16		
2284 1281	Z	なし		(金子請取の覚) (その4)	○略 ●略	金子請取状46枚を一括綴じ込む。宛名は瀧三郎左衛門と三郎一が多い。その金子の額は10両から100両を超えるものもあり、貸借の金額が大きい。	蔵分	原本	状 綴り	1		
2285 1184	Z	なし		(金子請取の覚) (その5)	○略 ●略	古沢文左衛門を差出人とするものが目立つ。つまり御用金請取書である。また借用証文も綴じ込んでいて雑多。	蔵分	原本	状 綴り	1		
2286 1624	Z	略		(金子請取の覚) (その6)	○略 ●略	各種金子請取の覚(状)が綴られている。	蔵分	原本	綴り	1		
2287 1625	Z	なし		(金子入用の覚) (その7)	○なし ●なし	金子入用の覚(状)が一纏に綴り込まれている。	蔵分	原本	綴り	1		
2288 2547	Z	なし		(金子請取の覚) (その8)	○略 ●略	金子請取の一紙文書をひとまとめにして綴り込んでいる。	蔵分	原本	綴り	3		
2289 2556	Z	欠		断簡 (その1)	○欠 ●欠	状もの各種断簡を一括する。	蔵分	原本	状	64		
2290 2545	Z	欠		断簡 (その2)	○欠 ●欠	各種状もの断簡を一括する。	蔵分	原本	状	63		
2291 2553	Z	欠		断簡 (その3)	○欠 ●欠	メモ的文章。	蔵分	原本	状	4		
2292 2555	Z	欠		断簡 (その4)	○欠 ●欠	前欠・後欠、又は前後欠の一紙文書。	蔵分	原本	状	62		

2293 2548	Z	欠	断簡 (その5)	○欠 ●欠	前欠、後欠また前後欠の一紙文書。	蔵分	原本	状	22		
2294 2557	Z	欠	断簡 (その6)	○欠 ●欠	文章として構成できないもの、包み紙、表紙、虫喰いによる文書、等をまとめる	蔵分	原本	状	51		
2295 2544	Z	欠	断簡 (その7)	○欠 ●欠	文章として構成出来ないもの。包み紙のみ、表紙等あり。	蔵分	原本	状	20		
2296 2549	Z	欠	断簡 (その8)	○欠 ●欠	表紙(裏表紙も)欠、紙同士が貼りつき全ページの開閉は不能。虫喰いのせい カ 虫喰いによる欠損	蔵分	原本	縦	1		
2297 597	Z	なし	なし	○なし ●なし	散田3俵2斗5升、屋敷内畑3枚、畑数8枚、隠居取置金2分……などと挙げ、その処置方法をメモ的に記載する。	文章後欠カ	原本	状	1		
2298 683	Z	なし	(包み紙)	○上泉村:松右衛門 ●なし	包み紙の上に「一札 一通」とある。		原本	状	1		
2299 690	Z	なし	(包み紙)	○なし ●なし	表書きに「吹木 大久保 井林 半平より差出一札」とある。		原本	状	1		
2300 684	Z	なし	(包み紙)	○なし ●なし	表面に「金1分」とある。		原本	状	1		
2301 686	Z	なし	(包み紙)	○なし ●なし	表書きに「大井川通川原高二付、下湯日村名主より書付也」とある。		原本	状	1		
2302 954	Z	欠	断簡	○欠 ●欠	年貢皆済目録の断片、神社へのお札紙、金子證文 一札と記した包み紙、漢詩、 契約と記した包み紙、天満宮と書いた紙などがある。	調査封筒入り	原本	状	8		